

平成14年度版

瀬戸市環境基本計画年次報告書

平成13年度の環境の状況並びに市が講じた施策の状況

瀬 戸 市

環 境 方 針

瀬戸市は、将来にわたって良好な環境を持続していくために、地球環境の保全、自然環境の保全、資源が循環する社会づくりを目指すとともに、積極的により良い環境を培っていく「環境創造都市」の実現に向けて取り組めます。

- 1 瀬戸市環境基本計画で定めた施策を推進します。
- 2 市自らが地球の大規模事業者・消費者であること及び市の活動が環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行うものとします。
特に、次の項目に関しては優先的に取り組めます。
 - (1) 省エネルギー、省資源の推進
 - (2) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
 - (3) グリーン購入（環境への負荷の少ないものの調達）の推進
- 3 技術的・財政的に可能な範囲で達成すべき環境目的及び目標を定め、かつ、それを定期的に見直すことにより、継続的な環境改善に努めます。
- 4 環境に関する法令、協定その他合意事項を遵守するとともに、将来にわたる環境汚染の未然防止に努めます。
- 5 環境方針を文書化し、全職員に周知するとともに、全職員の環境保全に対する意識の向上を図るための研修を行います。
- 6 環境方針は、広く一般に公表します。

平成12年8月1日

瀬戸市長 増岡 錦也

はじめに

本市は、古くからせとものまちとして輝かしい歴史と伝統をもち、多くの先人たちの長年にわたる努力により、豊かな自然の恵みに支えられながら、文化と産業の調和の中で発展してきました。

しかしながら、私たちの日常生活や事業活動をはじめ、さまざまな活動は、環境に負荷を与えています。地球温暖化や廃棄物の処理、ダイオキシン類など、今日の環境問題は複雑多様化し、経済や社会のシステムを見直し、持続可能な社会に変えていく必要があります。

豊かな自然を保全し、良好な環境を次世代へ引き継いでいくことは、現在の私たちに課せられた使命です。このためには、行政・事業者・市民のそれぞれが一体となって取り組み、問題解決に努めていかなければなりません。

こうしたなか本市では、平成 12 年 3 月に環境に対する市の取り組みの基本的な姿勢と方向を示す「瀬戸市環境基本計画」を策定し、続いて平成 13 年 3 月には「瀬戸市環境基本条例」を制定し、各種の環境施策を展開しております。

また、本市は平成 13 年 2 月に、環境管理の国際規格である ISO14001 の認証を取得し、省エネや省資源をはじめ、事務事業の実施に伴い発生する環境負荷の削減や環境施策の推進など、全庁的な取り組みを進めています。

今後とも市では、自然環境、地球環境を保全し、資源が循環する社会づくりを目指すとともに、積極的によりよい環境を培っていく「環境創造都市」の実現に向けて、環境施策に総合的・計画的に取り組んでまいります。

本書は、市の環境の状況や「瀬戸市環境基本計画」に基づいて、平成 13 年度に行った環境の保全及び創造に関する施策の状況等を取りまとめたものです。

この報告書を通じて、瀬戸市の環境についての理解を深めていただき、市民の皆様の積極的な取り組みへの一助となることを期待するとともに、今後の市の取り組みについてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

瀬戸市長 増岡 錦也

目 次

環境の保全及び創造に関する施策の概要

1 生活環境	- - - - -	1
2 自然環境	- - - - -	1
3 都市・快適環境	- - - - -	2
4 広域・地球環境	- - - - -	2

環境目標の達成状況

1 生活環境		
(1) 一般廃棄物の排出量の削減	- - - - -	3
(2) 騒音に関する環境基準	- - - - -	4
(3) 生活排水処理率の向上	- - - - -	4
(4) 主要河川の水質の維持・向上	- - - - -	5
(5) 大気汚染に関する環境基準	- - - - -	5
2 都市・快適環境		
(1) 公共施設の省エネルギー化の推進	- - - - -	6
(2) 太陽光発電システムの導入の促進	- - - - -	6
3 広域・地球環境		
(1) 二酸化炭素排出量の削減	- - - - -	7
(2) 低公害型車両の導入	- - - - -	7
(3) フロン回収の実施率の向上	- - - - -	8

環境の現状

1 生活環境		
(1) 大気質	- - - - -	9
(2) 水質	- - - - -	13
(3) 騒音	- - - - -	15
(4) 振動	- - - - -	17
(5) 悪臭	- - - - -	18
(6) 土壌	- - - - -	18
(7) 廃棄物	- - - - -	19
(8) 生活環境に関する苦情	- - - - -	20
2 自然環境		
(1) 地形・地質	- - - - -	22
(2) 植生・植物	- - - - -	23
(3) 動物	- - - - -	24
(4) 瀬戸市理科教育研究会との調査	- - - - -	27
(5) 自然とのふれあい	- - - - -	30
3 都市・快適環境		
(1) 身近な緑	- - - - -	32
(2) 水辺空間	- - - - -	32
(3) 歴史・文化財	- - - - -	32
(4) 都市基盤	- - - - -	32
4 広域・地球環境		
(1) 地球温暖化	- - - - -	34
(2) オゾン層の破壊	- - - - -	34
(3) 酸性雨	- - - - -	35

環境の保全及び創造に関して講じた施策

1 瀬戸市環境基本計画の推進

- (1) 環境基本計画の概要 - - - - - 37
- (2) 計画の進行管理 - - - - - 40

2 「澄んだ空気のおいしいまち」を目指して

- (1) 固定発生源の対策 - - - - - 40
- (2) 有害化学物質対策 - - - - - 41
- (3) 悪臭の防止対策 - - - - - 41
- (4) 大気・悪臭監視活動 - - - - - 41

3 「清らかで豊かな水のあるまち」を目指して

- (1) 生活排水・事業場排水対策の推進 - - - - - 41
- (2) 河川の水質浄化対策の推進 - - - - - 42
- (3) 水質監視体制の充実 - - - - - 42
- (4) 土壌汚染対策の推進 - - - - - 42
- (5) 地盤沈下・地下水対策の推進 - - - - - 42

4 「生活の中で自然の音が聞こえるまち」を目指して

- (1) 固定発生源対策の推進 - - - - - 43
- (2) 道路騒音・振動対策 - - - - - 43
- (3) 近隣騒音・振動対策 - - - - - 43

5 「ゴミを出さないまち」を目指して

- (1) 一般廃棄物の処理 - - - - - 43
- (2) 産業廃棄物の処理対策 - - - - - 45
- (3) ポイ捨て・ふん害防止と環境美化対策 - - - - - 45

6 「豊かな自然と人が調和したまち」を目指して

- (1) 緑など自然の保全 - - - - - 46
- (2) 動植物の保護・保全 - - - - - 46
- (3) 農地の保全 - - - - - 47

7 「自然の恵みを無駄なく活かすまち」を目指して

- (1) 省資源・省エネルギー対策の推進 - - - - - 47
- (2) 自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進 - - - - - 48

8 「笑顔があふれ、ゆとりのあるまち」を目指して

- (1) 都市緑化の推進 - - - - - 49
- (2) 河川等における親水性の向上や新たな自然の創出 - - - - - 49
- (3) 良好な住環境の確保 - - - - - 50

9 「安全で住みやすいまち」を目指して

- (1) 安全の確保、人にやさしいまちづくり - - - - - 51
- (2) 環境リスクの低減や災害に対応したまちづくり - - - - - 51

10 「『せと』の文化の薫るまち」を目指して

- (1) 歴史的・文化的環境の保全・継承 - - - - - 52
- (2) やきものを活かしたまちづくりへの取り組み - - - - - 53

11 「地球に負担を与えないまち」を目指して

- (1) 地球温暖化の防止 - - - - - 53
- (2) オゾン層の保護 - - - - - 53
- (3) 広域・地球環境保全への取り組み - - - - - 54

12 「市民・事業者とのパートナーシップの形成」を目指して

- (1) パートナーシップの形成 - - - - - 54
- (2) 環境教育の推進 - - - - - 57

参考資料編 目次

1 環境基準	1
(1) 大気汚染に係る環境基準	
(2) 水質汚濁に係る環境基準	
(3) 騒音に係る環境基準	
(4) 土壌の汚染に係る環境基準	
(5) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準	
2 規制基準	6
(1) 大気汚染に係る規制基準	
(2) 水質汚濁に係る規制基準	
(3) 騒音に係る規制基準	
(4) 振動に係る環境基準	
(5) 悪臭に係る規制基準	
3 測定結果	14
(1) 大気汚染に係る測定結果	
(2) 水質汚濁に係る測定結果	
(3) 騒音・振動に係る測定結果	
(4) 生物調査（水生昆虫）結果	
(5) 酸性雨調査結果	
4 その他	28
(1) 瀬戸市環境マネジメントシステムの取り組み	
(2) 環境影響評価（環境アセスメント）	
(3) 瀬戸市環境基本条例	
(4) 瀬戸市産業廃棄物関係施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	
(5) 瀬戸市産業廃棄物関係施設の運用の指導に関する条例	
(6) 瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例	

環境の保全及び創造に関する施策の概要

1 生活環境

本市の大気環境は、粉じんを除けば比較的良好な状態にあります。光化学オキシダントや浮遊粒子状物質は環境基準を超えることがありますが、その他の項目については環境基準に適合しており、ほぼ横ばいで推移しています。市は大気環境の状況を常時監視するため、古瀬戸の大気汚染測定所において、大気汚染物質の測定や気象観測を行っているほか、3支所で浮遊粒子状物質の測定をしています。近年は、焼却施設から排出されるダイオキシン類や自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっており、特に焼却行為に伴う空気の汚れや悪臭に関する苦情が目立って増加しています。

市内には4つの主要河川（瀬戸川・矢田川（通称：山口川）・水野川・蛇ヶ洞川）と76の支川があります。このうち瀬戸川流域については、人口密度が高く、窯業関連工場も集中していることから、他の3河川に比較して水質汚濁がすすんでいます。一方、矢田川・水野川については、自然流量が多く農業用水としても利水されていますが、上流域に土石採取場や企業団地等があり水質汚濁の原因となっています。また、蛇ヶ洞川については、水道水源にもなっており、良好な水質を保っています。このため、市では、河川の水質汚濁の改善や快適な生活環境の保全を図るため、公共下水道の整備をはじめ、合併処理浄化槽の普及、生活排水対策の啓発、県と共同した事業所への立入調査等を行っています。また、公共用水域の水質調査についても独自に実施しています。

本市に寄せられる公害苦情のうち、2割程度が騒音に関する苦情であり、毎年大きな割合を占めています。近年は、工場や事業所に関するもののほか、近隣騒音や道路騒音に関する改善要望や苦情が寄せられています。

平成13年度は、主要国道4地点において自動車騒音・振動調査を実施しました。調査の結果、騒音は環境基準を超えていましたが、要請限度については騒音・振動とも各地点で満足するものでした。ただし、騒音については一部で要請限度に近い値となっています。このため、交通網の体系的整備や公共交通機関の利用促進など騒音軽減のための施策を推進しています。

2 自然環境

本市は、市域の約6割を緑が占めており、名古屋都市圏の緑を形成する都市の一つとなっています。群落としては、コナラを優占種とするコナラ・ケネザサ等落葉広葉樹群落が多く、アカマツ・クロマツ・モチツツジ群落、スギ・ヒノキ等植林といった順になっています。

本市の特徴としては、かつて窯業資源として伐採された森林が植林により回復したことが挙げられます。北部山間部の定光寺照葉樹林や雲興寺のツブラジイ林は、この地域の原生的な林あるいは郷土景観を代表する群落として、環境省の自然環境保全基礎調査の特定植物群落に指定されています。また、市内の丘陵地には湧水や湿地がみられ、周伊勢湾要素と呼ばれるこの地域における固有な植物群を形成し、ハッチョウトンボが生

息するなど多様な生態系となっています。

これらの自然環境の維持のため、市域のすぐれた自然や貴重な動植物調査、自然環境保全の普及・啓発、各種開発の規制、自然環境の保護・保全と回復への取り組みが課題となっています。

3 都市・快適環境

都市化の進展に伴って、快適でうるおいや安らぎのある環境が求められるようになり、都市部における自然や地域の文化とのふれあいの充実が重視されるようになってきました。このため、街路樹の整備や都市公園の緑を整備するなど、市街地での緑化に努めています。

都市景観については、大規模な建築物等を建築するにあたって、届出制度により周辺地域との調和などを誘導基準に基づいて助言・指導を行うなど、良好な都市景観形成に努めています。また、陶の路や宮川線の道路整備において、電柱のカラー化、道路照明灯の美装化などを実施しています。

本市は、古くから「やきもののまち」として発展し、それを象徴するように数多くの史跡、文化財が残されています。市ではやきものの歴史や文化をはじめとした歴史的・文化的環境の保護と継承に努めるとともに、やきものを活かしたまちづくりとして、歴史民俗資料館をはじめ、新世紀工芸館やマルチメディア伝承工芸館の整備、運営を図り、新しい文化の発掘や伝統技術の継承などを行っています。

4 広域・地球環境

地球環境問題としては、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少などが挙げられます。地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増えていることが原因です。直接、化石燃料を消費しなくても、電気等のエネルギーを使用することにより、間接的に発電の過程で化石燃料を消費しています。このように地球温暖化は人間のあらゆる活動において原因となっており、行政・事業者・市民のそれぞれの立場での環境保全への取り組みが必要となっています。

瀬戸市役所も市内の一事業所として、以前から省資源・省エネルギー、廃棄物の分別等に取り組んできましたが、平成 13 年 2 月に ISO14001 の登録認証を取得し、より一層環境に配慮した取り組みを職員一体となって実践していきます。

また、できるだけ多くの家庭で環境に配慮した生活（エコライフ）を実践していただくために、「市民エコライフ事業」の一環としてエコライフモニターの募集を行い、環境家計簿への取り組みやアンケートを実施しているところです。今後は、こうした取り組みなどから得た情報等をより多くの方々にお知らせしていきます。

環境目標の達成状況

瀬戸市環境基本計画では、施策に対してできるだけ数値目標を設定しています。各分野における数値目標の現時点での達成状況を示します。

1 生活環境

(1) 一般廃棄物の排出量の削減

1) 1人1日当たりのごみ排出量に係る目標値及び実績値

2005年（平成17年）時点で1人1日当たりのごみ排出量を800g〔1986年（昭和61年）レベル〕以下とする。

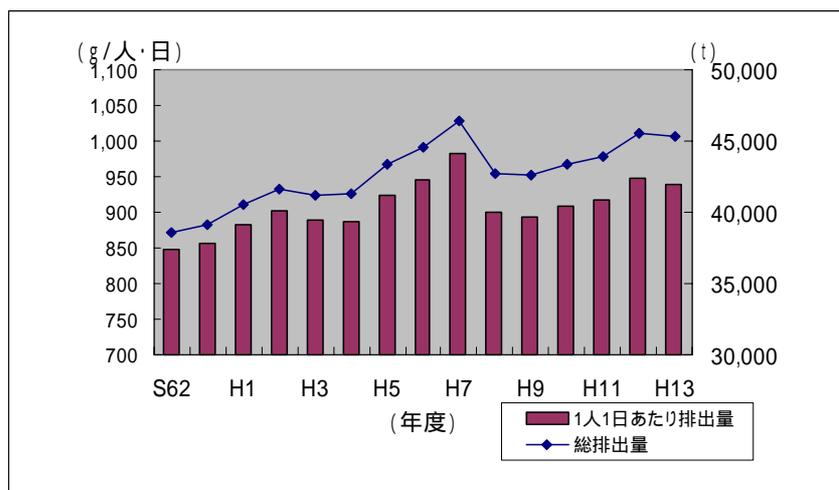


図 - 1 一般廃棄物の排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量、総排出量ともに、指定ゴミ袋制度導入（平成8年度）以降は増加傾向にありましたが、13年度は前年より若干のマイナスとなりました。ゴミ減量の意識はあっても、目標値には遠く及びません。今後は、ゴミの分別やリサイクルも大切ですが、まず「出てくるゴミを減らす（発生抑制）」意識啓発が重要です。

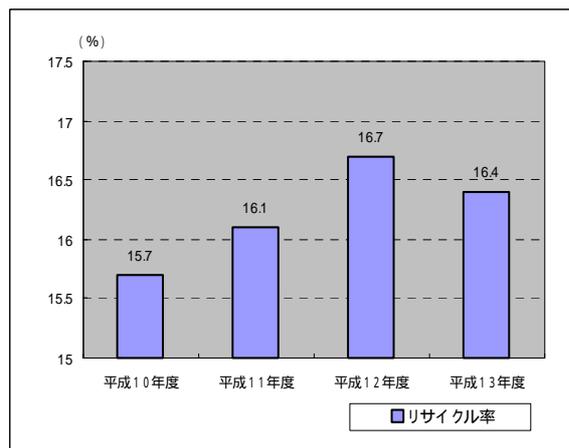
2) 一般廃棄物の総排出量に対する資源ごみ回収量の割合の目標値及び実績値

2005年（平成17年）時点でゴミのリサイクル率を17%以上とする。

表 - 1 廃棄物及び資源物回収量 単位:t

	総排出量	晴丘回収資源物	市回収資源物	集団回収
10年度	43,332	1,710	2,936.1	3,122.6
11年度	43,878	1,637	3,704.9	2,787.3
12年度	45,597	1,868	4,295.3	2,588.1
13年度	45,319	1,572	4,739.0	2,276.1

図 - 2 リサイクル率の推移



資源物の回収量及び回収率は、わずかずつ増えてきましたが、13年度は頭打ちとなりました。市の回収資源物は伸びていますが、子供会等による集団回収は回収量が減少しています。

特に市で新たな収集体制をとった紙類（平成12年度より「紙の日」の実施）の回収量が大幅に増加しています。（詳細は - 1 - (7) 廃棄物を参照）その分集団回収による紙類がやや減少しましたが、今後も分別回収品目等を増加させることにより、資源物回収量及びリサイクル率は増加するものと思われます。

(2) 騒音に関する環境基準

・騒音に関する目標及び実績

道路に面する地域や一般地域の騒音について、具体的な数値目標は環境基準とする。

表 - 2 調査地点別騒音環境基準適合状況

調査地点	用途地域	区分	3日間の等価騒音レベル (dB(A))	
			昼間	夜間
No. 1 本郷町 国道155号	第1種住居	測定値	71	66
		評価	×	×
No. 2 西原町 国道363号	準住居	測定値	72	69
		評価	×	×
No. 3 山口町 国道155号	第1種中高層 住専	測定値	75	70
		評価	×	×
No. 4 品野町 国道248号	準工業	測定値	74	69
		評価	×	×
幹線交通を担う道路に近接する 空間の環境基準			70	65

市内の主要幹線での道路交通騒音は、すべての地点で基準を超える値を示しています。なお、騒音に関する環境基準等は、測定技術や国際的な動向の変化により、平成10年に等価騒音レベルによる評価手法に改定されています。

(3) 生活排水処理率の向上

・処理率の目標及び実績値

2005年（平成17年）時点で下水道や合併処理浄化槽等による生活排水の処理率を66%以上とする。

下水道普及率 38.9%

合併処理浄化槽 17.1% （人口割合：平成14年4月1日現在）

市内の下水は、矢田川、瀬戸川流域を西部浄化センターで、水野川流域を水野浄化センターで終末処理しており、現在整備区域の拡張を進めている段階です。また、浄化槽

法の改正により、平成 13 年 4 月からは、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽の新設が原則として禁止となり、今後は合併処理浄化槽の設置が義務づけとなったため、生活排水処理率の更なる向上が期待されます。

(4) 主要河川の水質の維持・向上

・市内の主要な河川の水質目標に関する目標及び実績

市内の主要河川における水質の目標として、環境基準（生活環境）の各類型を目標とする。なお、矢田川（環境基準はD類型の指定）は上乘せでC類型を目標とする。

表 - 3 調査地点別水質目標適合状況

河川名	環境基準 目標類型	地点名	pH	BOD 75%値	SS	DO	大腸菌群数
矢田川	C	本地大橋					-
瀬戸川	D	三郷橋		×			-
水野川	C	東谷東橋	11/12				-
蛇ヶ洞川	A	蛇ヶ洞川橋					3/4

はすべての測定で適合。それ以外は [適合 / 測定回数] ただし、BOD は 75% 値で評価。

市内の主要河川の水質目標に対する実績は、瀬戸川[三郷橋]での BOD (75% 値)、水野川[東谷東橋]での pH、蛇ヶ洞川[蛇ヶ洞川橋]での大腸菌群数において、環境基準を超えることがありました。その他は、すべて水質目標を達成しています。

(5) 大気汚染に関する環境基準

・大気汚染に関する目標及び実績

大気汚染について、具体的な数値目標は環境基準とする。

表 - 4 大気汚染に関する環境基準適合状況

(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については長期的評価による。)

測定局	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (O _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)
瀬戸市大気汚染測定所			×	
水野支所				
幡山支所				
品野支所				×

適合、 × 不適合

市内での大気汚染の状況は、長期的な評価を中心に環境基準と比較すると、光化学オキシダントで基準値を超えていることがあります。なお、短期的には各地点において、浮遊粒子状物質が基準値を超えることがあります。(詳細は - 1 - (1) 大気質を参照)

2 都市・快適環境

(1) 公共施設の省エネルギー化の推進

・省エネルギーに関する目標及び実績

2005年（平成17年）における市の公共施設の省エネルギー化率として、1998年度（平成10年度）に比べ職員一人当たり10%以上とする。

表 - 5 市本庁舎の省エネルギー実績

	水道(m3)	10年度比 増減率(%)	ガス(m3)	10年度比 増減率(%)	電気(kwh)	10年度比 増減率(%)
平成10年度	3,419		85,841		1,527,797	
平成11年度	3,537	3.5	86,546	0.8	1,609,850	5.4
平成12年度	2,906	-15.0	76,338	-11.1	1,553,471	1.7
平成13年度	2,937	-14.1	72,574	-15.5	1,606,539	5.2

10年度を基準として比較すると、11年度は若干増加がみられましたが、12、13年度は、水道、ガスの使用量で大幅に減少しています。これは、ISO14001登録認証の取得にあたり、具体的な環境目的・目標として省エネルギーや節水等に努めたため減少したものであると思われます。しかしながら、電気については、庁内にIT機器の導入が進んだことから、昼休み時間等の消灯や不要な電気機器の停止などの努力にもかかわらず若干の増加がみられました。

(2) 太陽光発電システムの導入の促進

・太陽光発電システムの導入目標及び実績

市の公共施設における太陽光発電システムの導入量を2005年（平成17年）時点で60kw導入する。

表 - 6 市の公共施設における太陽光発電システムの導入実績

設置場所	規模	種別	導入年月
品野台小学校	30.6kw	太陽光発電	平成11年1月
新世紀工芸館	2.0kw	太陽光発電	平成11年1月
春雨墓苑	1.9kw	太陽光発電 噴水	平成12年3月
マルチメディア伝承工芸館	3.0kw	太陽光発電	平成12年3月

平成10年度以降に公共施設に太陽光発電システムを合計で37.5kw設置しています。発電した電気は、ほとんどが施設電力用として使用しています。

また、このほかにも太陽光発電街路灯を市内の公共施設に設置しています。

3 広域・地球環境

(1) 二酸化炭素排出量の削減

- ・二酸化炭素排出量に関する目標及び実績値

市全体の二酸化炭素排出量を 2005 年（平成 17 年）以降、概ね 1990 年（平成 2 年）レベルに安定化する。

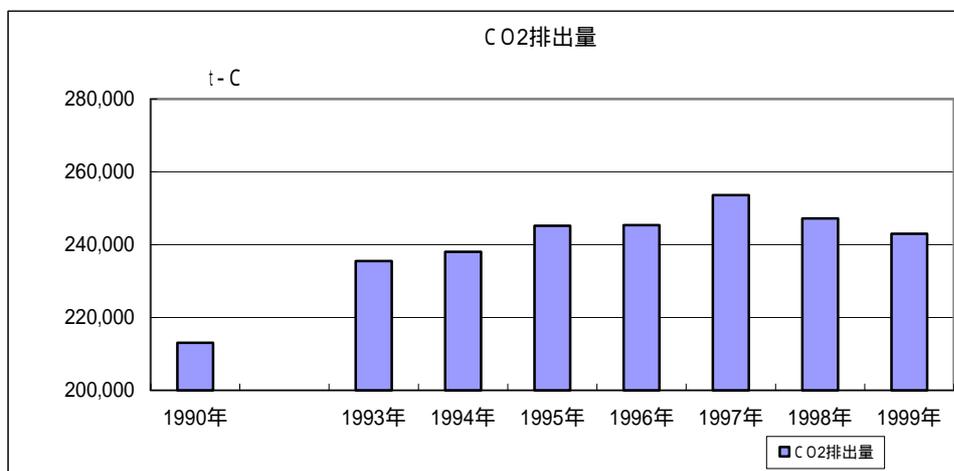


図 - 3 二酸化炭素排出量の推移

1990 年（平成 2 年）レベルを基準として比較すると、まだ高い水準で推移しています。しかし 1997 年（平成 9 年）をピークとして、減少傾向を示しています。

(2) 低公害型車両の導入

- ・低公害型車両導入に関する目標及び実績

公用車（一般車両）の買い替えは低公害型車両を導入することとし、2010 年（平成 22 年）におけるすべての公用車（一般車両）を低公害型車両とする。

本市では、低公害車を 3 台導入しています。内訳は、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車が 1 台ずつです。ただし、電気自動車については、バッテリーの寿命と維持費用の問題により、平成 13 年 11 月の車検に合わせて廃車しました。なお、現在は、公用車の台数の見直しを行っており、新規車両の導入をできる限り控えているところです。今後、買い替え等により公用車を更新する際には、低公害車 [電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・メタノール自動車] あるいは低公害型車 [軽自動車や燃費効率のよい自動車（低燃費車）、低排出ガス車] の導入を進めていきます。

(3)フロン回収の実施率の向上

・フロン回収の実施に関する目標及び実績

2001年（平成13年）以後、家電製品のフロンの回収及び適正処理率を100%とする。

表 - 8 フロン回収の実施に関する実績

	種類	フロン回収状況	
		台	kg
平成9年度	冷蔵庫	943	26.0
平成10年度	冷蔵庫	1,433	66.5
平成11年度	冷蔵庫	1,085	29.0
平成12年度	冷蔵庫	2,282	81.5

平成12年度までは、尾張東部衛生組合（晴丘センター）にて、2市1町（瀬戸市・尾張旭市・長久手町）から排出された冷蔵庫について、フロンの回収を行っていました。

しかしながら、平成13年4月から特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは、メーカー指定の法人にて回収リサイクルされます。このため、指定ルートで100%適正処理されることとなり、現在は晴丘センターにてフロンの回収を行っていません。

Ⅲ 環境の現状

1 生活環境

(1) 大気質

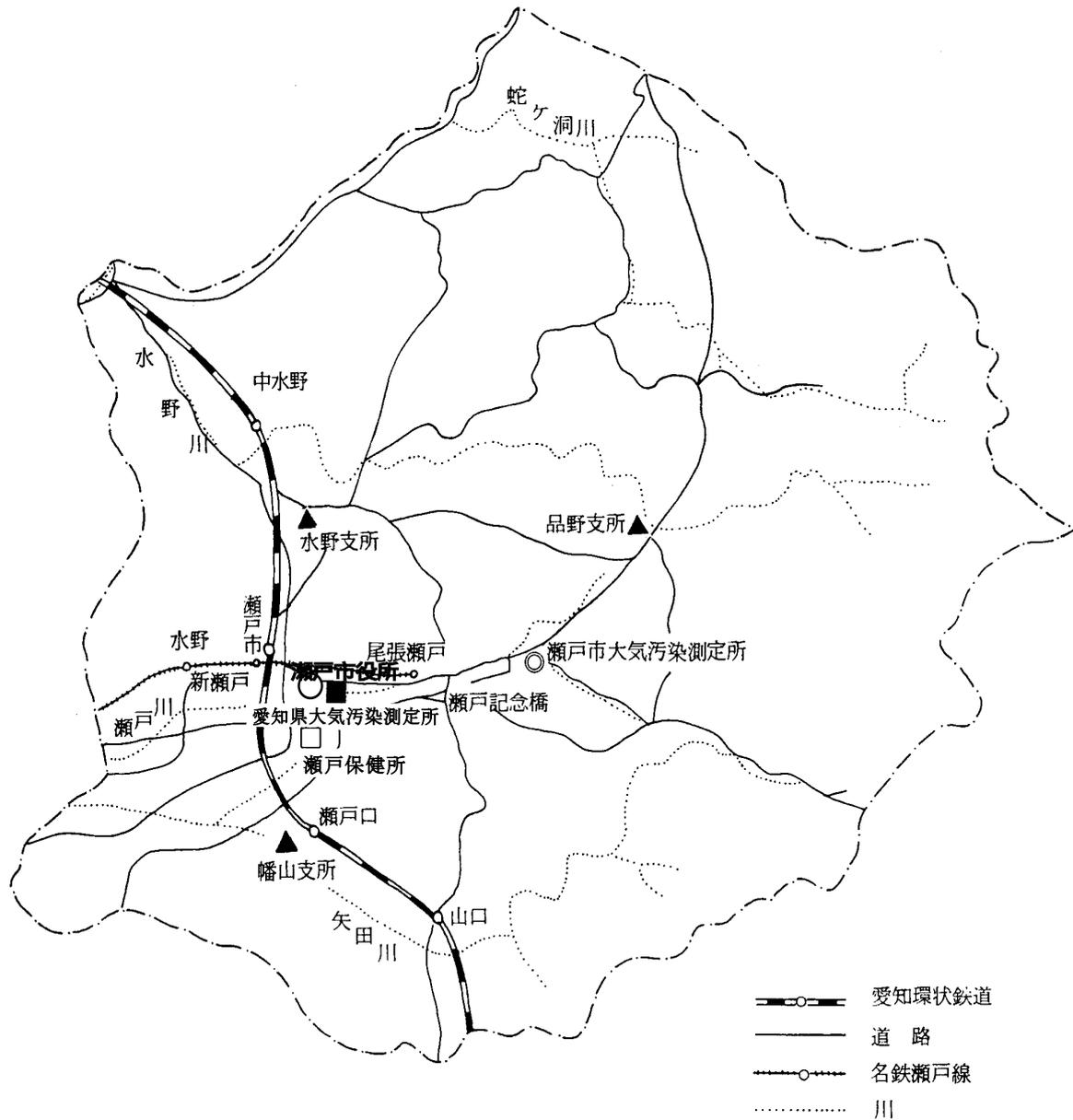
大気の汚染は、工場、事業場等の固定発生源から排出される硫黄酸化物（ SO_x ）、ばいじん、窒素酸化物（ NO_x ）、粉じん等や移動発生源である自動車から排出される窒素酸化物（ NO_x ）、一酸化炭素（ CO ）、炭化水素（ HC ）等に起因しています。市では、大気汚染の状況を把握するため、昭和 47 年から測定を開始し、平成 13 年度は市内 4 カ所に測定所を設け、二酸化硫黄（ SO_2 ）、窒素酸化物（ NO_x ）、光化学オキシダント（ O_x ）及び浮遊粒子状物質（ SPM ）の常時測定を行っています。愛知県も市内中心部に愛知県大気汚染測定所を設け、光化学オキシダント、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素等の常時監視をしています。

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」第 16 条の規定に基づいて定められたもので、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めています。この基準は、「大気汚染防止法」をはじめとする大気汚染防止対策を実施していく上での目標となるもので、大気の汚染状況を判断する上での尺度ともなっています。

大気質に関連する環境基準は、一般的な大気の汚染物質として二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学 オキシダントの 5 項目について定められています。また、有害汚染大気物質に係る環境基準としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが、その他ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準が定められています。

平成 13 年度の測定結果は、二酸化硫黄・二酸化窒素はすべての時間において環境基準値以下でしたが、光化学オキシダント・浮遊粒子状物質は短期的に基準値を超えることがありました。また、浮遊粒子状物質については、4 測定局のすべてにおいて環境基準を超える値が記録されたため、今後とも大気の状態の把握と監視の強化をすすめていきます。

図 - 1 大気汚染測定位置



瀬戸市大気汚染測定所	◎	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、風向、風速、温度、湿度
3 支 所	▲	浮遊粒子状物質
愛知県大気汚染測定所	■	オキシダント、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素
瀬戸保健所	□	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、風向、風速
瀬戸市役所	○	降下ばいじん

1) 二酸化硫黄 (SO₂) 調査

二酸化硫黄は主として重油を燃料として使用している施設から排出されます。瀬戸市大気汚染測定所(西拝戸町16-10)では、常時測定を行っています。(図Ⅲ-1)

平成13年度は、環境基準に適合しており、経年変化をみても、低い濃度で推移しています。(表Ⅲ-1)

ただし、平成13年度から引き続いて三宅島の噴煙と考えられる二酸化硫黄濃度の上昇が、関東、中部、関西地方において広範囲にわたって観測されています。瀬戸市大気汚染測定所においても4月～9月にかけて一時的に高濃度の二酸化硫黄濃度(0.04～0.08ppm程度)が観測されましたが、いずれも1時間値の環境基準(0.1ppm以下)を満足する値でした。

表Ⅲ-1 二酸化硫黄測定結果(年間値) (瀬戸市大気汚染測定所)

項目 地点	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数と割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	環境基準の適合状況
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	適○否×
瀬戸市大気汚染測定所	362	8,661	0.005	0	0	0	0	0.012	0.084	0.019	○

2) 窒素酸化物 (NO_x) 調査

窒素酸化物は、燃料中の窒素化合物や大気中の窒素が酸化されて生成されます。常時測定は、瀬戸市大気汚染測定所で行っており、昭和54年の測定開始以来継続して環境基準に適合しています。平成13年度の日平均値(98%値)は前年度に比べ若干の減少となっています。(表Ⅲ-2)

※98%値とは1日平均値のうち低い方から98%に相当する値をいう。

表Ⅲ-2 一酸化窒素・二酸化窒素・窒素酸化物測定結果(年間値) (瀬戸市大気汚染測定所)

項目 測定項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)	環境基準達成状況
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(%)	
一酸化窒素(NO)	362	8,673	0.006	0.099	—	—	—	—	0.022	—	—	—
二酸化窒素(NO ₂)	362	8,673	0.012	0.088	0	0.0	1	0.3	0.028	0	—	○
窒素酸化物(NO _x)	362	8,673	0.019	0.162	—	—	—	—	0.049	—	70.0	—

3) 光化学オキシダント (O_x) 調査

光化学オキシダントは、窒素化合物、炭化水素等が太陽光線を受けて光化学反応を起こし生成される汚染物質で、人体や動植物に悪影響を与えるものです。常時測定は昭和53年から瀬戸市大気汚染測定所において行っています。

平成13年度は環境基準を超えた値が129日、658時間記録されましたが、光化学スモッグ予報等の発令はありませんでした。(表Ⅲ-3)

表Ⅲ-3 光化学オキシダント測定結果(年間値)

項目 地点	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準達成状況
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
瀬戸市大気汚染測定所	365	5,391	0.034	129	658	7	12	0.163	0.056	×

4) 浮遊粒子状物質 (SPM) 調査

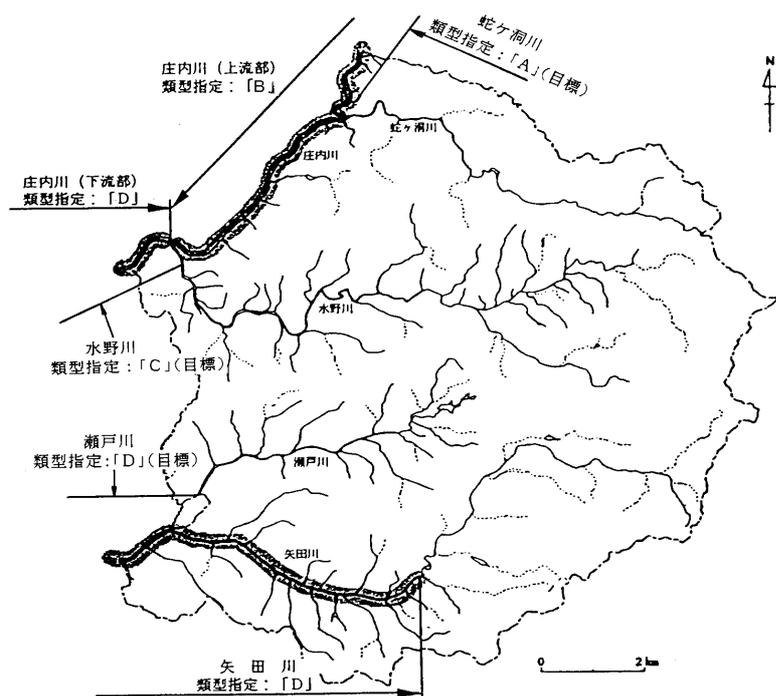
浮遊粒子状物質は、粒径10ミクロン以下の粒子状物質でばい煙、粉じんがこれに属します。昭和57年から瀬戸市大気汚染測定所、昭和61年9月から瀬戸市役所(平成9年度で中止)、平成元年4月から品野支所と水野支所で、さらに平成4年4月から幡山支所で常時測定を行っています。

平成13年度の瀬戸市内4カ所の測定結果は、年平均値の平均が0.030mg/m³(前年度0.032mg/m³)でした。なお、最高は品野支所の0.033mg/m³、最低は瀬戸市大気汚染測定所の0.024mg/m³でした。環境基準との比較では、短期的には1時間値が全地点において環境基準を超えていました。しかしながら、年間を通じた長期的な評価では、すべての地点において基準を満足する値でした。

表Ⅲ-4 浮遊粒子状物質測定結果(年間値) (瀬戸市大気汚染測定所)

項目 地点	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無(有×無○)
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
瀬戸市大気汚染測定所	362	8,661	0.024	2	0.0	1	0.3	0.231	0.077	○
水野支所	364	8,677	0.030	2	0.0	0	0.0	0.474	0.064	○
品野支所	346	8,337	0.033	4	0.0	1	0.3	0.320	0.068	○
幡山支所	343	8,228	0.032	3	0.0	1	0.3	0.236	0.068	○

(2) 水質



瀬戸市内には、一級河川が瀬戸川、矢田川、水野川、庄内川の4河川あり、市域はそれら4流域に分けることができます。環境基準が定められている河川としては、庄内川が水野川合流点を境に下流はD類型、上流がB類型に、矢田川がD類型に指定されています。

市は、環境基本計画において、矢田川は上乘せでC類型を目標に設定しており、水野川、蛇ヶ洞川はそれぞれC類型、A類型を目標としています。

図Ⅲ - 2 河川の水域類型の指定状況

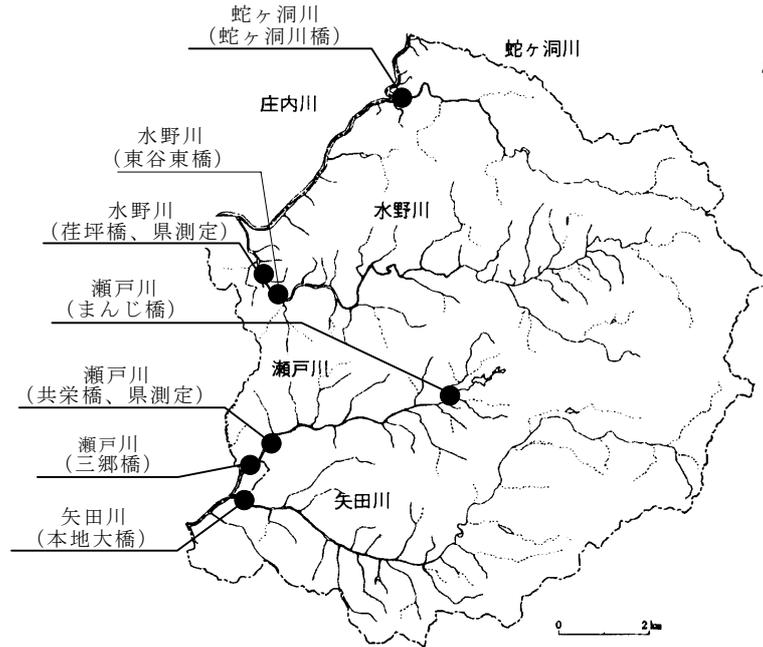
各流域ごとの水質は以下のとおりです。

表Ⅲ - 5 市内主要河川の水質調査結果

河川名	類型	地点名	区分	pH 年平均值	BOD 75%値 [mg/l]	SS 年平均值 [mg/l]	DO 年平均值 [mg/l]	大腸菌群数 年平均值 [MPN/100ml]
矢田川	C	本地大橋	測定値	7.5	3.4	6	11	4,000
			目標値	6.0~8.5	5以下	50以下	5以上	—
			適合率	100%	評価○	100%	100%	—
瀬戸川	D	三郷橋	測定値	7.6	9.4	12	9.0	150,000
			目標値	6.0 ~ 8.5	8以下	100以下	2以上	—
			適合率	100%	評価×	100%	100%	—
水野川	C	東谷東橋	測定値	7.9	3.0	6	11	400
			目標値	6.0 ~ 8.5	5以下	50以下	5以上	—
			適合率	92%	評価○	100%	100%	—
蛇ヶ洞川	A	蛇ヶ洞川橋	測定値	7.5	1.1	1	11	841
			目標値	6.0 ~ 8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
			適合率	100%	評価○	100%	100%	75%

※適合率(%) = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100

図Ⅲ - 3 水質調査地点図



1) 瀬戸川流域

市内中心部を東から西へ流れ、上流部では馬ヶ城水源池となっており、良好な水質を保ちホタルも生息しています。しかし、その下流域では市の人口の半分以上が居住し、しかも窯業関連工場・事業場が立地していることもあって、昭和 40 年代の瀬戸川は白濁水で汚染されていました。その後、法規制の強化はもとより、企業・市民の協力により、昭和 46 年当時の浮遊物質量（SS：24,860mg/?）は大幅に改善され、この 10 年間の SS は、15mg/?前後にまで改善されています。

一方、生活排水による汚染は、下水道の整備の遅れもあって、平成 8 年頃までの生物化学的酸素要求量（BOD）は、20mg/?前後でしたが、平成 9 年以降は瀬戸川流域の下水道整備も進み水質汚濁も改善され、尾張瀬戸駅周辺で魚類の生息を確認することができるまでに回復しています。しかし、瀬戸川に流れ込む小河川の水質は、自然水量も少ないため、生活排水や工場排水の影響を受けやすいため汚濁がすすんでいます。

平成 13 年度の三郷橋での SS（平均値）は 12mg/?、BOD（75%値）は 9.4mg/?でした。また、健康項目は、いずれも環境基準に適合していました。

瀬戸川水系の支川調査においては、紺屋田川と陣屋川の瀬戸川合流前において、鉛がそれぞれ 0.011、0.026mg/?検出されましたが、その他は基準に適合しており、特に問題となるような値はありませんでした。

2) 矢田川流域

猿投山麓を源として、市内南部を東から西へ流れ、自然流量も多く農業用水としても利用されており、赤津地域では溪流に生息するアマゴも確認されたことがあります。この 10 年間の SS は 10mg/?前後、BOD は 5mg/?前後で、水質の変動は小さくなっています。

山口地域では 2005 年愛知万博（海上地区）が予定され、豊かな自然も残っており、海上川・吉田川の水質は、良好な状態に保たれています。しかし、赤津・幡山地域の一部山間地においては、土石採取をはじめ開発行為もすすんでおり、降雨時における S S 汚濁の原因となっています。

平成 13 年度の本地大橋での S S（平均値）は 6mg/?、B O D（75%値）は 3.4g/?でした。また、健康項目は、いずれも環境基準に適合していました。

矢田川水系の支川調査においては、生活環境項目、健康項目いずれも基準等に適合しており、特に問題となるような値はありませんでした。

3)水野川流域

三国山を源とし、市の北部を流れ、自然水量も多く水田が広がり、水生生物や魚類も豊富です。しかし、上流域においては、土石採取や開発行為もすすんでおり、降雨時の S S 汚濁の原因となっています。

本市では、東谷東橋で月例採水を実施していますが、流域には企業団地をはじめ廃棄物最終処分場が集中しているため、余床川・数成川・八床川において重金属類を含む全項目の水質調査を実施しています。平成 13 年度の東谷東橋における S S（平均値）は 6 mg/?、B O D（75%値）は 3.0mg/?でした。健康項目は、いずれも環境基準に適合していました。

水野川水系の支川調査においては、余床川の下流端でほう素が 1.6mg/?検出されましたが、その他は基準等に適合しており、特に問題となるような値はありませんでした。

4)庄内川（蛇ヶ洞川）流域

市の最北部を流れる河川で、流域には工場・住居も少ないため水生生物も多く生息しています。下半田川地区においては、天然記念物のオオサンショウウオが生息するなど、主要 4 河川のうち最も良好な水質を保っています。しかし、一部の支流においては、産業廃棄物処理施設が点在しているため、河川水および底質土壌中のダイオキシン類の調査を実施していますが、いずれも環境基準に適合していました。

平成 13 年度の蛇ヶ洞川橋における S S（平均値）は 1 mg/?、B O D（75%値）は 1.1mg/?でした。なお、大腸菌群数が環境基準を超える値を示すこともありましたが、健康項目は、いずれも環境基準に適合していました。

蛇ヶ洞川水系の支川調査においては、生活環境項目、健康項目いずれも基準等に適合しており、特に問題となるような値はありませんでした。

(3)騒音

騒音とは「好ましくない音」、「不必要な音」のことであり、その多くは工場や事業所、工事現場、自動車や鉄道などの交通、家庭生活等によって発生します。

騒音は感覚公害とも言われ、聞く人の性格や心理状態、生活環境等によっても異なるため、騒音の感じ方には個人差があります。しかし、騒音は公害苦情の中でも比較的高い割合を占め、あるレベルを超えると明らかに作業能率の低下や聴力障害等の身体的被害を与えます。

1)道路交通騒音

瀬戸市では毎年、道路交通騒音の調査を行い現況の把握に努めています。市内の国道4地点で道路交通騒音を測定し、その結果を騒音規制法で定められた規制基準と比較するとともに、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、県の公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請することもあります。

平成13年度においては、市内の主要な国道の4地点で測定した結果、すべての地点において昼間・夜間ともに要請限度を満足していました。

表Ⅲ - 6 調査地点別騒音要請限度適合状況

調査地点	用途地域	区分	3日間の等価騒音レベル (dB(A))		10分間自動車交通量 (台)	大型車混入率 (%)	道路幅 (m)	測定日
			昼間	夜間				
No. 1 本郷町 国道155号	第1種 住居	測定値	71	66	69	34.8	6.0	H14 2/25 ~ 2/28
		要請限度	75	70				
		評価	○	○				
No. 2 西原町 国道363号	準住居	測定値	72	69	247	15.0	10.0	H14 2/12 ~ 2/25
		要請限度	75	70				
		評価	○	○				
No. 3 山口町 国道155号	第1種 中高層 住専	測定値	75	70	152	22.4	9.5	H14 2/5 ~ 2/8
		要請限度	75	70				
		評価	○	○				
No. 4 品野町 国道248号	準工業	測定値	74	69	196	27.0	6.5	H14 2/18 ~ 2/21
		要請限度	75	70				
		評価	○	○				

1. 要請限度とは、騒音規制法第17条に定める指定地内における自動車騒音の限度値をいう。
2. 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時
3. 大型車は、1ナンバーと2ナンバーとした。

2) その他の騒音

①工場からの騒音

工場や事業場における事業活動や建設作業によって発生する騒音から生活環境を守るため、騒音規制法や愛知県公害防止条例により規制基準を設けています。この基準は概ね都市計画法に基づく用途地域により区分された指定地域ごとに決められています。

この地域内に特定施設（金属加工機械、空気圧縮機や送風機等著しく騒音を発生する政令で定める施設）を設置する工場等は当該地域の規制基準を遵守するとともに、法律や条例に基づいて届出を要することになっています。届出にあたっては、騒音による影響を未然に防ぎ、必要な措置を講じるよう指導を行っています。

また、指定地域内で特定建設作業（くい打機やさく岩機等を使用することにより、著しい騒音を発生する政令等で定める建設作業）を行う場合も当該地域の規制基準の遵守と法律による届出を要します。

平成 13 年度の騒音発生施設は、騒音規制法対象施設が 399 施設、愛知県公害防止条例対象施設が 552 施設となっています。なお、特定建設作業の届出は 386 件ありました。

②近隣騒音

近隣騒音は、カラオケ、ペットの鳴き声、楽器の音など、その多くが住居地域で発生しています。特にカラオケ等深夜に及ぶ騒音は日常生活に与える影響が大きく、愛知県公害防止条例では午後 10 時から午前 6 時までの飲食店やカラオケ等の深夜営業に対して騒音に関する規制基準を設け、中でも静穏の保持を必要とする区域において飲食店等を営業する者は午後 11 時から翌朝 6 時までは、騒音対策を講じることなくカラオケ装置等の機器を使用できないことにしています。

(4) 振動

振動とは「好ましくない振動」であり、その多くは工事現場、工場、事業場、自動車等の走行により発生します。振動も騒音と同様に感覚公害ですが、時には家屋の被害等の物的被害を引き起こすこともあります。

1) 道路交通振動

市では、毎年道路交通振動の調査を行い、現況の把握に努めています。市内の国道4地点で道路交通振動を測定し、その結果を振動規制法で定められた規制基準と比較するとともに、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときには、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することもあります。

平成13年度においては、市内の国道の4地点で測定した結果、要請限度を超える地点はありませんでした。

表Ⅲ-7 調査地点別振動要請限度適合状況

調査地点	用途地域	区分	昼間 (7時～20時) (dB)	夜間 (20時～7時) (dB)	車道端から ピックアップ までの距離 (m)	測定日
No.1 本郷町 国道155号	第1種 住居	測定値	39	27	0.3	H14 2/25 ～ 2/28
		要請限度	65	60		
		評価	○	○		
No.2 西原町 国道363号	準住居	測定値	44	36	2.9	H14 2/12 ～ 2/25
		要請限度	65	60		
		評価	○	○		
No.3 山口町 国道155号	第1種 中高層 住専	測定値	42	34	0.0	H14 2/5 ～ 2/8
		要請限度	65	60		
		評価	○	○		
No.4 品野町 国道248号	近隣 商業	測定値	42	35	1.4	H14 2/18 ～ 2/21
		要請限度	70	65		
		評価	○	○		

(注) 要請限度とは、振動規制法第16条の限度値のことで、(単位はdB)

2) 工場からの振動

工場や事業場における事業活動や建設作業によって発生する振動から生活環境を守るため、振動規制法や愛知県公害防止条例により規制基準を設けています。

この地域内に特定施設(金属加工機械、送風機、圧縮機等著しく振動を発生させる政令で定める施設)を設置する工場等は、当該地域の規制基準を遵守するとともに、法律や条例に基づいて届出を要することになっています。このことによって、振動による影響を未然に防ぎ、必要な措置を講じるよう指導しています。

また、指定地域内で特定建設作業(くい打機やさく岩機等を使用することにより著しい振動を発生する政令で定める建設作業)を行う場合も当該地域の規制基準の遵守と法律による届出を要します。平成13年度は、138件の届出がありました。

(5) 悪臭

悪臭は、人の嗅覚が刺激されることにより不快感、嫌悪感を与え、快適な生活環境を損なうものです。一般に単一成分の悪臭は少なく、多成分・低濃度の複合臭であるため、悪臭測定、対策は容易ではありません。

平成 13 年度の悪臭苦情の件数は、25 件で全苦情の 15.5%を占めています。その発生源は、窯業用焼成炉からの排出ガス、産業廃棄物の処分場によるもののほか、家庭生活排水（浄化槽）に起因するものまで、多種多様にわたっています。また、最近では事業場や一般家庭で行われている焼却行為から発生する煙に対する苦情件数も多く、特に春から夏の間は窓を開けることが多いため、悪臭苦情の件数もそれに比例して多くなっています。なお、市内には、愛知県公害防止条例に基づく悪臭関係工場等は、13 事業所あり、届出の指導をしています。

表Ⅲ - 8 愛知県公害防止条例に基づく悪臭関係工場等届出状況

(平成 14 年 4 月 1 日)

施設	豚房施設	牛房施設	養鶏場	し尿処理場	下水終末処理場	合計
悪臭関係工場等数	5	4	0	1	2	12

(6) 土壌

人為的な土壌汚染は、不法な埋立や水質汚濁が主な原因となっています。

埋立については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により規制され、また、工場跡地の有害化学物質による汚染に対して環境省は、昭和 61 年 1 月に「汚染土壌判定基準」と「市街地土壌汚染に係る暫定対策指針」を制定するとともに、平成 3 年 8 月に土壌の汚染に係る環境基準を告示、平成 6 年 2 月に環境基準の拡充及び強化のための一部改正を行いました。

水質汚濁による土壌汚染は、有害物質がかんがい用水とともに耕地に入り、土壌に蓄積されることにより起こり、農作物の減収や農作物に吸収されるため、「農地用の土壌汚染防止に関する法律」が制定されています。

(7) 廃棄物

1) ごみ

平成 13 年度のごみの総排出量は、45,319 トンで前年度より若干減少しました。近年の傾向としては、家庭系、事業系ともにやや増加の傾向を示しており、特に燃えるごみが増えています。なお、家電リサイクル法の施行により、平成 13 年 4 月から特定家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は粗大ごみとしては収集できなくなりました。このため、平成 12 年度は駆け込みにより、粗大ごみの排出量が突出しています。

また、一人一日あたりのごみ排出量（事業系、粗大ごみを含む）に換算すると、約 930g となっています。

家庭系のごみ収集は、燃えるごみは週2回、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物（びん、缶、紙類）は月1回の収集を行っています。また、ペットボトルは市内公共施設（市役所、支所、公民館等）常設の拠点回収にて回収を行っています。

表Ⅲ - 9 ゴミ収集量の状況

	市収集分				晴丘センター受付分				合計
	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	小計	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	小計	
平成10年度	29,583	2,451	808	32,842	10,227	169	94	10,490	43,332
平成11年度	29,645	2,381	743	32,769	10,930	103	76	11,109	43,878
平成12年度	29,940	2,649	1,055	33,644	11,730	101	122	11,953	45,597
平成13年度	30,831	2,526	637	33,994	11,196	69	60	11,325	45,319

表Ⅲ - 10 資源物の回収状況（市回収分）

	空きびん	空き缶							ペットボトル	資源物合計
		スチール	アルミ	計	新聞紙	雑誌	段ボール	計		
平成10年度	777.1	199.8	27.1	226.9	663.2	863.0	358.8	1,885.0	47.1	2,936.1
平成11年度	799.1	203.6	31.6	235.2	1,113.2	1,040.6	450.8	2,604.6	66.0	3,704.9
平成12年度	789.8	182.6	31.9	214.5	1,435.0	1,227.0	545.0	3,207.0	84.0	4,295.3
平成13年度	696.0	153.0	31.0	184.0	1,623.0	1,528.0	614.0	3,765.0	94.0	4,739.0

2) し尿

公共下水道等の整備、浄化槽の普及とともに、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。平成13年のし尿収集量は、6,397件、10,055k?でした。平成13年度末時点での下水道普及率は38.9%、合併処理浄化槽普及率は17.1%（ともに人口割合）となっています。

表Ⅲ - 11 し尿処理状況

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
し尿収集件数（件）	7,590	7,311	7,053	6,727	6,397
し尿収集量（k?）	11,682	11,172	10,745	10,422	10,055
下水道普及率（%）	33.0	33.1	33.9	35.6	38.9
合併浄化槽設置基数（基）	565	600	853	1,166	1,573

3) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんなどをいいます。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活

環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分し、排出から処理までの間、その他の産業廃棄物とは異なる処理システムを定めています。産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出事業者が、自ら処理できない場合には、処理の委託基準を守るとともに、県知事等から許可を受けた処理業者に委託しなければなりません。また、廃棄物の収集、運搬及び処分には、廃棄物の種類に応じた処理基準が定められており、処理業者はこの処理基準を遵守しなくてはなりません。

焼却施設、最終処分場などの産業廃棄物処理施設を設置する場合は、その処理能力・規模によって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可が必要となります。

市内産業廃棄物処理業許可件数

中間処理業	22 社
最終処分場	10 社

4) 不法投棄等

ごみの不法投棄防止のため、パトロールを実施するとともに山間地の道路、河川の沿線等に不法投棄禁止看板を設置していますが、依然として廃タイヤ、家電製品、自動車などの不法投棄がみられます。

市では、ごみの不法投棄の防止、ごみのポイ捨て、ふん害防止の周知・啓発を図るため、看板の設置やイベント、キャンペーンにおいて啓発物品、チラシの配布などを実施しました。

(8) 生活環境に関する苦情

瀬戸市は、古くから「やきもののまち」として発展し、それを象徴するかのように「黒い煙と白い川の街」といわれてきました。しかしながら、“黒い煙”や“白い川”は公害関連法規制の強化をはじめ、企業の努力や住民の協力により大幅に改善されてきています。一方、近年は都市化の進展や生活様式の多様化に伴って、生活排水による水質汚濁、自動車の排出ガスによる大気汚染、生活騒音、悪臭などの日常生活に起因した「都市・生活型公害」の発生が増大しつつあります。

市では、市民からの公害に関する苦情窓口として、関係機関と協力しつつ、公害の原因調査、発生源への立ち入りや行政指導などを実施し、その解決を図っています。

1) 公害苦情件数

過去 10 年間に瀬戸市に寄せられた公害苦情件数の推移は、表Ⅲ－12 に示します。平成 13 年度は 154 件の苦情・相談がありました。また、苦情には該当しないものの市民から環境に対する相談や質問も多くあり、市民の環境に対する関心が高くなっていることがうかがえます。

表Ⅲ - 12 公害苦情件数の推移（平成4年度～13年度）

年 度	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	
発生件数	106	111	91	119	180	168	203	151	194	154	
典型 7 公害	大気汚染	21	29	33	29	33	59	95	59	55	62
	水質汚濁	14	20	13	17	35	41	27	19	35	25
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
	騒 音	30	25	18	28	37	26	35	32	32	22
	振 動	4	3	0	3	3	2	1	0	0	2
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪 臭	26	30	22	30	46	24	29	24	46	24
その他	11	4	5	12	26	16	14	17	24	19	

2) 公害発生状況

表Ⅲ-13 に示すとおり、公害苦情の種類別発生状況は、大気汚染（62件）に関する苦情が最も多く、全体（154件）の約40%を占めています。以下、水質汚濁（25件）、悪臭（24件）、騒音（22件）、振動（2件）、その他の苦情（19件）となっており、典型7公害に関する苦情が全体の88%となっています。

その他の苦情の内容は、不法投棄（7件）などとなっています。

表Ⅲ - 13 平成13年度 種類別公害発生状況

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
発生件数	62	25	0	22	2	0	24	19	154
割合(%)	40.3	16.2	0	14.3	1.3	0	15.6	12.3	100

3) 発生源業種別苦情発生状況

公害苦情の発生源業種別の発生状況を表Ⅲ-14 に示します。これによると、製造業37件（約24%）、建設業36件（約23%）、家庭生活25件（約16%）、サービス業13件（約8%）が目立っています。産業に起因する苦情は68%程度を占めていますが、家庭生活に関する苦情が16%となるなど、都市・生活型苦情の増加が近年目立つようになっています。

表Ⅲ - 14 平成13年度 発生源業種別苦情発生状況

	製造業	建設業	サービス業	家庭生活	鉱業	卸売・小売業・飲食店	運輸・通信業	農業	不明	その他	合計
発生件数	37	36	13	25	4	7	0	7	23	2	154
割合(%)	24.0	23.4	8.4	16.2	2.6	4.6	0	4.6	14.9	1.3	100

2 自然環境

(1) 地形・地質

瀬戸市の地形は、山地、丘陵地及び平地の3つに大別され、市域の大半を占めるのは標高100～200mにかけての丘陵地帯となっています。

山地は、市域の東部や北部を占めており、東部山地には標高629mの猿投山、701mの三国山がそびえ、標高500～600m程度の山地が続いています。一方、北部山地は標高300m程度の山地が連なり、定光寺のある応夢山や愛知県労働者研修センターのある高根山などが知られています。市域の山地は、森林に覆われ、河川の源流域として水源かん養や野生生物の生育の場となっています。また、この地域特有の侵食や表土が流出しやすい地盤が広がっており、森林が重要な環境保全機能を果たしています。

丘陵地は、山地から平地に至る標高約100～200mの起伏の緩やかな地形であり、矢田川・瀬戸川・水野川及びそれらの支流によって形成された谷により、南から幡山丘陵、菱野丘陵、水野丘陵、穴田丘陵の大きく4つの丘陵に分けられます。丘陵地では、小規模な沢や谷型斜面が樹枝状に発達し、各地に湧水や湿性地在が形成され、多様な生物の生息・生育の場となっており、本市の自然の特徴となっています。

平地は、各河川により形成された沖積低地（谷底平野）と河川沿いの段丘からなっています。市域で特にまとまった平野は、瀬戸川や矢田川沿いの市街地や本地・菱野地区が位置する沖積低地のほか、水野川や矢田川沿いの水野・品野盆地や赤津盆地などがあげられます。これらの低地は、伏流水や浅層地下水の滞水層やかん養域として、河川・水辺環境の維持や保全にさまざまな役割を果たしてきましたが、近年の都市化による地下水の不透化、農地の減少、水路や河川のコンクリート護岸化等、元来低地が果たしてきた自然機能の低下が進んでいます。

日本列島は、地質構造上フォッサマグナによって西南日本と東北日本に区分され、西南日本は中央構造線により内帯及び外帯に区分されます。瀬戸市は、西南日本内帯に属し、濃尾平野の東縁に位置しており、その地質は中・古生層の堆積岩や花崗岩類からなる基盤岩と新第三紀中新統や鮮新統の堆積岩、段丘堆積物や沖積堆積物から成立しています。

市域の花崗岩類は全般的に風化が著しく、地表面のみならず地下深く影響を受け、風化帯が形成されています。風化帯は、表層より真砂状風化・礫状風化・岩塊状風化に大別され、上層の真砂は「山砂」として利用されています。

また、市域の中央部に広がる丘陵地の地質は、大部分が新第三紀鮮新世の地質からなり、下位から上位へ瀬戸陶土層・矢田川累層（水野砂礫層・尾張夾炭層）に区分されます。瀬戸陶土層は、一般に下部より珪砂層・粘土層に区分され、粘土層の比較的上部に良質な窯業原料としての木節粘土層が薄く堆積しています。粘土は、主として花崗岩類の風化物質からなっており、最もよく分解淘汰された粘土が木節粘土となっています。こうした木節粘土や蛙目粘土等が良質な窯業原料となり、1300余年のやきものの歴史を刻むまちの成立要因となっています。

なお、市内で貴重な地形・地質としては、水北町樋ヶ沢川の石樋及び十軒町水野川の目鼻石が、名勝として市指定の天然記念物に指定されています。

(2) 植生・植物

1) 概況

瀬戸市は定光寺から三国山麓、そして猿投山に連なる馬蹄型をした森林帯を核に、緑豊かなまちとなっています。同時に、そこを生活圏として様々な野鳥が生息するために、鳥類の豊富なまちともいえます。市内に広がるアカマツ・コナラを主体とした高木林やカシ類を主とした照葉樹林では、タカ・フクロウ科のいわゆる猛禽類や夏鳥で姿・さえずりともに美しいオオルリ・サンコウチョウ・キビタキ等が繁殖し、瀬戸市の鳥類を特徴づけるものとなっています。

瀬戸市の植生は、北部山地から三国山・猿投山を経て山口地区に連なる山地には、アカマツを主体とし、コナラ等の落葉広葉樹を混じえた広大な二次林が分布しています。市域の東から中央部を経て南部までに広がるかつてのはげ山地域には、砂防のため植栽されたクロマツ林や、アカマツ・クロマツ等の針葉樹にモンゴリナラ等の落葉広葉樹を混じえた針広混交林が広く分布しています。この地域にはツツジ類も多く自生し、あわせてこの地方の特色ある森林植生を形成しています。定光寺周辺の山地には、ツブラジイにツクバネガシ等を混じえた規模の大きい常緑照葉樹林が残され、この山麓にはアベマキが優占する落葉広葉樹林も各所にみられます。このほか、造林地のスギ林・ヒノキ林が市北部・東部の山地にみられます。

瀬戸市内に自生する植物は、森林植生、社寺叢、河川敷の植物、湿地の植物、池沼の植物、竹林、造林地、砂防林、帰化植物などに分けられます。森林植生は、ツバキとツブラジイの分布限界により、市東部の三国山の標高 550m あたりから上部地域の温帯下部林、三国山の標高 400～550m と猿投山の標高 400m から山頂までの範囲の暖温帯上部林、標高 400m あたりから平地にかけて分布する暖温帯下部林の 3 つの植生帯に分けられます。

山地は、ほとんどが森林植生で占められており、主な植生はコナラーケネザサ等落葉広葉樹群落、アカマツ・クロマツ－モチツツジ群落、スギ・ヒノキ等植林です。社寺林にはカシ・シイ等常緑広葉樹群落、猿投山等にはモミーシキミ群落をみることができます。コナラーケネザサ等落葉広葉樹群落やアカマツ・クロマツ－モチツツジ群落には、コナラ、アカマツ、ソヨゴ、ヒサカキ、リョウブ等が普遍的にみられます。山地林内には、タチキランソウ、アオフタバラン等の山地性の貴重な種をみることができ、本市の植物相を豊かにしています。

平地よりの丘陵地では、造成地や採土場が広範囲にわたって点在しており、さらに、かつて採土場であった所が、アカマツ・クロマツ－モチツツジ群落やコナラーケネザサ等落葉広葉樹群落になったと考えられる所が多くみられます。山地よりの丘陵地では、コナラーケネザサ等落葉広葉樹群落やアカマツ・クロマツ－モチツツジ群落の占める割

合が最も高いものの、定光寺をはじめとするカシ・シイ等常緑広葉樹群落が見られるほか、スギ・ヒノキ等植林、休耕地等雑草群落等の様々な植生をみることができます。また、湧水にかん養される湿地が多く点在しており、本市の植物相を豊かにしています。

丘陵地にみられる湿地等には、ヤチスギラン、サギソウ等の湿性植物が生育しているほか、シラタマホシクサ、ヘビノボラズ等この地方を特徴づける貴重な植物が見られるところがあります。

平地には、瀬戸川流域を中心として市街地が広がっており、耕作地や河川敷にみられるような草本植生の休耕地等雑草群落が主な植生です。ここには在来の植物に加え、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、セイタカアワダチソウ、アレチヌスビトハギ等の帰化植物が多く生育しています。森林植生の占める割合は低く、丘陵地との境界付近や社寺林に、アカマツ・モチツツジ群落、コナラ・ケネザサ等落葉広葉樹群落、カシ・シイ等常緑広葉樹群落等がわずかにみられるのみとなっています。

2) 瀬戸の名木

市では、市内に所在する名木及び市内を代表する社寺林の調査を平成5～8年度にかけて実施し、瀬戸の名木として大木・高木をはじめ400本以上の樹木を調査しデータの整理を行いました。この調査では、平成9年11月に市の天然記念物となる中水野町三社大明神の「マルバタラヨウ」が新種として認められたこと、わが国自生樹の南限となるヒトツバタゴの確認など、特筆すべき重要な成果もありました。

また、平成9年3月には、代表的な名木・社寺林100選の図録及び調査を行った400本以上の名木データを掲載した「瀬戸の名木」を発行して普及啓発に努めるとともに、指定木には名木プレートをつけるなど、市民の宝としてその保護・保存に努めています。

(3) 動物

1) 哺乳類

平地では人家周辺にアブラコウモリ、耕作地周辺や草地等の開けた場所から林地にかけてキツネ、河川の水辺等にカヤネズミ等が見られます。丘陵地では人家周辺にアブラコウモリ、林地環境にヒミズ、ニホンリス、ムササビ、タヌキ、キツネ、テン、アナグマ、水辺周辺にカヤネズミ、ヌートリア等が見られ、多様な環境に多種のほ乳類が生息しています。山地では林地環境が大部分を占め、そこにヒミズ、ニホンリス、ムササビ、タヌキ等のほか、シマリスやハクビシンといった帰化種の生息も確認されています。

2) 鳥類

瀬戸市は定光寺から三国山麓、そして猿投山に連なる馬蹄型をした森林帯を核に、緑豊かなまちとなっています。同時に、そこを生活圏として様々な野鳥が生息するために、鳥類の豊富なまちともいえます。市内に広がるアカマツ・コナラを主体とした高木林やカシ類を主とした照葉樹林では、タカ・フクロウ科のいわゆる猛禽類や夏鳥で姿・さえ

ずりともに美しいオオルリ・サンコウチョウ・キビタキ等が繁殖し、瀬戸市の鳥類を特徴づけるものとなっています。

平地では人家周辺にツバメ、ヒヨドリ、スズメ、カワラヒワ、カラスなど、都市環境に適応し、人間活動に依存している種がみられます。また、矢田川、水野川をはじめとした河川では、サギ類やカモ類、シギ・チドリ類等の水鳥、水辺の鳥も多く生息しています。水辺に生息する鳥の中には、カワウやアオサギ、ヨシガモ、オシドリ、オナガガモ、カワセミ、ヤマセミ等注目すべき種もみられます。そのほか、市街地周辺の公園や社寺等の林地には、シジュウカラやメジロ等がみられます。

丘陵地や山地では人家周辺にツバメ、カラス等がみられますが、林地環境ではハチクマやオオタカ、フクロウ等の猛禽類のほか、よく茂り高木の混生する森林を好むアオゲラやサンショウクイ等も生息しています。

3) 両生・は虫類

本市域内には、カメ、トカゲ、サンショウウオ、カエルなどの生息が確認されています。サンショウウオの仲間では、トウキョウサンショウウオ、オオサンショウウオ、イモリが生息します。オオサンショウウオは、現存する世界最大の両生類であり、日本固有の種であることから、国の特別天然記念物に指定されており、本市においては蛇ヶ洞川に生息することが確認されています。トウキョウサンショウウオは、丘陵末端部の水田や湧き水のある場所に生息する小型のサンショウウオで、生息地が狭い場所である上、周辺の開発など人為的影響を受けやすく個体の減少が進んでいることから、絶滅・激減の危険が生じています。

平地では人家周辺の灯火に集まる昆虫類を捕食するヤモリや庭先等にもいるカナヘビ等が生息しています。水田等の耕作地周辺にはトノサマガエルやダルマガエル等が生息し、カエル類を好んで捕食するヤマカガシ等のヘビ類もみられます。また、河川緩流域や池沼にはイシガメやスッポン等のカメ類が生息しています。

丘陵地や山地では、平地に生息する種のほか、林地やその周辺にはタゴガエルやヤマアカガエル等の両生類のほか、夜行性で人目につきにくいタカチホヘビやシロマダラ等のヘビ類が生息します。また、溪流や池沼にはイモリやカジカガエル等が生息しています。

4) 昆虫類

平地では、人家周辺や畑等で、アオマツムシ、トノサマバッタ等のバッタ類、クマゼミ等のセミ類、モンシロチョウ等のチョウ類がみられます。河川や池沼等では、シオカラトンボ等のトンボ類、ゲンジボタル等のホタルがみられます。また、林縁部や草地ではカマキリ、コオロギ等がみられます。

丘陵地では、人家周辺や裸地等でバッタやハンミョウ類など人為的影響のある場所に生息している種がみられます。草地では、コオロギ、キリギリス等のバッタ類をはじめ

平地で生息する種がみられます。樹林地や林縁部では、ゴキブリ類、バッタ類、ミカワオサムシやセンチコガネ等のコウチュウ類、ゴマダラチョウやオオムラサキ等のチョウ類、ガ類等多くの種がみられます。河川や池沼等では、トンボやホタル等水域に生息する種がみられます。このうち、湿地及びその周辺に依存するハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ、ヒメヒカゲなどが注目すべき種として挙げられます。

山地では、耕作地周辺でキリギリス等のバッタ類、スジグロシロチョウ、オオウラギンズジヒョウモン等のチョウ類がみられます。山地では樹林地の占める割合が増えるため、ハルゼミ、クワガタ、コガネムシ類、オオスズメバチ等の低山地に分布する樹林地性の種がみられます。また、河川は溪流的な環境に近づくため、ダビドサナエやミルンヤンマ等のトンボ類、アメンボやトビケラの仲間等がみられます。河川、池沼、溪流等の水域に依存するタガメ、ゲンジボタル、トビケラや樹林地に生息するオオゴキブリ、ハルゼミ、ミカワオサムシ、ギフチョウなどが注目すべき種として挙げられます。

5)水生生物

瀬戸市域には矢田川や瀬戸川、水野川、庄内川といった一級河川のほか、これらの支流となる多くの小河川が山地、丘陵地の間を流れています。また、池沼は馬ヶ城、蛇ヶ洞貯水池のように水源用の大規模なものが存在するほか、小さな池や農業用等のため池が各地に点在します。

平地では一般に河川の中・下流域や止水域に生息する種が多くみられますが、丘陵地では一般に河川の上・中流域に生息する種が多くみられ、注目される種に挙げられるカワバタモロコが生息する池も存在します。また、山地では溪流環境を好むアマゴの生息も確認されています。

地形区分で比較すると、人為的影響を受けやすい市街地や農耕地では、水質汚濁に耐えうる種が多く、丘陵地や山地ではゲンジボタルやカタツムリトビケラ等といった比較的きれいな水質を好む種が生息します。

魚類では、近年、個体数が減少しており、絶滅危惧種としてレッドデータブックに掲載されているカワバタモロコやアカザ、メダカ、ホトケドジョウの生息が確認されています。その他の水生生物としては、平地から丘陵地の湿地等に生息するヒメタイコウチや抽水植物の繁茂する池沼に生息するオグマサナエ、清流に生息し良好な里山の自然環境の指標となるゲンジボタル等も確認されます。山地では、比較的冷涼な地域に多いオオルリボシヤンマや河川源流部の細流に生息するヨツメトビケラやカタツムリトビケラ等も確認されます。これら平野部に生息し、人的な影響を受けやすい種については、早急な対策の必要があります。

帰化種としてはタイリクバラタナゴ、ブルーギル、ブラックバスなどの生息が確認されています。ブルーギル、ブラックバスは北アメリカが原産地ですが、現在ではほとんど日本全国に分布するようになっています。魚食性が強いため、全国各地において生態系の改変が懸念されています。

市内の河川では一般的に、コイ、オイカワ、カワムツ、タモロコ、ドジョウ、アブラハヤ、カワヨシノボリ等が、池沼ではコイ、ギンブナ、ブルーギル、ブラックバス等がみられます。

魚類以外では、水質汚濁に耐えうる種であるアメリカザリガニやサホコカゲロウ、河川流水域に広く生息するハグロトンボ、ヤマサナエ、緩流～止水域に生息するモノサシトンボ、アメンボ等がみられます。

河川では、水質汚濁に耐えうる種であるサカマキガイ、サホコカゲロウ等の他に、比較的清冽な水質を好むヘビトンボ、ゲンジボタル等もみられます。河川より小さな流水域である沢では、サワガニ、カタツムリトビケラ等、清冽な細流を好む種がみられます。

池沼では、アメリカザリガニ、クロイトトンボ、オグマサナエ、ギンヤンマ、マツモムシ等の止水～緩流域に生息する種がみられ、平地～山地の止水域に広く生息するコシアキトンボ、アキアカネ等のほか、冷涼な地域の止水域を好むオオルリボシヤンマ、タカネトンボ等もみられます。また、湿地では、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ等、独特な生活スタイルを持った昆虫がみられます。

(4) 瀬戸市理科教育研究会との調査

市では、瀬戸市理科教育研究会の協力をいただき、市内の河川に生息する水生生物や河川植生の継続調査を行っています。本調査は、昭和47年より毎年実施しており、平成13年度は30回目の調査となっています。調査は、7月28日と8月4日の2日間にわたり、市内14地点で調査を実施しており、以下に、研究会報告を一部抜粋し、調査の結果を示します。

1) 調査概要

○第1回：平成13年7月28日（参加者：大人26名、児童・生徒16名）

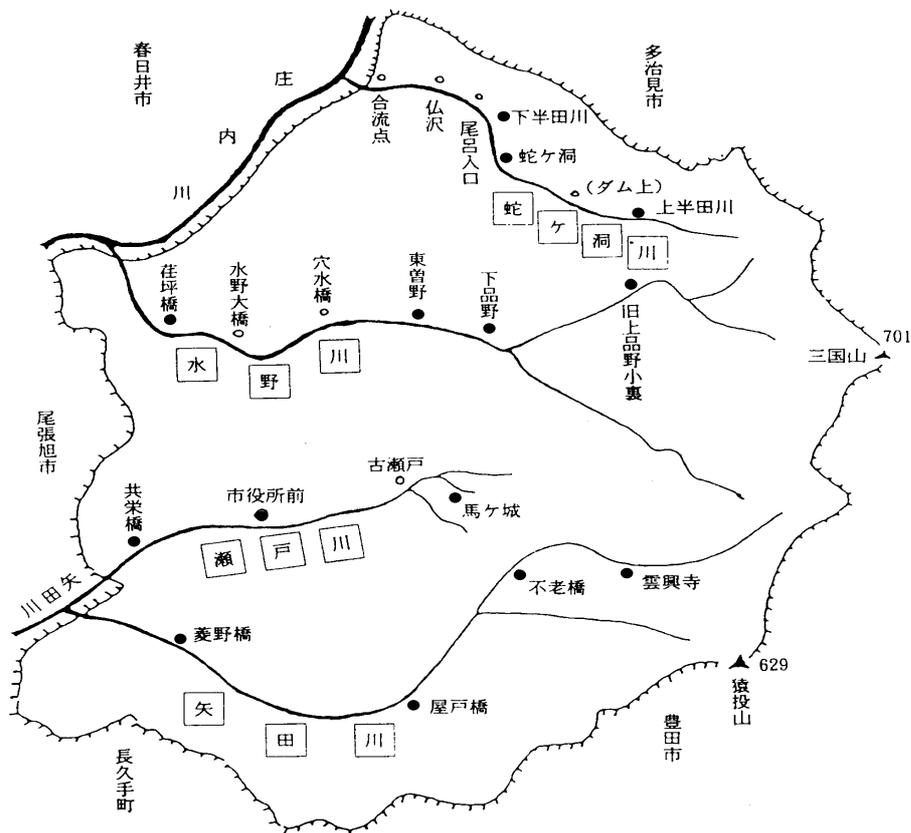
瀬戸川 [共栄橋、市役所前、馬ヶ城浄水場]

水野川 [旧上品野小裏、下品野小裏、東曾野橋、荏坪橋]

○第2回：平成13年8月4日（参加者：大人15名、児童・生徒11名）

矢田川 [菱野橋、屋戸橋、不老橋、雲興寺]

蛇ヶ洞川 [上半田川（中平橋）、蛇ヶ洞（稚児橋）、下半田川（花川橋）]



瀬戸市主要河川図と各調査ポイント

注) ○印・・・過去の調査ポイント
●印・・・現在の調査ポイント

図Ⅲ - 4 水生生物調査の調査地点図

2) 調査方法

① 水生生物

表Ⅲ - 15 水生生物の調査方法

項目	調査方法
魚類	調査地点の上・下流20mの範囲で柄付き網、四つ手網、投網を併用して捕獲します。捕獲した魚類の種、個体数を確認後に放流しています。
水生昆虫	水生昆虫等は魚類と同じ区間で柄付き網・捕集網を使用、あるいは石を起こしてピンセットで採集します。

② 水質

● 調査項目：pH, BOD, COD, SS, DO, 塩化物イオン, 透視度, 流量

水生生物調査の際には、委託した機関によって、14の水生生物調査地点で採水を行い、水質の分析を行っています。特に、経年的なデータを用いて、河川の状況と生物の関係についての考察をしています。

3) 調査結果と考察

① 水生生物（魚類）

調査対象とした4河川において、17種類の魚類が確認されました。（水生昆虫は参考資料を参照）

- ・ 瀬戸川 [10種] …カワムツ、コイ、ドジョウ、ホトケドジョウ、カワヨシノボリ、ブルーギル、ブラックバス、メダカ、フナ、金魚
- ・ 矢田川 [10種] …オイカワ、カワムツ、カマツカ、ドジョウ、カワヨシノボリ、アブラハヤ、タモロコ、モツゴ、メダカ、フナ
- ・ 水野川 [12種] …オイカワ、カワムツ、カマツカ、コイ、ドジョウ、カワヨシノボリ、アブラハヤ、タモロコ、ブラックバス、シマドジョウ、ナマズ、メダカ
- ・ 蛇ヶ洞川 [4種] …カワムツ、カマツカ、ドジョウ、カワヨシノボリ

全体的には、魚種はやや増えたものの捕獲量や捕獲できる箇所が減少しています。特に、捕獲量の減少が目立っており、中でも矢田川においては流量が減少したため、捕獲の対象となる場所も少なくなっていました。これは夏になってからの少雨による流量の低下が影響していると思われます。また、ここ数年、各河川の河床の岩や礫に砂や泥が入り込んできて堆積する傾向が確認されています。

表Ⅲ - 16 河川水生生物調査の捕獲魚類一覧表

(●は 5匹以上、○は 3・4匹、△は 1・2匹)

番号	河川名 調査箇所 種名	瀬戸川			矢田川			水野川				蛇ヶ洞川			捕獲箇所数	
		馬ヶ城	市役所前	共栄橋	雲興寺	不老橋	屋戸橋	菱野橋	旧上品野小裏	下品野小裏	東曽野橋	荏坪橋	上半田川	蛇ヶ洞		下半田川
1	オイカワ						△	●		●	△	△				5
2	カワムツ	●			○	△	△		●	●	●		●	○	●	10
3	カマツカ						△				○	●			△	4
4	コイ	●	●	●								●				4
5	ドジョウ	△	●	●		△			●		△	○				7
6	ホトケドジョウ	●														1
7	カワヨシノボリ	△			●	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
8	アブラハヤ					△			△	●	○	△				5
9	タモロコ							●				●				2
10	ブルーギル	△														1
11	モツゴ					△	△	△								3
12	ブラックバス	△										△				2
13	シマドジョウ									△						1
14	ナマズ									○						1
15	メダカ			○			△		△							3
16	フナ			△			●									2
17	金魚		△													1
	種数	7	3	4	2	5	5	6	3	8	5	8	3	2	3	

②水質

調査対象とした4河川14地点において、水質の調査を行った結果は、表Ⅲ-17に示すとおりです。

BOD、CODなど全体を通じて、瀬戸川の下流2地点（市役所、共栄橋）、矢田川の下流（菱野橋）がやや高い値でしたが、それ以外の地点は比較的良好な値を示していました。また、各河川の水質を地点間で比較すると、上流部ではかなり清冽な値を示していました。

水質調査結果と魚類調査結果を比較してみると、汚濁傾向を示していた下流部及び河川形態が溪流状で流量が少ない等生息環境が厳しくなる上流部では魚種が少なくなり、比較的水量が豊富な中流域では多くの魚類の生息が確認されました。

表Ⅲ - 17 水生生物調査に伴う河川水質調査結果一覧表

天候：7月28日 [曇後晴] 8月4日 [晴]

		気温 ()	水温 ()	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	塩素イソ (mg/l)	透視度 (度)	流量 (m ³ /s)
瀬戸川	1 共栄橋	27.0	24.9	7.3	7.4	9.8	13	17	34	40	0.13
	2 市役所前	28.0	24.5	7.7	5.7	6.6	9	11	19	50以上	0.11
	3 馬ヶ城浄水場	28.0	23.9	7.2	0.8	3.1	1	9.8	3.1	50以上	0.0008
水野川	4 旧上品野小裏	28.5	24.0	7.4	2.3	1.9	13	11	4.1	50以上	0.10
	5 下品野小裏	29.0	26.0	7.5	2.2	2.6	1未満	9.3	7.3	50以上	0.12
	6 東曽野橋	28.5	26.0	7.6	2.6	3.2	3	9.6	35	50以上	0.13
	7 荏坪橋	28.0	27.5	7.6	2.1	3.8	8	11	47	50以上	0.25
矢田川	8 菱野橋	31.0	26.5	7.2	8.4	9.8	12	3.8	21	35	0.035
	9 屋戸橋	33.0	28.3	8.0	1.4	4.1	4	15	27	50以上	0.0020
	10 不老橋	33.5	28.0	7.3	2.2	4.1	3	13	9.7	50以上	0.017
	11 雲興寺	30.5	25.0	7.4	0.5未満	1.7	1未満	9.1	2.8	50以上	0.0087
蛇ヶ洞川	12 上半田川 (中平橋付近)	33.0	29.5	7.9	0.5未満	3.3	1未満	11	3.0	50以上	0.0088
	13 蛇ヶ洞 (稚児橋)	31.5	23.8	7.6	0.5	2.7	4	8.5	8.7	50以上	0.0073
	14 下半田川 (花川橋)	37.0	26.5	7.0	0.5未満	2.1	1未満	8.2	6.3	50以上	0.021

(5) 自然とのふれあい

瀬戸市には、自然公園として指定を受けている区域があります。これらの区域では、さまざまな開発行為等に対して規制があり、すぐれた自然景観を保護し、利活用の促進が図られています。

1) 自然公園の現状

本市の南部に位置する猿投山から東部山地さらに北部の定光寺にかけての一带には、「愛知高原国定公園」に指定されている区域があります。これは、尾張北東部丘陵地帯の東海自然歩道沿いを中心とした地域について、自然公園法に基づきすぐれた自然の風景地を守り、利活用の促進を図ることを目的としたものです。

国定公園内に位置する定光寺、岩屋堂公園では、春の花見や秋の紅葉など、古くから市民に親しまれ、自然観察、ハイキングなどの野外レクリエーションや歴史探訪の場となっています。

瀬戸市内で、愛知高原国定公園として指定を受けている区域の内訳は次のとおりです。

表Ⅲ - 18 愛知高原国定公園 (自然公園) 指定区域

区 分		面 積 (h a)
特別地域	特別保護地区	0
	第1種特別地域	54
	第2種特別地域	198
	第3種特別地域	1,647
	小 計	1,899
普 通 地 域		498
合 計		2,397

2) 自然公園区域内行為の状況

国定公園区域内において、工作物の設置、土地の形状変更など、各種行為を実施するためには愛知県の許可又は届出が必要となります。また、許可、届出にあたっては、面積、容積、高さ等の規模や色彩などをはじめ各種規制があります。

平成 13 年度に許可又は届出された行為は次のとおりです。

表Ⅲ - 19 平成 13 年度 国定公園区域内行為の状況

区 分		行 為	件 数
特 別 地 域	許 可	工作物の新・改・増築	5 件
		色彩の変更	2 件
普 通 地 域	届 出		0 件
合 計			7 件

(注) 国等に関する協議、通知を含む。

3) 自然とのふれあい活動の推進

市では、自然観察会をはじめ、自然とふれあう活動を推進しており、環境セミナーでの自然観察会や各催事でのネイチャークラフト（小枝や木の葉を使った工作）、定光寺野外活動センターでの定期的な星座観察会、また東山地域でのエコプログラム事業などを実施しています。（内容等は、Ⅳ-12「市民・事業者とのパートナーシップの形成」を参照）

また、市内には東海自然歩道が通っており、豊田市から本市の南部猿投山に入り、東部から北部を通過して春日井市へと抜けています。猿投山、雲興寺、岩屋堂、定光寺などの景勝地を結ぶコースとなっており、多くの市民等に利用されています。

3 都市・快適環境

(1)身近な緑

市内の公園等（都市公園、墓園、公共施設等）は、232箇所、288.5haが整備されています。市民一人あたりの都市公園等の面積は、約21.9㎡となっています。

市の代表的な都市公園としては、市民公園、東公園、南公園が挙げられます。これらの公園では、運動施設等も整備されており、多くの市民に活用されています。この他にも多くの近隣公園、街区公園、河川緑地等があり、身近な緑として利用されています。

(2)水辺空間

市内には、瀬戸川、水野川、矢田川（山口川）、蛇ヶ洞川の4河川が東西に流れており、市民の水辺空間として水の流れや岸辺、堤防を形成しています。これらの河川やその支川において、河川環境整備や多自然型整備のモデル事業などにより整備が進められています。また、区画整理や新規の公園整備に合わせ、親水空間の整備に努めています。市民の身近な水辺空間としては、瀬戸川緑地や水無瀬川、八幡川の桜並木、岩屋堂、瀬戸大滝などが挙げられます。

(3)歴史・文化財

1)概要

本市は、伝統的な窯業のまちです。そのため市内には、やきものに関するものはもちろん、それ以外の有形・無形の文化財も数多く遺されています。

定光寺源敬公廟をはじめとする建造物や陶製狛犬をはじめとする工芸品、窯跡や古墳など数多くの貴重な文化財、史跡が残っており、市内の指定文化財等は国指定10件・県指定10件・市指定34件の計54件となっています。有形文化財は50件あり、このうち工芸品が18件、建造物12件で、その他に彫刻品や名勝地、植物の天然記念物なども指定を受けています。また、無形文化財は4件で、陶芸に関する技法です。

「せともの」のまちである本市には、いたるところに遺跡が存在します。特に丘陵部に窯業生産遺跡が密集して分布しているところに特徴があります。そのうち3件が文化財の指定を受けています。

また、市内の主な歴史・文化施設は、県の施設として愛知県陶磁資料館が、市の施設として歴史民俗資料館、文化センター、新世紀工芸館、マルチメディア伝承工芸館、窯垣の小径資料館、窯垣の小径ギャラリー、無風庵などがあります。

表Ⅲ - 20 瀬戸市内の指定文化財件数

区分	件数	種別	件数
国指定	10件	建造物	2
		工芸品	6
		有形民俗	1
		史跡	1
県指定	10件	彫刻	2
		工芸品	5
		考古資料	1
		工芸技術	1
		有形民俗	1
市指定	34件	建造物	10
		彫刻	2
		工芸品	7
		歴史資料	4
		古文書	3
		工芸技術	3
		史跡	2
		名勝	2
		天然記念物	1

2) 史跡

市内に分布する史跡のうち、文化財として指定されているものは、以下のとおりです。史跡等については、説明板や案内板等により所在と由来を周知し、市民の史跡・文化財に対する関心と認識を高めるとともに、その保全整備に努めています。

表Ⅲ - 21 史跡の指定文化財

指定名称	種別	所在地	時代	指定年月日
小長曾陶器窯跡	国指定史跡	東白坂町	室町中期	昭和46年7月13日
本地大塚古墳	市指定史跡	西本地町	古墳時代	昭和51年5月1日
宮地古墳群	市指定史跡	上之山町	古墳時代	平成5年2月19日

3) 名勝・天然記念物

市内には、3件の名勝・天然記念物が市の文化財に指定されています。その内訳は、名勝地が2件、植物の天然記念物が1件で、その内容は以下に示すとおりです。

石樋（いしどい）〔水北町 樋ヶ沢川 平成4年2月21日 市指定〕

県道定光寺・山脇線に沿う水野川の支流樋ヶ沢川の河床に、幅10～15m、長さ60mにわたって「石樋」と呼ばれる景勝地があります。これは、河川が長い年月をかけて花崗岩盤を樋のように侵食したもので、方状節理といわれる自然景観です。市内で大規模な方状節理がみられる貴重な場所となっています。

目鼻石（めはないし）〔内田町・鹿乗町 水野川 平成7年2月13日 市指定〕

水野川の河床に「目鼻石」と呼ばれる奇岩があります。これは流水の浸食作用によって形成されたポットホール（甌穴）という自然景観で、大規模な甌穴の例は豊川水系（東

栄町：県の天然記念物）にあります。どんな干ばつの年でも、この目鼻石の孔穴を洗い
浄めて祈れば、たちまち降雨があったという謂れがあります。

マルバタラヨウ [中水野町 三社大明神 平成9年11月18日 市指定]

昭和54年に中水野町三社大明神社で発見され、平成7年にモチノキとタラヨウの雑種
と確認されました。その後、平成8年12月にはマルバタラヨウ (IIEX owariensis) と命
名され、新種として報告されました。国内では最初の発見であり、全国的に貴重種とい
えるものです。開花期や葉の大きさなどは、モチノキとタラヨウの間になっています
が、花はタラヨウに似ています。

(4) 都市基盤

1) 市勢の変遷

本市は、中部圏の中核都市である名古屋市を中心から北東約20kmに位置し、東西
12.8km、南北13.6kmのほぼ円形を示し、市域面積は111.6km²で人口約13万人となっ
ています。市の中央部の大部分を占める丘陵地の地質は、瀬戸層群と呼ばれる新第三紀の
地層で、木節粘土、蛙目粘土、珪砂を大量に含んでいます。特に磁器耐火物に必要な木
節粘土は、その質の良さでは世界有数のものです。

良質な土に恵まれた本市は、1,300年の伝統を誇る世界屈指の「やきもの」のまちで、
和洋食器や電気用陶磁器等家庭用品から工業用品に至るまで多種多様の製品が国内外へ
供給されています。また、ガラス用原料の珪砂の生産も盛んで国内生産の約3割を占め
ています。窯業土石製品関係の事業所数は、全体の約6割を占めていますが、事業所の
規模は小さく住宅と混在するため、公害苦情の原因となることもあります。

2) 交通

本市の主な交通手段は、鉄道、バス、自動車、自転車があります。鉄道は、東西に名
鉄瀬戸線が通っており、名古屋に直結する重要な交通手段となっています。南北には、
愛知環状鉄道が通っており、瀬戸市駅で名鉄瀬戸線新瀬戸駅に接続しています。道路は、
広域的道路として、本市東部に東海環状自動車道の建設が進んでおり、その早期整備が
望まれています。また、市内の骨格的道路としては、国道155号、248号、363号、県道
名古屋瀬戸線（瀬戸街道）などが挙げられます。しかしながら、これらの主要な幹線道
路は中心市街地を通過し、放射状に伸びる道路網となっているため、交通渋滞や自動車
公害を発生しやすい特徴をもっています。これらを解消するため、公共交通機関の利便
性の向上や環状道路網の計画、整備を進めています。

3) 土地利用状況

土地の利用状況をみると、開発された整然とした街路の市街地がある一方、瀬戸川な
どの河川沿いに市街地が形成されてきたため、地形的に傾斜も多く、生活道路が狭く、
道路や公園等の整備が進んでない地域や住宅と工場等の混在によって弊害のみられる地

区も多く存在します。

このため市では、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」等に基づき、土地利用の適正化に努め、土地区画整理事業等による宅地供給の促進などにより、秩序ある都市づくりをすすめています。

4 広域・地球環境

(1)地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、フロン等の温室効果を持つガスの濃度が上昇することにより、地球の温暖化が進むと考えられています。特に地球温暖化には、大気中の二酸化炭素が大きく寄与しています。二酸化炭素の濃度は、産業革命以前は安定していましたが、それ以降は化石燃料の使用に伴い上昇を続けています。この結果、地球全体の平均気温が上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増えつづけると、100年後には平均気温で約2度上昇、海面水位は約50cm上昇すると予測されています。

このため、異常気象の発生や災害の増加、食糧危機、生態系への影響、健康への被害などが懸念されています。

平成9年12月に行われた地球温暖化防止京都会議において採択された「京都議定書」では、2012年までに1990年レベルと比較して先進国全体で温室効果ガスを5.2%、日本は6%削減していくことを目標に定めました。

私たちの生活は、近年、大変便利で豊かになりましたが、これは、資源やエネルギーを大量に使って、生産、消費し、ゴミを大量に捨てることによって支えられています。今、私たちは自分たちのライフスタイルを見直すことが求められています。

(2)オゾン層の破壊

大気中のオゾンは、その約90%が地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっており、この成層圏オゾンが通常「オゾン層」と呼ばれています。地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線に含まれる有害なものの大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層がCFC（クロロフルオロカーボン：いわゆるフロンの一種）により破壊されており、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあります。フロンは、冷媒として室内用エアコン、カーエアコン、冷蔵機器や冷凍機器に使用されています。

オゾン層の破壊は、熱帯域を除き、ほぼ全地球的に進行しており、特に高緯度地域でオゾンの減少率が高くなっています。オゾン層におけるオゾンの量が1%減少すると、地上に降り注ぐ有害紫外線（UV-B）の量は1.5%増加するとされています。このUV-Bの増加により、皮膚がんや白内障の増加、免疫力の低下等、人の健康への影響のほか、動植物の生育阻害等の生態系への影響が懸念されています。

このため国では、1985年5月に世界に先駆けて「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、CFC等の生産規制等を実施しています。

国際的な取り組みとしては、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（1985年）、及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年）が採択され、一定の種類のカFC及びハロンの生産量等の段階的な削減を行うことが合意されました。

本市においても、以前は粗大ゴミに出された冷蔵庫のフロン回収を尾張東部衛生組合

にて行っていましたが、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴いエアコンや冷蔵庫については、家電販売店を通じて適切にフロン回収・処理が行われています。

(3) 酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、正常な雨水でpHは5.6程度となっています。このため、一般的にはpHが5.6よりも低い雨を酸性雨と呼んでいます。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質と考えられています。これらの発生源は、工場や自動車等の化石燃料の燃焼に伴う人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。ヨーロッパ、北米等では、酸性の強い降雨が観測され、森林、湖沼、建物等への被害が生じています。

市内での降雨の測定によれば、pHは概ね3.4～6.4の範囲内で推移しており、全国の調査結果[pH4.6～5.8：平成9年度]や愛知県の調査結果[4.6～6.3：平成10～13年度]と比較しても顕著な差はみられません。

IV 環境の保全及び創造に関して講じた施策

1 瀬戸市環境基本計画の推進

(1) 環境基本計画の概要

本市は、都市としての機能の充実を図りつつ、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができ、環境への負荷の少ないまちづくりを行っていくために、平成9年から3ヵ年にわたる検討を経て、平成12年3月に瀬戸市環境基本計画を策定しました。このため本計画に基づき、将来にわたって良好な環境を持続していくため、地球環境、自然環境の保全、資源が循環する社会づくりを目指すとともに、積極的によりよい環境を培っていく『環境創造都市』の実現に向けた取り組みを進めていきます。

1) 計画の趣旨、位置付け及び期間

環境基本計画は、市の施策を環境の面から横断的に捉えた総合的な計画で、市の環境に対する取り組みの基本的な方向を示すものです。具体的には、『環境創造都市』の実現に向けて、総合的・長期的な視点に立った市の環境の保全及び創造についての基本的な目標や施策、行政・事業者・市民の各主体別、地域別の環境配慮指針を示しています。

『環境創造都市』の実現にむけた環境施策の体系は図IV-1のとおりです。

環境基本計画は、2010年（平成22年）を目標とし、その実現に向け2005年（平成17年）を目途として、実施すべき当面の施策を示しています。

2) 計画の視点及び対象とする環境の範囲

環境基本計画は、良好な環境の将来世代への継承や循環型社会の形成などの4つを基本的な視点として策定しており、計画で対象としている環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「都市・快適環境」とそれを支える「広域・地球環境」としています。なお、それぞれの環境は独立したものではなく、互いに関連しあっているものです。

計画の視点

良好な環境を将来の世代へ引き継ぐ。
環境への負荷の少ない循環型のまちを目指す。
瀬戸の特性を尊重し、共生する。
広域的・地球的規模で考える。

環境の範囲

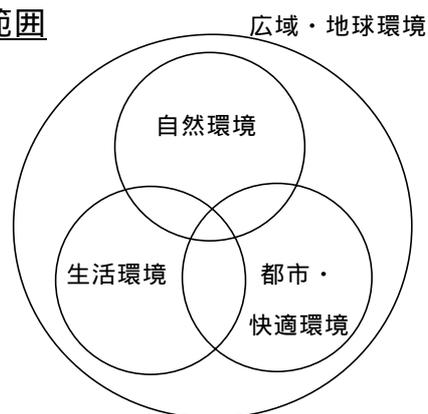


図 - 1 瀬戸市環境基本計画 - 環境施策の体系 -



(2) 計画の進行管理

環境基本計画が掲げる環境像を実現するためには、計画に示された施策や目標がどう実施され、達成されているかなど、計画の進捗状況の点検を行い、適切な進行管理を行っていくことが重要です。このため、以下のような取り組みを進めてきました。

1) 環境基本条例

本市では、環境基本計画の理念や施策の方向を示すとともに、計画の位置付けをより明確にするために、平成13年3月に瀬戸市環境基本条例を制定しました。

環境基本条例は、環境に関する基本的な内容を規定する条例で、審議会の設置や環境基本計画の策定など具体的な規定も含まれますが、大部分は環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を示す規定で占めています。今後は、本条例の基本的な考え方にに基づき、個別条例の制定などの制度づくりや予算措置など、個別の施策を講ずることとなります。

2) 各組織による進行管理

実効性のある計画の推進・進行管理のためには、庁内関係部局が一体となった取り組みを行うとともに、行政・事業者・市民の各主体が情報交流を図りつつ、緊密に連携・協力していくことのできる体制の整備が必要です。また、このため、庁内外に組織を設置し、計画の進捗状況の点検や施策などの進行管理を行っていきます。

3) 年次報告書の作成

環境基本条例第9条には、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況などを明らかにするため、市長が年次報告書を作成し、公表することを義務づけています。このため年次報告書は、毎年1回作成し、公表しています。

年次報告書の作成は、具体的には関係部署において、施策の実施状況や取り組みの状況把握、当面の実施目標や取り組みの見直しなどを行い、これに基づいて作成しています。したがって、市の施策を環境面から横断的に計画(Plan)や実施状況(Do)の点検・評価(Check)と定期的な見直し・改善(Action)を行っているため、実質的には年度ごとにPDCAサイクルの取り組みを行っており、大変重要な役割を果たしています。

2 「澄んだ空気のおいしいまち」を目指して

(1) 固定発生源の対策

市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設が92事業所(166施設、平成13年度末現在)あり、愛知県尾張事務所環境保全課と連携して立ち入り調査を実施し指導しています。また、近年、焼却施設から排出されるダイオキシン類による環境汚染に対する社会的な関心が高まっているため、特に簡易的な小型焼却炉に対する苦情が目立って増えています。市では、焼却炉の管理者に対して設備の位置・構造の変更や焼却方法

の改善等について指導しています。また、野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）により一部を除き禁止となりましたので、中止するよう指導しています。

(2)有害化学物質対策

大気汚染防止法や廃掃法等の改正により、ダイオキシン類が指定物質となり、排出抑制基準が定められました。ゴミの焼却について、尾張東部衛生組合（晴丘センター）でダイオキシン類濃度調査を行った結果、基準を満足する値でした。（IV-9-(2)のダイオキシン類濃度調査結果 参照）また、市内の小中学校における小型焼却炉でのごみ処理についても、10年度からは全面的に使用禁止にしています。

(3)悪臭の防止対策

市内には、愛知県公害防止条例に基づく悪臭関係工場等は12事業所あり、届出指導をしています。また、愛知県尾張事務所環境保全課と連携し、悪臭関係工場への立ち入り調査と監視・指導を行っています。

(4)大気・悪臭監視活動

大気観測は、市内の4カ所に測定所を設け、大気環境の常時観測をしています。また愛知県は、愛知県大気汚染測定所及び瀬戸保健所で観測をしています。市の測定によれば、平成13年度は光化学オキシダント（瀬戸市大気汚染測定所）や浮遊粒子状物質（1時間値では全地点）で環境基準を超過していました。このため、監視活動を強化するとともに、観測体制の充実を図っていきます。

3 「清らかで豊かな水のあるまち」を目指して

(1)生活排水・事業場排水対策の推進

1)公共下水道等の整備

平成13年度末の公共下水道普及率（行政人口に対する処理区域内人口）は38.9%となっています。また、合併処理浄化槽は、現在1,573基が設置されており、このうち市が補助した件数は、昭和63年以来約400基となっています。市内には、21,000基の浄化槽が設置されていますが、そのうち92.5%をし尿だけしか処理できない単独処理浄化槽が占めています。

しかしながら、平成12年に浄化槽法が改正され、平成13年4月からは単独処理浄化槽の新設が原則禁止となり、し尿と生活雑排水を同時に処理できる合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。市としても引き続き合併処理浄化槽の推進に努めていきます。

平成13年度に実施した下水道事業など生活排水対策事業は、次のとおりです。

①公共下水道整備状況

公共下水道（13年度末）	処理区域面積	871 ha	管路延長	262 km
〃（平成13年度の実績）	〃	89 ha	〃	29 km

②合併処理浄化槽設置数（市で補助したもの）

平成13年度の実績 110基

2)固定発生源対策

地場産業である珪砂精製業・製陶業・砂利採取業・鉱山等からの排水及び窯業原料、廃棄物（キラ）の搬出に伴い道路に堆積した土砂等が雨水等で河川へ流入して汚濁の原因となっています。

河川・湖沼など公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法では、排水基準を定めて排水規制を行っています。特定施設をもつ特定事業場463（うち規制対象事業所121）に対しては、愛知県尾張事務所環境保全課と連携して工場等に立入・水処理施設のチェックや河川パトロールを実施し、排水状態を監視・指導しています。

(2)河川の水質浄化対策の推進

市内の河川の有機汚濁の原因は、一般家庭からの排水（浄化槽・雑排水）が主な発生源となっています。このため、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、市内の各地域ごとに生活排水対策実践活動を実施し、河川の水質浄化に対する意識高揚を図っています。

平成13年度的生活排水対策実践活動は、瀬戸川流域（祖母懐地域 人口3,530人、世帯数1,337世帯）を対象に実施しました。（内容等は、IV-12-(1)の生活排水対策実践活動を参照）

(3)水質監視体制の充実

市では市内の3河川（瀬戸川、矢田川、水野川）の4地点で生活環境項目等について毎月定期的に調査を行っています。その他、14地点で年に4回生活環境項目等について、29地点で年に1回臨時の調査を行い、水質の監視を行っています。今後も継続して調査を行っていく予定です。

(4)土壌汚染対策の推進

土壌については、土壌汚染の有無を判断する基準として、「土壌の汚染に係る環境基準」が定められています。土壌の調査や対策は、基本的には土地所有者等が行うものであることから、市としては土壌汚染の定期的な調査は行っていません。

(5)地盤沈下・地下水対策の推進

地盤沈下や地下水対策としては、市の観測井戸で地下水位を毎月測定しています。地

下水の水質は、周辺の河川水質や土壌に影響を受けます。平成 13 年度は、特に大きな水位の変動や水質に関する苦情等はありませんでした。

4 「生活の中に自然の音が聞こえるまち」を目指して

(1) 固定発生源対策

騒音規制法、振動規制法、愛知県公害防止条例に基づいて、工場・事業場や特定施設の設置における届出の際、騒音・振動防止等の指導を行っています。また、特定建設作業にあたっては、事前に届出が必要であり、受付を行っています。

(2) 道路騒音・振動対策

道路騒音・振動対策として、市内の主要国道 4 地点で騒音・振動調査を実施しています。騒音については、環境基準がすべての地点で基準を超過していましたが、要請限度はすべての地点、時間帯で満足していました。このため、交通網の体系的整備や公共交通機関の利用促進などを推進しています。また、振動については、すべての地点で要請限度に適合していました。(調査の結果等は、Ⅱ-1-(3)、(4)の環境の現状を参照)

(3) 近隣騒音・振動対策

カラオケ騒音など近隣苦情が寄せられますが、その際に、発生源となっている機器の深夜における使用禁止や騒音防止方法等を指導し、その解決を図っています。平成 13 年度は、振動に関する苦情はありませんでした。

5 「ゴミを出さないまち」を目指して

(1) 一般廃棄物の処理

1) 資源化・減量化の推進

① ゴミ減量活動奨励金

子ども会、PTA、老人会等が実施する新聞・雑誌等の集団回収事業に対して、1 トン当たり 4,000 円の活動奨励金を交付しています。平成 13 年度にこの事業により回収した古紙類等の量は約 2,276 トンであり、交付した奨励金は約 910 万円です。

② 生ゴミ処理機購入費補助

家庭から排出される生ゴミを家庭において処理し、ゴミの減量を推進するため、生ゴミ処理機を購入した者に対して補助を行っています。平成 13 年度は 105 基の生ゴミ処理機について補助金（販売価格の 1/2：上限 10,000 円）を交付しました。

なお、市の公共施設においては、幡山東小、道泉小、品野台小で生ゴミ処理機を導入しており、13 年度には古瀬戸小に導入しています。

③ ぼかしの普及、生ゴミ発酵用密閉バケツ購入費補助

生ごみ等の減量のため、EM菌を使った「ぼかし」（心身障害者小規模授産所：障害者と共に歩む麦の会 製造）を市内の公共施設7箇所で販売を行い、生ごみ発酵用密閉バケツの購入に対しても補助をするなど、家庭での生ごみの処理の推進に努めています。平成13年度は、市内の公共施設で4,422個の「ぼかし」を販売しました。

また、「ぼかし」等で生ごみを発酵させる際に必要となる密閉バケツを購入する人に対しても補助を行っています。平成13年度は224個の生ごみ発酵用密閉バケツに対して、補助金（販売価格の1/2：上限1,000円）を交付しました。

④生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入費補助

家庭から排出される生ごみを家庭において処理し、ごみの減量を推進するため、生ごみ堆肥化容器（100ℓ以上のいわゆるコンポスト容器）を購入した人に対し補助を行っています。平成13年度は34基の生ごみ堆肥化容器について補助金（1基につき3,000円）を交付しました。

⑤廃食油石けん製造「しゃぼん工房」

廃食油をリサイクルすることを目的として、平成6年に瀬戸市ロータリークラブより、廃食油から粉石けんを作る機械「しゃぼん工房」及び搭載用トラックを寄贈していただいています。「しゃぼん工房」は、公民館活動などでの実演や各種のイベントに参加し、製造の実演やリサイクル石けんの配布など、リサイクルの啓蒙活動及び環境保全PRに利用しています。また、製造体験の受付も行っています。

平成13年度は21団体により、延べ42日の利用がありました。

2)収集・運搬体制の整備

①紙ごみ資源化の促進（紙類回収の日の設定）

紙ごみ資源化の促進を図るために、平成12年度より「紙の収集日」を新たに設定し、新聞紙、ダンボール、雑誌等（ミックス古紙）を分別収集しています。資源物収集のうち紙類とびん・缶の回収日を分けて紙の日を設定したことにより、紙類については前年比で2割程度増加しました。また、更なる資源化の推進のため、平成13年度は月1回の資源物（びん・缶）回収を14年度からは月2回に増やす予定です。

②粗大ごみ予約制

粗大ごみは、平成8年から電話予約による各戸収集方式で回収しています。粗大ごみは、燃えないごみとともに晴丘センターにて選別・破碎処分をしています。

③ごみ集積場整備事業

新聞・雑誌等の団体回収の促進を図るため、平成4年度から家庭内で保管しにくい高層住宅を対象に、共同保管場所としてストックヤードを菱野団地から順次設置しています。

④廃乾電池の分別

乾電池に含まれる有害物質を適正に処理するため、市内の公共施設や大型店舗に回収保管箱を設置し、回収しています。平成13年度は、約27トンの乾電池を回収し、

処理を専門業者に委託しました。

3) 処理施設の整備

瀬戸市のごみの処分は、尾張旭市、長久手町とともに尾張東部衛生組合（晴丘センター）を構成し、ごみの焼却及び粗大ごみの破砕、選別処理を行っています。処理能力は、焼却施設が 300 トン／日（150 トン×2）、粗大ごみの破砕施設が約 50 トン／5 時間となっています。焼却灰等の処分先である一般廃棄物最終処分場は、北丘町に埋立容積 200,000m³の管理型処分場を平成 14 年 3 月に竣工し、4 月から供用を開始しています。

なお、晴丘センターでは、ごみ焼却熱を利用し、定格出力 1,450kw の廃棄物発電と施設内の給湯・冷暖房を実施しています。また、焼却灰の有効利用を図るため、熱分解熔融処理施設（ガス化熔融炉）も稼働しており、生ごみを直接スラグ化し最終処分場の埋め立て量の削減に向けた取り組みを行っています。

(2) 産業廃棄物の処理対策

1) 産業廃棄物関係施設の指導要綱の設置

市では、市民の健康や生活環境を保全することを目的として、平成 13 年 2 月に「産業廃棄物関係施設の設置及び運用に関する指導要綱」を定めました。この要綱では、施設の設置にあたり事前協議を義務づけ、地元組織等との協定の締結を規定するとともに、施設運用に関しても、市による指導、事業者による水質・大気に関する検査の実施及び報告を義務づけ、市の立入調査権限を規定し、指導・運用してきました。

2) 産業廃棄物関係施設に関する条例の制定

平成 14 年 3 月には指導要綱の内容を強化する形で、「瀬戸市産業廃棄物関係施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「瀬戸市産業廃棄物関係施設の運用の指導に関する条例」を定めました。これらの条例は、事業者と住民との紛争を予防し相互の合意形成を確保するとともに、産業廃棄物関係施設の運用における指導の強化を図ることを目的とした条例で、平成 14 年 10 月 1 日から施行されます。

具体的には、「紛争の予防調整条例」は、産廃施設の設置などに伴う環境保全上の問題について、事業計画の事前公開、紛争防止のあっせんなどに関して必要な事項を定め、紛争の予防及び調整を図ることによって、良好な環境を守っていかうとするものです。

「運用の指導条例」では、産廃施設への立入調査ができること、水質検査等の報告を求めること、また、環境汚染のおそれがある行為があると認められるときは、その事業者に対し、その行為を除去するために必要な措置を講ずることができることなどを定めています。

(3) ポイ捨て・ふん害防止と環境美化対策

本市は、平成 12 年 6 月に「瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」を制定

し、地域、社会奉仕等各種団体、事業者、市議会、行政などから構成される「瀬戸市ポイ捨て・ふん害防止推進協議会」を設置し、ポイ捨て・ふん害防止対策や環境美化の普及・啓発に努めています。

1) 環境美化活動の実施

市内での環境美化活動としては、年2回の瀬戸川クリーンアップ大作戦の実施、各自治会組織を中心とした地域での清掃活動などが挙げられ、自治会や自主的活動団体に対する物品提供や広報周知等の支援を行いました。

2) ポイ捨て・ふん害防止対策

市の実施したポイ捨て・ふん害防止対策としては、ポイ捨て・ふん害実態調査の実施、地元の住民と共同でのパトロールの実施、啓発看板の配布、あるいは主要幹線道路での横断幕の設置等を行いました。特に、ふん害防止については、環境美化活動の一環として、モデル地区2地域（水野・深川連区）にて、ふん害調査を実施するとともに、地域と行政が連携して啓発パトロールを実施しました。

3) 普及、啓発活動の実施

ポイ捨て・ふん害防止及び環境美化の普及・啓発として、広報「せと」への啓発記事掲載、駅前街頭キャンペーンの実施、ポイ捨て・ふん害防止ポスターの募集、犬の飼い主へのダイレクトメールの送付による啓発を実施しました。

なお、清潔で美しいまちづくり推進のためのポスター募集には、小学生200点、中学生146点などの応募があり、推進協議会委員による投票の結果、最優秀作品は山田紗慧さん（幡山中学3年：当時）に決定しました。

6 「豊かな自然と人が調和したまち」を目指して

(1) 緑など自然の保全

1) 森林保全・整備事業

森林の持つ水源かん養、大気浄化など公益的機能の維持、疎放化されつつある森林の適正な管理を目的に、愛知県が造林事業や間伐事業の費用の一部を補助し、これを促進しています。平成13年度の瀬戸市内においては、2件に対して、301,758円の補助が行われています。

2) 自然公園の保全

本市には自然公園法に基づいて「愛知高原国定公園」に指定され、自然とのふれあいの場として親しまれている区域があります。これらの地域では、工作物の設置、土石の採取等の行為について許可または届出による規制があり、一定の制限が加えられています。なお、平成13年度中に自然公園区域内で許可申請または届出のなされた行為は7

件でした。（Ⅲ－２－(5)自然とのふれあい を参照）

(2) 動植物の保護・保全

1) 鳥獣保護対策

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境大臣または都道府県知事は鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるときは、「鳥獣保護区」を設定することができます。鳥獣保護区では鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣の捕獲を禁止するほか、鳥獣の保護繁殖に必要な給餌、給水施設の設置等の保護措置を講じることができます。瀬戸市には、平成 14 年 3 月末現在、定光寺鳥獣保護区 約 1,300ha が指定されています。

また、銃猟による危険の防止を図るために、県知事は銃猟禁止区域を設定することができます。瀬戸市銃猟禁止区域 約 9,350ha が設定されています。

2) 有害鳥獣駆除

国内に生息する野生鳥獣は、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」において、許可なくして捕獲、殺傷することが禁じられています。ただし、野生鳥獣による農林漁業被害及び生活環境被害を防止、除去するため、被害防除の実施または追い払い等によっても被害等が防止できない場合には有害鳥獣駆除制度があります。

3) 貴重な動植物の保護・保全

市では、市域に生息・分布する野生の動植物のうち、国や県のレッドデータブック（絶滅のおそれのある野生生物種の生育・生息状況等をまとめたもの）に掲載されている種、あるいは瀬戸市において特に配慮すべき種を対象とし、既存資料調査及び現地調査を実施しています。

現在は、野生植物に関して調査を実施している段階で、平成 11 年度に既存資料調査を開始し、その後に現地踏査による調査を行っています。なお、平成 13 年度は、12 年度に引き続いて、市内に分布する希少野生植物を現地で確認する作業を行いました。

4) 瀬戸市理科教育研究会との調査

市では、瀬戸市理科教育研究会に委託し、市内の河川に生息する水生生物や河川植生の継続調査を行っています。（内容、結果は、Ⅲ－２－(4)瀬戸市理科教育研究会との調査 を参照）

(3) 農地の保全

1) 生産緑地地区

市街化編入の際、市街地の公害または災害の防止や都市環境の保全を図るため、生産緑地地区の指定を行い、農地の計画的・永続的な保全を図っています。現在は、この地区指定により 164 団地、約 25ha の農地の保全が行われています。

2) 市民菜園の維持・拡充

自然の恵みを実践・体験する場としての市民菜園の維持、拡大を図っています。平成14年3月末現在、271区画の利用があります。

7 「自然の恵みを無駄なく活かすまち」を目指して

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

1) 省エネ啓発活動、エコライフ事業

省エネの啓発として、「市広報」への記事掲載(8/5,12/1)、「エコライフ通信」へ啓発記事を掲載したり、各種イベント等において啓発活動を行いました。

また、エコライフ事業として、「はじめていますエコライフ(環境家計簿含む。)」を作成し、1月15日号広報に折り込み、エコライフモニターを募集し、環境家計簿の記入やアンケート等を実施しました。今後は、モニターの継続募集を行い、イベント等で配布し普及・啓発を図り、エコライフ通信等の情報交流、あるいはモニター活動による環境家計簿の内容の検討をすすめ、改訂版の作成を行っていく予定です。

2) 庁舎の省エネルギー対策

適切な温度管理による冷暖房時間の短縮やスイッチ部分にシールを貼付し、照明機器の必要時以外の消灯実施、あるいは昼休み時間の消灯実施など省エネルギー化の推進に努めています。また、市民への周知のためポスター掲示を行っています。省エネルギー機器の導入例として、省エネタイプの蛍光灯(取替用蛍光灯をエネルギー消費効率がランプ効率で80lm/W以上のものを選定)の導入が挙げられます。

3) 下水処理水の利用

水野浄化センターでは、下水道処理水を砂ろ過し、場内雑用水に再利用しています。具体的には、ろ過した水を機械回転軸の冷却水やトイレ等に使用しています。

4) 再生製品等の使用促進

水野終末処理場において下水汚泥タイルの利用を図りました。また、市の共通物品(事務用消耗品)におけるエコロジー製品の利用に努め、11年度は全体の60%であった採用率を13年度については88%まで引き上げることができました。契約物品では、再生砕石の採用などに努めています。

5) 市のISO14001認証取得、環境配慮

瀬戸市は、環境基本計画のリーディングプロジェクトとして、市自らが率先して地球環境問題をはじめとした環境問題に取り組むとともに、「環境創造都市」の実現に向け

た環境基本計画の取り組みを推進するために、平成 12 年度に市の環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、平成 13 年 2 月には国際規格である「ISO14001」の認証を取得しました。対象は、市役所本庁舎（各課が 1 施設）をはじめ、市関連施設、消防署、保育園を含む 56 施設となっています。

具体的な取り組みとしては、節電・節水あるいは紙ごみなど廃棄物の減量やリサイクルの推進による省エネ・省資源、グリーン購入など各施設共通の取り組みのほか、各担当部局それぞれの固有な事務・事業における環境への負荷の低減に取り組んでいます。

（具体的な取り組みの目標、内容等は、参考資料－4－(1) 瀬戸市環境マネジメントシステムの取り組み を参照）

認証取得にあたり、環境に対する意識向上のため、水曜日を市役所 ECO-DAY と定め、公共交通機関での通勤やエレベータや電気ポット利用の自粛を奨励しています。

6) 低公害型車の導入

市では、新規で購入するまたは買い換える公用車は、低公害型の車両を率先導入することとしています。ただし、現在は公用車の総数見直しを行っており、台数の削減を実行している段階です。今後、買い替え等による購入に際しては、低公害車あるいは軽自動車や燃費効率のよい自動車（低燃費車）、低排出ガスなどの低公害型車を検討します。なお、平成 13 年度は、14 年度の低公害車導入に向けた予算措置を行いました。

(2) 自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進

1) 住宅用太陽光発電設置費補助

市では、地球温暖化防止対策の一環として、市内の住宅用に設置する太陽光発電設備に対して、設置費の一部を補助しています。平成 13 年度は、財団法人新エネルギー財団が実施する補助を受ける方に対して上乗せで 5 万円/kw（上限 10 万円）の補助を 15 件行いました。

2) ごみ焼却熱利用

尾張東部衛生組合（晴丘センター）では、ごみ焼却に伴う熱を利用し、発電を行い場内の電力として利用しているほか、給湯や冷暖房を行っています。平成 13 年度の発電量は 10,694,877kwh で、余剰電力は売電しています。なお、発電量は発電システムの効率化を図り、最大出力を 1,400kw から 1,450kw に若干引き上げたため、前年比約 3%up しました。

3) 下水処理水熱利用

河川水や下水処理水は、夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かいため、その温度差を冷暖房や給湯に活用できます。水野浄化センターでは、現在、処理水の余熱を利用し、場内の冷暖房に活用しています。具体的には熱交換器に処理水を通し、温度差に

よって場内施設を対象とした冷暖房に最大 36,000kcal/h を有効利用しています。

8 「笑顔があふれ、ゆとりのあるまち」を目指して

(1) 都市緑化の推進

1) 公園の整備、公共施設の周辺緑化、植樹帯・街路樹整備

緑化協定や都市緑化基金などを活用した市民参加の緑化活動の推進として、緑化奨励補助、生け垣設置奨励補助を行っています。

緑化推進奨励補助金は 12 団体に交付、生け垣設置奨励補助金は 4 戸に交付を行いました。また、市、学校、事業所による緑の募金の実施、広報せとによる緑化奨励補助の PR をはじめ、都市緑化に対する啓発を行っています。

2) 河川緑化の推進

矢田川、八幡川、水無瀬川での河川整備に合わせた緑化のほか、瀬戸川の管理用道路敷に河川緑化を行うなど、愛知県及び市の事業において、治水・利水などそれぞれの機能を考慮した河川緑化の推進をすすめています。

(2) 河川等における親水性の向上や新たな自然の創出

1) 河川環境施設整備、区画整理事業による親水空間づくり

河川をはじめ水辺環境において、生物の生息できる空間（ビオトープ）の保全・回復・創出や身近な自然環境を活用したふれあい空間の整備を行っています。

多自然型の河川整備は、県事業によりこれまでに水野川、矢田川等で実施されています。平成 13 年度は、県事業により蛇ヶ洞川の護岸整備が自然環境に配慮した工法により実施されています。今後も治水・利水機能を考慮した上で、多自然型の河川整備や身近な自然環境を活用したふれあい空間の保全・整備、あるいは河川緑化などの推進に努めていきます。

また、平成 12 年度にまちの供用が開始された山手特定土地区画整理事業では、親水機能と防災機能を持ち合わせた調整池（やまて調整池）の整備が行われています。

2) 水野浄化センタービオトープづくり

市では、水野浄化センターの回復緑地としてビオトープを実験的に導入しています。面積は約 400 m²で、水野地域まちづくり協議会の協力のもと進めています。なお、水野浄化センターでは、下水処理水をこのビオトープに循環させています。

(3) 良好な住環境の確保

1) 土地利用の適正化

市では、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」等に基づき、土地利用の適正化

に努め、土地区画整理事業等による宅地供給の促進などにより、秩序ある都市づくりをすすめています。

また、快適な住環境を整備するため、必要に応じて公園緑地の設置や緑化の義務、景観整備などを規定した地区計画を定めています。市内には、水野、塩草地区計画があり、平成12年8月には山手地区計画を定めています。

さらに、市街化調整区域における土地利用の適正化を図ることを目的とした土地利用調整条例の運用を行っています。開発行為に伴う手続きにおいて、市との事前協議、地元住民等への周知、意見聴取を義務化し、地元の意向も反映させたよりよい開発を目指すよう、事業者に指導しています。平成13年度は、36件の開発相談があり、申請を受けた16件について協議を実施しました。

今後も引き続き条例に基づき適正な手続きが行われるよう指導し、より適正な形での開発（土地利用）が行われるよう調整・助言等を行います。

2) 街並み、道路沿線景観整備

市では、ゆとりと潤いのある街並み景観を形成するために、一定規模以上の建築物や工作物等に対して届出制度を設け、大規模建築物等に関する景観誘導基準による助言、指導を行っています。

道路沿線における景観整備については、宮川線において植栽柵付街路灯や歩道敷石に景観製品を使用しています。また、陶の路（暮しっくストリート、小狭間坂）整備においては、電柱のカラー化、道路照明灯の美装化を実施しています。

その他の街並み景観整備として、地区計画によって壁面の後退や斜線制限など景観整備を規定しているところもあります。

3) 空き地の適正管理、花いっぱい運動

市広報への啓発記事の掲載や空き地の雑草苦情の処理など空き地の適正管理の啓発活動を行っています。防災上、月平均3回程度の巡視パトロールを行い、家屋等と隣接している等、特に危険な場合には指導を行っています。また、衛生面からも状況に応じ必要があれば、適正な管理が行われるよう要請をしています。

また、瀬戸市緑化奨励補助事業やフラワーポット設置事業により、公共空間における花いっぱい運動を展開しています。平成13年度は、市内17箇所のフラワーポットに花植を行い、12地区で緑化奨励補助事業による花植が行われました。

9 「安全で住みやすいまち」を目指して

(1) 安全の確保、人にやさしいまちづくり

1) 歩道整備、バリアフリー化

市では、歩車道段差の解消、障害物の除去などの歩行空間におけるバリアフリー化を

促進しています。平成 13 年度は小田妻線などにおいて、歩車部分を人にやさしい街づくり整備指針に沿って改良しました。

今後も、歩道網整備の促進や道路拡幅、コミュニティ道路の整備など安全で快適な歩行空間の整備をすすめていきます。（十三橋線、本郷線、中水野駅前線の改良など）

また、歩道網計画に沿った歩行者空間の確保を新設道路においても実施しています。

2) 違法駐車防止対策

市では、都市の美観と交通安全の確保を目的とし、「瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例」を運用し、違法駐車等の防止に努めています。特に、違法駐車等防止重点地域では、パトロールやキャンペーン等の実施により違法駐車防止を図っています。

3) 水道水源の維持・保全

市では、水道水源として利用されている河川、地下水についての水質のデータ等の関連情報を水道週間の行事、施設見学等を利用して市民に公開しました。また、水道水源地域の維持・保全を目的として、地元と協議・調整を行っています。

市内の小学 4 年生の浄水場施設見学時（13 年度は 15 校）においても、河川の環境維持の大切さを P R し、安全な水道水の維持・保全について普及啓発に努めました。

(2) 環境リスクの低減や災害に対応したまちづくり

1) 公共施設における実態調査

公共施設に使用されている有害化学物質（P C B 等）の実態を把握するため、平成 12 年度に蛍光灯の調査を実施しました。その結果をもとに、P C B を使用した蛍光灯の撤去取替工事も行いました。

2) ダイオキシン類に関する調査の実施、焼却炉の廃止

大気汚染防止法や廃掃法等の改正により、ダイオキシン類が指定物質となり、排出抑制基準が定められました。このため、ダイオキシン類や環境ホルモンなど新たな化学物質による環境リスクの情報収集と情報公開を推進しています。

一般廃棄物の焼却については、ダイオキシン類濃度調査を行った結果、晴丘センターでは表Ⅳ-1 のとおりであり、基準を下回っています。また、ダイオキシン類などの発生が危惧されるため、その他の焼却行為については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第 16 条の二）により原則として禁止されています。なお、市立の小中学校における小型焼却炉でのごみ処理については、ダイオキシン類等の発生が危惧されるため、平成 9 年度中に使用を見合わせ、10 年度からは全面的に使用禁止にしています。

表IV - 1 ダイオキシン類測定調査結果（晴丘センター）

	1号炉	2号炉	単位	排出基準
排ガス中	0.0015	0.0086	ng-TEQ/m ³ N	1
飛灰中	2.2	3.1	ng-TEQ/m ³ N	—
焼却灰中	0.031	0.22	ng-TEQ/m ³ N	—
放流水中	0.0038		pg-TEQ/?	10

3) 有害物質保安対策の推進

愛知県尾張事務所環境保全課や産業観光課と連携し、ゴルフ場・農地における農薬・化学肥料の適正使用及び水質管理の促進、特定化学物質の環境への排出抑制に向けて情報収集を実施し、適正使用に関する指導を行っていきます。なお、市内のゴルフ場からは、農薬の使用状況について報告を受けています。

また、愛知県尾張事務所環境保全課、瀬戸警察署、消防署等と連携を密にし、有害な化学物質による汚染発生時において、情報の収集と周辺住民などに対する適切で速やかな情報伝達や広報体制の整備にも努めます。

10 「『せと』の文化の薫るまち」を目指して

(1) 歴史的・文化的環境の保全・継承

1) 歴史的・文化的施設の整備、運営

市の歴史的・文化的施設としては、文化センター、歴史民俗資料館、新世紀工芸館、マルチメディア伝承工芸館、窯垣の小径資料館、窯垣の小径ギャラリー、無風庵などが挙げられます。

瀬戸市文化センターは、文化ホール・ふれあいホール・美術展示ホールの3棟からなり、美術展示ホールでは常設の展示の他に企画展、特別企画展が開催されます。

歴史民俗資料館は、歴史あるやきもののまち、「瀬戸」の資料館として、国指定の重要有形民俗文化財をはじめ、質量ともに日本一を誇る陶磁器に関する資料を収蔵・展示しています。また、マルチメディア伝承工芸館は、高度情報化機器を生かした観光・文化情報発信及び技術伝承の拠点施設として、新世紀工芸館は瀬戸のまちの特性を活かした新世紀の産業・芸術・文化の発展を図ることを目的とした施設として整備・運営しています。窯垣の小径資料館、窯垣の小径ギャラリーは地域の歴史・文化を体現する施設として、無風庵は中心市街地の活性化を図るため整備された施設です。

2) 指定文化財の保全

市では歴史的建築物を保存するために、必要に応じて文化財として指定し、保存修理事業に対して補助を行っています。平成13年度は、新規の文化財の指定はありません

でしたが、市の天然記念物マルバタラヨウの保護柵の設置をはじめとして、3件の文化財の保存・修理に対して補助を行いました。

3) 史跡・包蔵地の保全と活用

埋蔵文化財の保全と活用例として、陶祖公園を史跡や包蔵地を含む歴史公園としています。陶祖公園は、歴史公園の部分に加え広域避難地の指定により整備をすすめています。

(2) やきものを活かしたまちづくりへの取り組み

1) 景観重点地区の指定とやきものを活かした景観整備

瀬戸市都市景観条例の施行に伴い、平成12年8月に洞地区を重点地区に指定しました。都市景観形成重点地区に指定された地区は、その現況や特性等に応じて都市景観形成の方針などに盛り込んだ「都市景観形成整備基準」を定め、その地区内の建築行為等には届出を課し、望ましい景観形成に向けた誘導を図ります。

また、整備基準に適合するものについては助成を行っており、平成13年度については地区内行為5件に対して届出助言指導を行い、うち2件に助成しました。洞地区では、やきものづくりの伝統と文化が薫る景観形成に積極的な誘導を図っています。

11 「地球環境に負担を与えないまち」を目指して

(1) 地球温暖化の防止

IV-7-(1)省資源・省エネルギー対策の推進及びIV-7-(2)自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進 を参照

(2) オゾン層の保護

1) フロン回収の徹底

広報へ啓発記事を掲載したり、イベント等において啓発活動を行っています。市では、公共施設の空調機器廃棄や公用車の廃車、カーエアコンのガス交換等の際には、フロン回収を必ず実施するようISO14001にてマニュアル化しています。

なお、以前は晴丘センターにおいて、搬入される冷蔵庫からフロンを回収していましたが、家電リサイクル法の施行により、平成13年4月からは特定家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は収集できなくなりました。このため、晴丘センターでは、冷蔵庫及びフロンの回収を行わず、冷蔵庫やエアコンのフロンは、今後、家電販売店等を通じて適正処理を行うこととなります。

2) フロンに関する普及啓発活動の実施

フロンについての普及啓発に関しては、広報「せと」へ記事を掲載したり、イベント

等において展示やチラシ等の配布を行うなど啓発活動を行っています。また、フロンを扱う関係業界、その他事業者、行政が一体となってフロンの適切な回収・保管・処理を推進するために設立された「愛知県フロン回収・処理推進協議会」に加入し、調査、情報交換、普及啓発に取り組んでいます。

(3) 広域・地球環境保全への取り組み

1) ICLEI（国際環境自治体協議会）

イクレイとは、国際的NGO（非営利団体）として発足した、地球環境の保全を目指している地方自治体のための国際的な環境協議機関です。ここでは、先進的な自治体の事例を参考に、有効な環境施策の手法や内容について検討、情報の提供をしています。

現在、350以上の世界の自治体や自治体連合組織、国内の約50自治体が会員になっており、その他会員以外の多くの自治体が地域プロジェクトや国際キャンペーンに参加しています。本市もこの国際的なネットワークを活用し、環境問題の取り組みについて国内外の情報の収集及び交流等を図っています。

平成13年度もコンサルタント会議に参加（8/9）し、講演会への参加、国内の加盟団体との情報交換等を行いました。今後も先進的な自治体の事例など情報の収集、あるいは地球温暖化防止対策など国際的、広域的な取り組みに対して協働して取り組んでいきます。

2) 酸性雨調査

瀬戸市理科教育研究会と環境課による簡易調査を市内4地点で実施しています。（概要はⅢ-4-(3) 酸性雨を参照） また、広報「せと」、チラシ等への記事掲載、イベント等での展示など啓発活動を行っています。

12 「市民・事業者とのパートナーシップの形成」を目指して

(1) パートナーシップの形成

1) 環境展2001

環境省は、事業者や国民の間に広く環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」、さらに6月を「環境月間」として定めています。瀬戸市ではこの「環境月間」にちなみ、市民のみなさんに環境について考えていただこうと『環境展』を毎年開催しています。

①開催期間・場所：平成13年6月11日（月）～22日（金） 市役所ロビー

②展示テーマ：「循環型社会 私が変わる 環境世紀の幕開けです」

③展示内容

表IV - 2 環境展 2001 での展示内容

テーマ	展示内容
環境基本計画 (パネル展示)	環境基本計画について紹介するとともに、計画の概要版とリーフレットを配布しました。
あなたの暮らしを チェック!	二酸化炭素の排出を削減できる方法を紹介しました。
ケナフ展	木材に代わる紙の原料として注目されている一年草「ケナフ」を紹介するパネル展示を行いました。また、先着150名(1日15名)にケナフの苗を配布しました。
ぼくたちの水族館 -瀬戸の川の魚たち-	瀬戸川、水野川、矢田川などで捕獲したアブラハヤ、カワムツ、ヨシノボリ、シマドジョウ、スジエビ、ザリガニなどを展示しました。
環境クイズ	地球温暖化に関するクイズを実施し、回答者全員に環境保全啓発グッズ(水切り袋またはキッチンペーパー)を配布しました。
星っこクラブ 活動紹介	親子で四季折々の星空を観察しながら、大気汚染や光害など環境についても学習する星っこクラブの活動紹介と共同制作物の展示を行いました。

2) 催事での啓発活動

市内で開催される催事において、市民が気軽に参加できる環境保全に関したさまざまな体験コーナーを開設しました。

表IV - 3 平成 13 年度に実施した各催事における啓発活動

開設コーナー名/催事名	開催日時/場所	内 容
「木の葉や小枝のネイチャークラフト」 EXPOスプリングフェスタ	4月15日(日) 瀬戸市民会館	小枝や木の葉などを使った小物の作成
「おもちゃ病院」 リサイクルマーケット in せと	5月6日(日) 瀬戸市民公園	壊れたおもちゃの修理
「河川環境講座」 水野かわまつり	8月5日(日) 水野川河川敷	川の浄化やリサイクルに関するクイズとゲーム
「ゼロエミッション 啓発コーナー」 せと市民祭	10月13日(土) 瀬戸市民公園	ゴミを出さない生活様式を提案するための体験学習コーナー
「きれいな川を子どもたちに」 みんなの生活展	10月27日(土) 瀬戸市民会館	生活排水クリーン推進員による生活排水浄化の呼びかけ
「牛乳パックでハガキづくり」 水野そば祭り	12月2日(日) 水野公民館	牛乳パックを使ったハガキづくり(参加者約200人)

3) 東山エコプログラム事業

区画整理事業により、環境の変化した東山地域(1.176k㎡、人口約5,500人)において、子どもたちがいきいきとした生活を送ることができる環境創造を目指し、学校と地域が一体となったボランティア活動の推進を図りました。

①事業主体

東山エコプログラム運営委員会

(東山小学校 PTA、教諭、児童、自治会、公民館関係者、有識者、行政で構成)

②活動内容

表Ⅳ - 4 平成 13 年度 東山エコプログラム事業の活動状況

日時／場所	内 容
5月22日 (火)	第1回こども会議 「平成13年度活動について」
7月 9日 (月)	第1回運営委員会 「平成13年度の運営委員体制について」 「平成13年度活動スケジュールについて」
9月25日 (火)	第1回プロジェクト会議
11月 5日 (月)	東山エコニュース第4号発行
11月 5日 (月)	第2回こども会議 「お気に入りの場所探し」
11月15日 (木)	第2回プロジェクト会議 「森遊びイベントについて」
12月 8日 (土)	森遊びイベントの実施
12月14日 (金)	東山エコニュース第5号発行
2月13日 (水)	第3回こども会議 「東山エコプログラムPR作戦」
2月下旬	第4回こども会議 「エコプロこどもだより編集」
3月20日 (水)	エコプロこどもだより発行

4)生活排水対策実践活動

生活排水対策の推進は、住民の理解と積極的な協力が不可欠です。このため本市では、昭和 60 年から、生活排水が水質に与える影響が大きい流域をモデル地域として指定し、行政と市民が一体となって、生活排水対策のための実践活動を実施しています。

この実践活動により、水質浄化の効果を把握するとともに、身近な河川の浄化に対する意識の高揚を図ります。平成 13 年度は、瀬戸川の流域「祖母懐地域」をモデル地域として指定しました。

①事業主体 祖母懐連区自治会、瀬戸市

②モデル地域の概要

ア)モデル地域 (対象世帯数) 祖母懐地区(1,337 世帯)

イ)周辺河川名 瀬戸川

③事業内容

ア)学習会の開催

自治会役員を対象に、生活排水による汚濁の現状と対策について、学習会を行いました。(説明会と同時開催)

イ)実践活動「水切り袋の一斉使用」

地域内全戸に水切り袋と啓発パンフレットを配布し、各家庭で一週間、一斉に使用

しました。(使用期間：10月29日～11月4日)

り)意識調査の実施

実践活動(水切り袋の一斉使用)前後のアンケートにより、生活排水に対する考え方を調査しました。(1回目：10月12日～10月28日)

(2回目：11月5日～11月12日)

え)水質調査の実施

実践活動による水質改善効果を把握するため、実践活動前と活動中の2回にわたり、瀬戸川の支流である一里塚川、蛭子川、春雨川において水質調査を実施しました。(実施日：10月19日・30日)

5)市民エコライフ事業

各家庭で環境に配慮した生活(エコライフ)を実践していただくため、環境基本計画のリーディングプロジェクトのひとつとして平成12年度より市民エコライフ事業を実施しています。これは市民のみなさんから広くエコライフモニターを募集し、家庭で使用するエネルギーの量を記録する環境家計簿をつけていただき、その結果や感想について3ヶ月に一回程度市から送付するアンケートに答えていただくものです。アンケートの結果については広報などにより情報提供しています。

①パンフレットの作成

「はじめていますエコライフ」

広報「せと」平成14年1月15日号に折込全戸配布

②エコライフモニターの募集

平成13年度末現在 71人登録

(2)環境教育の推進

1)環境講座の開催

星っこクラブ

親子星空観察会星っこクラブでは今年も四季折々の星空を楽しみながら、光害や大気環境保全の重要性を学びました。

表Ⅳ - 5 平成 13 年度 星っこクラブの実施状況

実 施 日	場 所	内 容
平成13年 7月16日 (木)	定光寺野外活動センター	夏の星座スターウォッチング
10月 2日 (火)	定光寺野外活動センター	中秋の名月をみよう！
10月19日 (金)	定光寺野外活動センター	秋の星座と火星の話
11月11日 (金)	愛知青少年公園	愛知万博体験スクール キッズプレイキャンパス参加
11月17日 (土)	定光寺野外活動センター	今年こそ！しし座流星群
平成14年 1月10日 (木)	定光寺野外活動センター	冬のスターウォッチング
1月17日 (金)	定光寺野外活動センター	冬の星座観察
3月22日 (木)	定光寺野外活動センター	春の星座をみよう！

参加人数 市内在住の親子 27組 77名

2)市内各所における講座への講師派遣

市内で開催される地域イベントや、小中学校の授業、教育委員会の生涯学習事業である市民学びセミナーなどの機会に講師として職員の派遣を行いました。

表Ⅳ - 6 平成 13 年度の講師派遣の状況

開催日／場所	内 容
6月10日 (金) 道泉公民館	滝之湯子ども会 「ゴミとリサイクルについて考えよう」
6月17日 (日) 品野台小学校	親子ふれあい学級 「廃油でオリジナルろうそくをつくろう」
8月18日 (日) 東明公民館	東明公民館デイキャンプ 「ゴミについて考えよう」
8月26日 (日) 道泉公民館	道泉公民館親子ふれあい講座 「牛乳パックでリサイクルはがきをつくろう」
9月16日 (日) 古瀬戸公民館	古瀬戸公民館家庭教育学級 「ポイ捨て探偵団」
11月17日 (水) やすらぎ会館	吾子の会 「牛乳パックではがきをつくろう」
10月29日 (月) 效範小学校	效範小学校3年総合学習 講義「瀬戸川のはなし」
1月29日 (火) 南山中学校	南山中学校1年総合学習 講義「瀬戸の環境を知ろう！（瀬戸川を中心に）」

3)こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は 21 世紀を担う子どもたちが仲間たちと一緒に、地域環境や地球環境についての学習や具体的な活動を行なうための環境省のプログラムです。小中学生数人から設立でき、市が事務局として会員グッズなどを配布しました。

平成 13 年度の登録エコクラブ数は、11 クラブでクラブ員数は 202 名でした。

1. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

① 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう (SO ₂) (S48.5.16告示)	一酸化炭素 (CO) (S48.5.8告示)	浮遊粒子状物質 (SPM) (S48.5.8告示)	二酸化窒素 (NO ₂) (S53.7.11告示)	光化学オキシダント (O _x) (S48.5.8告示)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値のうち低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

② 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	備考
ベンゼン (H9.2.4告示)	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。	1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン (H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン (H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロエタン (H13.4.20告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		

(2) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準（河川〔湖沼を除く〕）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100l 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100l 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100l 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml ……のように連続した4段階（試料量が0.1ml 以下の場合は1ml に希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

環境基準の目安……蛇ヶ洞川 A類型、水野川 C類型、瀬戸川 D類型、矢田川 D類型(目標C)

(3) 騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）

① 一般地域及び道路に面する地域に係る環境基準

単位：デシベル

類 型	該 当 地 域	基 準 値	
		昼 間	夜 間
AA	[療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域] 瀬戸市：該当なし	50 以下	40 以下
A	[専ら住居の用に供される地域] 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下
B	[主として住居の用に供される地域] 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		
C	[相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域] 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60 以下	50 以下

時間区分：昼間・・・6:00～22:00 夜間・・・22:00～6:00

地域類型については平成11年3月26日付け愛知県告示第261号による。

② 道路に関する地域の環境基準

単位：デシベル

地 域 の 区 分	時 間 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

地域類型については、①を参照。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。	

幹線道路を担う道路

高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路

近接する空間

上記の幹線交通を担う道路の道路端から次の範囲

2車線以下の道路 1.5メートル

2車線を越える道路 2.0メートル

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラトリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>

(5) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/l 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 規制基準

(1) 大気汚染に係る規制基準

① いおう酸化物の排出基準（K値一覧表）

法		条 例		地 域
一 般	特 別	一 般	特 別	
9.0	—	9.0	—	瀬戸市、春日井市、豊田市等
8.76	—	8.76	—	豊橋市、豊川市、蒲郡市等
3.0	1.17	3.0	1.17	名古屋市、東海市、知多市等

K値と最大着地濃度(ppm)との関係

K 値	1.17	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	8.76	9.0	10.0
最大着地濃度 (ppm)	0.002	0.005	0.0068	0.0086	0.0103	0.0120	0.0137	0.0150	0.0154	0.0171

② ばい煙発生施設に係るばいじん排出基準（抜粋）

(g/Nm³)

		規模（排ガス量）	20万Nm ³ /H以上	4万～20万	1万～4万	1万未満	備 考
			0.05	0.05	0.10(ガス)		
ボ イ ラ ー （液体燃料・ガスの専焼）	大気汚染防止法	伝熱面積が10m ² 以上のもの	※ 0.05	0.15 (液体)	0.25 (液体)	0.30 (液体)	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令は5月28日に公布し6月1日から施行する。基準の適用は、新設の施設については直ちに行い、既設の施設については昭和59年6月30日までは新基準の適用を猶予するものとした。 なお、一部の既設施設については、ばいじんの排出実態と対策の実情、地域差等を考慮して、排出基準値、標準酸素濃度補正方式の導入及びそれらの適用時期等について、施設の種類、規模等に応じて配慮を行った。
	県条例		0.30				
窯 業 用 焼 成 炉 及 び 溶 融 炉	大気汚染防止法	火格子面積が1m ² 以上カバーナーの燃焼能力が重油換算50ℓ/H以上又は変圧器の定格容量が200kw以上のもの	0.15	0.25			
	県条例		※ 0.10	※ 0.20			
	県条例	火格子面積が0.8m ² 以上カバーナーの燃焼能力が重油換算40ℓ/H以上又は変圧器の定格容量が80kw以上のもの	0.40				

※印は、県条例の上乗せ排出基準で、昭和48年4月1日以後において設置されるばい煙発生施設に係るばい煙について適用する。

③ 法・条例規定による測定義務（ばい煙発生施設）

測定項目	法		条 例	
	ばい煙発生施設の区分	測定時期	ばい煙発生施設の区分	測定時期
硫黄酸化物	1. 硫黄酸化物の排出量が10N ³ /H以上の施設 2. 上記施設で硫黄酸化物に係る特定工場等に設置されているもの。 3. 硫黄酸化物に係る全施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上 常時 燃料中の硫黄含有率 (常時)	硫黄酸化物に係る全施設	燃料中の硫黄含有率 (常時)
ばいじん	1. 排出ガス量4万N ³ /H以上の施設 2. 排出ガス量4万N ³ /H未満の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上 年2回以上	ばいじんに係る全施設	年1回以上 〔リンゲルマン濃度表を用いる場合は7日を超えない作業期間ごとに1回以上〕

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 生活環境項目に係る排水基準（抜粋）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度	5.8～8.6
生物学的酸素要求量	160（日間平均値120） mg/ℓ
化学的酸素要求量	160（日間平均値120） "
浮遊物質	200（日間平均値150） "
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5 "
"（動植物油脂類）	30 "
フェノール類含有量	5 "
銅含有量	3 "
亜鉛含有量	5 "
溶解性鉄含有量	10 "
溶解性マンガン含有量	10 "
クロム含有量	2 "
フッ素含有量	15 "
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/ℓ
窒素含有量 ※	120（日間平均60） mg/ℓ
燐含有量 ※	16（日間平均8） "

※1日当りの平均的な排水の量が50 m³以上である事業場

※窒素・燐含有量については、馬ヶ城ダム貯水池へ排水される事業場

② 有害物質に係る排水基準（抜粋）

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
シアン化合物	1 "
有機燐化合物	1 "
鉛及びその化合物	0.1 "
六価クロム化合物	0.5 "
砒素及びその化合物	0.1 "
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 "
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/ℓ

排出量問わず適用

③ 名古屋港、庄内川等水域に係る上乘せ排水基準（抜粋）

(単位：mg/l)

工場又は事業場		既設の工場又は事業場						新設の工場又は事業場				
		下水道処理区域以外の地域						下水道処理区域	下水道処理区域以外の地域			
業種		窯業若しくは土石製品の製造業又は非金属業		、酸・アルカリによる表面処理施設のみ または電気鍍金施設のみ	自動式車両洗浄施設のみ	し尿処理施設のみ	公共下水道指定処理場以外	全業種	全業種（注1）	し尿処理施設のみ	公共下水道	
		窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	その他									
項目及び許容限度	生物化学的酸素要求量 （かっこ内日平均）	25 (20)	25 (20)	25 (20)	25 (20)	(30)	(20)	25 (20)	25 (20)	40 (30)	25 (20)	
	浮遊物質 （かっこ内日平均）	300 (250)	150 (120)	30 (20)	70 (50)	(70)	(70)	30 (20)	30 (20)	80 (60)	70 (50)	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量	鉱油類	2	2					2	2		
		動植物油脂類							10	10		
	フェノール類含有量								0.5	0.5		
銅含有量				1				1	1			
適用の日		昭和48年6月24日						昭和48年4月1日				

- 注1の全業種とは、畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設をその業の用に供するものに限る）、ビール製造業以外の食料品製造業、繊維工業、鉄鋼業、産業廃棄物及び廃油の処理業、し尿処理施設のみを有するもの並びに公共下水道を除く。
- 上乘せ排水基準は、既設のものにあつては、日平均排水量が 50 m³以上である事業場等、新設にあつては日平均排水量が 20 m³以上である事業場等に適用する。
ただし、窯業原料精製業にあつては、日平均排水量が 10 m³以上である事業場について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）及び、し尿処理施設のみを有する事業場については、すべての排水について適用する。
- 排水基準の別表2に掲げる項目、許容限度で、この表に定めのないものは、新設事業場で日平均排水量が 20 m³以上のものに適用する。

(3)騒音に係る規制基準

① 特定建設作業に伴って発生する騒音振動の規制に関する基準

		騒音	振動
特定建設作業		1 くい打機等を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 6 バックホウ（出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業 7 トラクターショベル（出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業 8 ブルドーザー（出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業 9 コンクリート造等の建築物を解体する作業 10 コンクリートミキサーを使用する作業 11 コンクリートカッターを使用する作業 12 ブルドーザー・パワーショベル・スクレイパー等（出力が100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を使用する作業 13 ロードローラー等を使用する作業	1 くい打機等を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業
規制の種別	地域の区分		
基準値	①②③	85 dB (A)	75 dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
 2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの地域の周囲80mの区域
 ②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
 ③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

② 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種 区 域	第 1 種・第 2 種低層 住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住 居専用地域	45デシベル(A)	40デシベル(A)	40デシベル(A)
第 2 種 区 域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準 住居地域	50デシベル(A)	45デシベル(A)	40デシベル(A)
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業 地域及び準工業地域	65デシベル(A)	60デシベル(A)	50デシベル(A)
	都市計画区域で用途 地域の定められて いない地域	60デシベル(A)	55デシベル(A)	50デシベル(A)
第 4 種 区 域	工 業 地 域	70デシベル(A)	65デシベル(A)	60デシベル(A)

- 第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館ならびに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベル(A)を減じた値とする。
- 第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域又は住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベル(A)を減じた値とする。（1 の適用を受ける区域は除く。）

③ 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 有する道路に面する区域	65デシベル(A)	55デシベル(A)
a 区域のうち区域のうち 2 車線を有する 道路に面する区域	70デシベル(A)	65デシベル(A)
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域及び c 区域のうち車線 を有する道路に面する区域	75デシベル(A)	70デシベル(A)

- 幹線を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上記の表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
- a 区域：専ら住居の用に供される区域 [第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域]
- b 区域：主として住居の用に供される区域 [第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域]
- c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域 [近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域]

(4) 振動に係る規制基準

① 特定工場等の振動規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間	
		午前 7 時から午後 8 時	午後 8 時から翌日午前 7 時	
第 1 種区域	1	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
	2	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
	2	工業地域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

1 工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館ならびに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベル(A)を減じた値とする。

2 第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域又は住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベル(A)を減じた値とする。（1 の適用を受ける区域は除く。）

② 指定地域内における自動車振動の要請限度

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前 7 時から午後 8 時	午後 8 時から翌日午前 7 時
第 1 種区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(5) 悪臭に係る規制基準

敷地境界線における規制基準（法第4条、平成7年3月 県告示第245号） 単位：ppm

規制地域の区分 悪臭物質の種類	第1種地域	第2種地域	第3種地域
ア　ン　モ　ニ　ア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫　化　水　素	0.02	0.06	0.2
硫　化　メ　チ　ル	0.01	0.05	0.2
二　流　化　メ　チ　ル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イ　ソ　ブ　タ　ノ　ール	0.9	4	20
酢　酸　エ　チ　ル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
ト　ル　エ　ン	10	30	60
ス　チ　レ　ン	0.4	0.8	2
キ　シ　レ　ン	1	2	5
プ　ロ　ピ　オ　ン　酸	0.03	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　酪　酸	0.001	0.002	0.006
ノ　ル　マ　ル　吉　草　酸	0.0009	0.002	0.004
イ　ソ　吉　草　酸	0.001	0.004	0.01

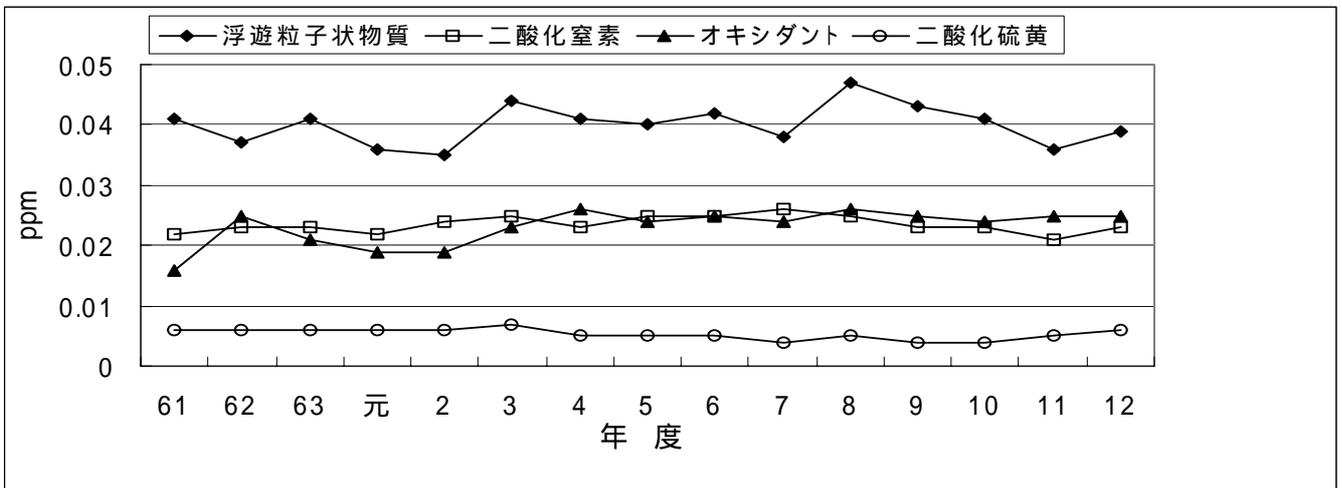
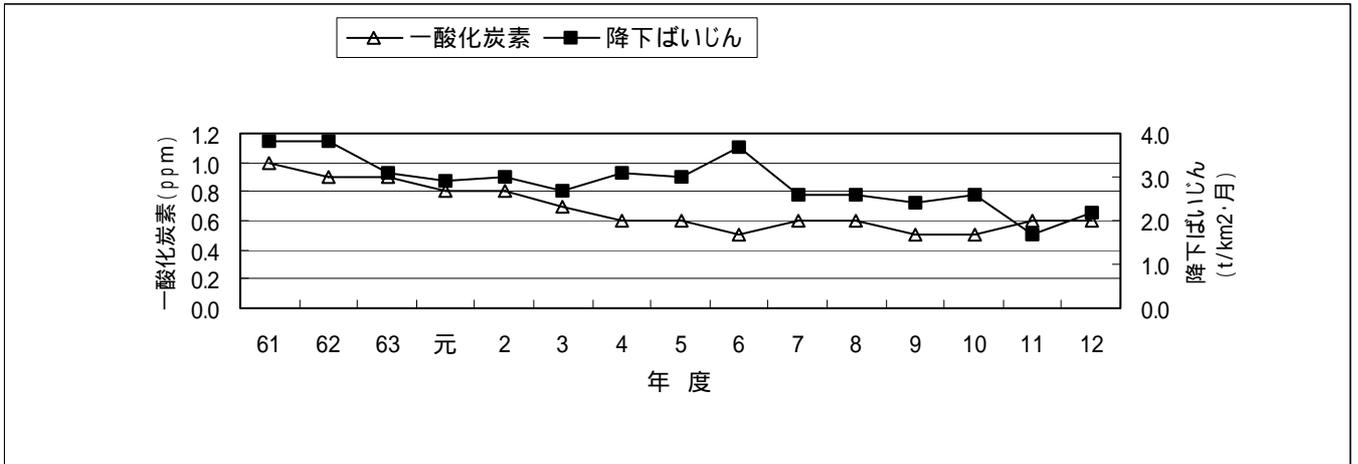
備考1. 第1種地域とは、専ら住居の用に供されている地域のように悪臭に対する順応の
みられない地域をいう。

2. 第2種地域とは第1種地域以外の地域

3. 瀬戸市では第3種地域は適用しない。

3. 測定結果

(1) 大気汚染に係る測定結果



図－資料－1 主な大気汚染物質の経年変化

(注) 1. 調査は愛知県環境部 2. データは瀬戸市関係分

①大気汚染物質の経年変化（瀬戸市大気汚染測定局）

表一資料一 主な大気汚染物質の経年変化（瀬戸市内4測定局）

項目		単位	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
瀬戸市 大気汚染 測定所	二酸化硫黄	ppm	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008	0.010	0.008	0.008	0.011	0.012
	二酸化窒素	ppm	0.028	0.026	0.029	0.030	0.032	0.030	0.030	0.028	0.026	0.028
	光化学オゾン	ppm	0.023	0.020	0.023	0.023	0.023	0.023	0.019	0.023	0.035	0.034
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.071	0.076	0.104	0.057	0.073	0.078	0.068	0.057	0.073	0.077
水野支所	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.082	0.095	0.081	0.065	0.088	0.109	0.079	0.055	0.068	0.064
品野支所	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.093	0.089	0.091	0.067	0.089	0.102	0.081	0.067	0.076	0.068
幡山支所	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.104	0.103	0.099	0.092	0.098	0.099	0.086	0.066	0.078	0.068

②二酸化硫黄（SO₂）調査

表一資料二 二酸化硫黄測定結果（月間値）（瀬戸市大気汚染測定所）

項目		平成13年									平成14年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	29	31	25	31	31	28	31	30	26	31	28	31
測定時間	(時間)	707	736	604	738	736	686	728	710	628	736	667	737
月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(ppm)	0.015	0.014	0.022	0.016	0.035	0.413	0.046	0.049	0.015	0.020	0.015	0.044
日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.009	0.011	0.009	0.009	0.012	0.015	0.019	0.008	0.007	0.009	0.015

②窒素酸化物（NO_x）調査

表一資料一3 一酸化窒素(NO)測定結果（月間値）（瀬戸市大気汚染測定所）

項 目		平成13年									平成14年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	29	31	25	31	31	28	31	30	26	31	28	31
測定時間	(時間)	707	736	604	738	736	686	728	710	628	736	667	737
月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005
1時間値の最高値	(ppm)	0.015	0.014	0.022	0.016	0.035	0.413	0.046	0.049	0.015	0.020	0.015	0.044
日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.009	0.011	0.009	0.009	0.012	0.015	0.019	0.008	0.007	0.009	0.015

表一資料一4 二酸化窒素(NO₂)測定結果（月間値）（瀬戸市大気汚染測定所）

項 目		平成13年									平成14年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	29	31	25	31	31	28	31	30	26	31	28	31
測定時間	(時間)	707	736	604	738	736	686	728	710	628	736	667	737
月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005
1時間値の最高値	(ppm)	0.015	0.014	0.022	0.016	0.035	0.413	0.046	0.049	0.015	0.020	0.015	0.044
日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.009	0.011	0.009	0.009	0.012	0.015	0.019	0.008	0.007	0.009	0.015
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(ppm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値の年間98%値	(ppm)	0.015											

表一資料一4 窒素酸化物(NO_x)測定結果（月間値）（瀬戸市大気汚染測定所）

項 目		平成13年									平成14年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	29	31	25	31	31	28	31	30	26	31	28	31
測定時間	(時間)	707	736	604	738	736	686	728	710	628	736	667	737
月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005
1時間値の最高値	(ppm)	0.015	0.014	0.022	0.016	0.035	0.413	0.046	0.049	0.015	0.020	0.015	0.044
日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.009	0.011	0.009	0.009	0.012	0.015	0.019	0.008	0.007	0.009	0.015
月平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	74.7	72.2	75.6	70.8	55.9	67.7	62.2	57.5	60.4	65.2	67.5	66.5

③光化学オキシダント（光O_x）調査

表一資料一5 光化学オキシダント測定結果（月間値）（瀬戸市大気汚染測定所）

項 目		平成13年									平成14年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数	(日)	29	29	26	31	31	30	25	30	27	25	28	31
昼間測定時間	(時間)	413	416	373	453	453	439	351	436	388	351	410	456
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	10	6	3	0	7	3	0	0	0	0	0	2
	(時間)	51	26	9	0	17	5	0	0	0	0	0	6
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値	(ppm)	0.081	0.075	0.081	0.046	0.080	0.070	0.034	0.049	0.031	0.048	0.058	0.071
昼間1時間値の 平均値	(ppm)	0.043	0.034	0.017	0.010	0.019	0.013	0.009	0.013	0.011	0.025	0.027	0.032

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

④浮遊粒子状物質（SPM）調査

表一資料一6 浮遊粒子状物質測定結果（月間値）（瀬戸市大気汚染測定所）

項 目		平成13年									平成14年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	29	31	25	31	31	28	31	30	26	31	28	31
測定時間	(時間)	707	736	604	738	736	686	728	710	628	736	667	737
月平均値	(mg/m ³)	0.029	0.027	0.034	0.046	0.027	0.027	0.026	0.019	0.023	0.017	0.021	0.029
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.124	0.149	0.143	0.282	0.147	0.158	0.130	0.125	0.145	0.129	0.127	0.133
日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.065	0.052	0.085	0.153	0.048	0.069	0.068	0.051	0.054	0.042	0.055	0.058

表一資料一7 浮遊粒子状物質測定結果（月間値）（水野支所）

項 目		平成 1 3 年									平成 1 4 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	26	31
測定時間	(時間)	717	743	720	741	741	720	743	716	714	743	645	743
月平均値	(mg/m ³)	0.033	0.032	0.037	0.035	0.030	0.030	0.032	0.030	0.035	0.022	0.027	0.035
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.162	0.106	0.179	0.121	0.507	0.592	0.104	0.120	0.185	0.106	0.195	0.235
日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.077	0.055	0.092	0.064	0.067	0.061	0.063	0.058	0.077	0.050	0.071	0.063

表一資料一8 浮遊粒子状物質測定結果（月間値）（品野支所）

項 目		平成 1 3 年									平成 1 4 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	26	31
測定時間	(時間)	717	743	720	741	741	720	743	716	714	743	645	743
月平均値	(mg/m ³)	0.033	0.032	0.037	0.035	0.030	0.030	0.032	0.030	0.035	0.022	0.027	0.035
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.162	0.106	0.179	0.121	0.507	0.592	0.104	0.120	0.185	0.106	0.195	0.235
日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.077	0.055	0.092	0.064	0.067	0.061	0.063	0.058	0.077	0.050	0.071	0.063

表一資料一9 浮遊粒子状物質測定結果（月間値）（幡山支所）

項 目		平成 1 3 年									平成 1 4 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	26	31
測定時間	(時間)	717	743	720	741	741	720	743	716	714	743	645	743
月平均値	(mg/m ³)	0.033	0.032	0.037	0.035	0.030	0.030	0.032	0.030	0.035	0.022	0.027	0.035
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.162	0.106	0.179	0.121	0.507	0.592	0.104	0.120	0.185	0.106	0.195	0.235
日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.077	0.055	0.092	0.064	0.067	0.061	0.063	0.058	0.077	0.050	0.071	0.063

(2) 水質汚濁に係る測定結果

① 市内の河川の状況

表-資料-11 主要河川の状況

項目 河川名	流域面積 (k m ²)	河川延長 (k m)	※支川 (一次支川)	
			支川数	支川延長 (k m)
矢田川	—	6.146	18	32.16
瀬戸川	16.89	6.044	15	18.34
水野川	39.40	12.374	32	40.27
庄内川	—	7.410	11	15.65

資料：「瀬戸市河川調書」より
 ※一次支川：支川のうち本川に直接流入している川

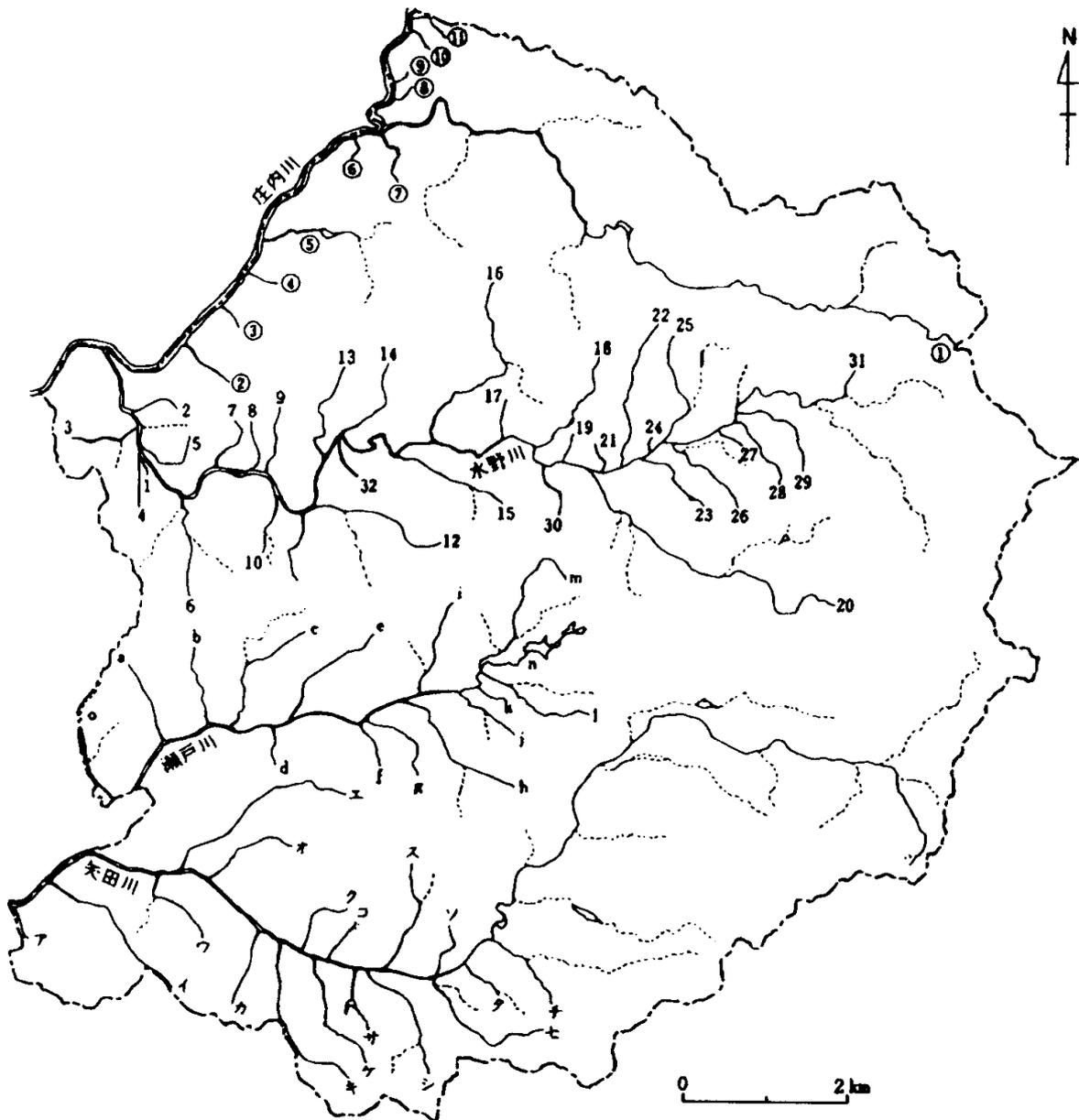


図-資料-2 各河川の支川

表一資料-12 瀬戸市各河川の支川

瀬戸川支川		矢田川支川		水野川支川				
一次支川名	支川延長(km)	一次支川名	支川延長(km)	一次支川名	支川延長(km)			
a	勘右エ門川	1.20	ア	南 境 川	0.50	1	麻 畑 川	1.10
b	桜 川	1.10	イ	本 地 川	2.10	2	目 鼻 石 川	0.55
c	孫 田 川	1.90	ウ	新田屋敷川	1.20	3	尾 張 戸 川	0.80
d	善光寺川	0.43	エ	水無瀬川	2.50	4	本 郷 川	0.39
e	陣 屋 川	1.56	オ	井 林 川	1.54	5	四 ツ 谷 洞 川	0.80
f	西 茨 川	0.95	カ	弁 天 川	0.85	6	唐 沢 川	1.50
g	東 茨 川	1.21	キ	大 六 川	2.20	7	山 ノ 神 洞	0.60
h	一 里 塚 川	2.07	ク	米 泉 川	0.80	8	山 畑 川	0.70
i	印 所 川	1.44	ケ	越 中 川	1.60	9	御 前 川	1.35
j	寺 本 川	1.48	コ	今 林 川	1.05	10	新 田 川	0.66
k	王 子 沢	0.30	サ	神 明 川	0.72	11	地 蔵 川	0.98
l	拝 戸 川	1.48	シ	薬 師 川	1.70	12	数 成 川	1.65
m	紺屋田川	2.22	ス	八 幡 川	1.10	13	樋 ケ 沢 川	1.40
n	古瀬戸川	0.60	セ	吉 田 川	2.10	14	山 千 川	2.50
o	旭 境 川	0.40	ソ	若 宮 川	0.80	15	八 床 川	1.50
			チ	海 上 川	1.85	17	余 床 洞	0.34
			ツ	赤 津 川	8.50	18	市 郎 兵 衛 川	1.30
						19	落 合 川	0.40
						21	寺 前 川	0.45
						22	崎 川	2.10
						23	洞 川	1.10
						24	向 川	0.20
						25	蟹 川	1.40
						26	中 洞 川	1.20
						27	城 ケ 洞 川	0.60
						28	楠 洞 川	0.50
						29	金 地 川	1.20
						30	後 田 川	0.85
						31	品 野 川	3.20
						32	西 八 床 川	1.70

一次支川名	支川延長(km)	
①	蛇ヶ洞川	9.60
②	岩割瀬沢	0.75
③	岩割瀬北沢	0.10
④	天 狗 沢	0.45
⑤	定光寺川	2.30
⑥	半ノ木川	0.25
⑦	滝ノ沢川	0.60
⑧	尾呂南沢	0.10
⑨	蝮ヶ洞	0.30
⑩	三次郎坂川	0.60
⑪	愛岐北沢	0.60

資料：「瀬戸市河川調書」より

- ・一級河川・・・庄内川、瀬戸川、矢田川、水野川
- ・準用河川・・・孫田川、蛇ヶ洞川、麻畑川、地蔵川、本郷川

河川別水質経年変化

表 - 資料 - 13 河川別水質経年変化 (B O D : 生物化学的酸素要求量)

水質観測点		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
矢田川(菱野橋) H10~本地大橋	75%値	4.8	6.1	5.6	4.5	4.2	4.1	8.7	5.2	3.5	3.4	5.0
	最大値	5.4	8.4	6.2	6.5	5.8	4.9	10	12	6.1	6.4	7.2
	最小値	2.7	2.4	3.5	2.3	3	1.3	2	2.1	2.2	1.9	2.3
瀬戸川(共栄橋) H10~三郷橋	75%値	17	23	22	25	25	11	10	18	11	9.4	17
	最大値	24	35	27	34	30	18	21	30	14	16	25
	最小値	11	8.8	12	9.6	8.2	5.3	6.4	5.5	4.9	4.2	7.6
水野川(荏坪橋) H10 御用橋 H11~東谷東橋	75%値	3.8	4	4.7	4.1	3.2	2.5	4.1	4.1	2.5	3.0	3.6
	最大値	4.6	5.2	8.1	5.4	5	7.1	11	8.6	3.8	4.0	6.3
	最小値	2.1	2	2.6	1.8	2.1	1	1.3	1.4	1.4	1.4	1.7
蛇ヶ洞川 (蛇ヶ洞川橋)	75%値	2.3	1.7	1.3	1.4	1.4	0.6	0.7	1.2	1.0	1.1	1.3
	最大値	3.5	2	1.5	1.7	1.8	1	0.9	1.5	1.8	1.4	1.7
	最小値	1.1	1	0.7	0.8	1	<0.5	<0.5	0.8	0.6	0.8	0.9

表 - 資料 - 14 河川別水質経年変化 (C O D : 化学的酸素要求量)

水質観測点		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
矢田川(菱野橋) H10~本地大橋	平均値	3.8	4	5.2	4	3.9	4.4	5.8	4.6	3.3	3.8	4.3
	最大値	4.6	7.6	7.9	5.7	5	6.4	9.2	8.9	5.5	6.3	6.7
	最小値	2.9	2	3.7	2.8	2.9	3	3.8	2.5	2.5	2.3	2.8
瀬戸川(共栄橋) H10~三郷橋	平均値	12	12	14	12	13	13	12	14	8.1	8.2	12
	最大値	16	22	18	21	20	18	23	25	11	13	19
	最小値	8.4	6.3	11	8.6	7.9	8.6	8.5	8.4	4.5	4.8	7.7
水野川(荏坪橋) H10 御用橋 H11~東谷東橋	平均値	3	2.9	4.4	3.6	3.3	4.5	5.7	7.8	2.7	3.5	4.1
	最大値	4.9	5	8.5	5.1	4.7	5.3	9.7	15	5.5	5.4	6.9
	最小値	2.2	1.9	2.9	2.4	2.4	4	3	4.3	1.6	2.1	2.7
蛇ヶ洞川 (蛇ヶ洞川橋)	平均値	1.7	1.4	1.4	1.4	1.8	2.1	2.1	1.6	1.5	1.2	1.6
	最大値	4	2.3	1.8	2.1	2.3	2.5	2.7	2.4	2.3	1.7	2.4
	最小値	0.5	0.7	0.8	1	1.4	1.6	1.3	1	0.7	0.6	1.0

表 - 資料 - 15 河川別水質経年変化 (S S : 浮遊物質量)

水質観測点		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
矢田川(菱野橋) H10~本地大橋	平均値	16	10	5	6	6	13	14	14	6	6	10
	最大値	53	23	11	11	12	29	35	100	13	35	32
	最小値	1	1	1	1	1	8	5	2	<1	2	2
瀬戸川(共栄橋) H10~三郷橋	平均値	23	20	18	41	16	12	15	16	11	12	18
	最大値	58	36	32	270	38	22	32	30	26	36	58
	最小値	6	11	8	11	6	7	8	5	4	5	7
水野川(荏坪橋) H10 御用橋 H11~東谷東橋	平均値	4	6	4	7	4	5	6	9	6	6	6
	最大値	12	14	10	13	7	13	14	56	26	23	19
	最小値	1	1	1	2	2	<1	2	1	<1	<1	1
蛇ヶ洞川 (蛇ヶ洞川橋)	平均値	2	1	1	1	3	2	3	<1	1	1	2
	最大値	6	3	5	3	9	3	5	<1	3	2	4
	最小値	1	1	1	1	1	1	1	<1	<1	<1	1

表 - 資料 - 16 河川別水質経年変化 (T - N : 全窒素)

水質観測点		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
矢田川(菱野橋) H10~本地大橋	平均値	1.5	2.7	3.8	2.4	2.3	1.9	2.7	2.6	2.2	2.5	2.5
	最大値	3	6.3	7.6	4.1	3.7	2.5	7.8	5	3.3	3.6	4.7
	最小値	0.6	1.2	1.3	0.8	0.83	1.1	1.1	1.3	0.96	1.6	1.1
瀬戸川(共栄橋) H10~三郷橋	平均値	6.9	11	10	8	8.9	-	5.4	6	5.7	6.3	8
	最大値	13	15	12	15	15	-	11	12	8.1	9.5	13
	最小値	3.2	6	6.9	3.7	5.8	-	2.6	2.3	3.9	4.1	4.3
水野川(荏坪橋) H10 御用橋 H11~東谷東橋	平均値	1.8	2.5	5.2	3.1	3.2	1.9	2.6	2.8	2.6	2.9	2.9
	最大値	3.8	6.1	10	4.4	5.2	2.5	7.8	5	4.3	4.4	5.4
	最小値	0.4	1	2.5	1.3	1.6	1.1	1.2	1.1	1.7	1.7	1.4
蛇ヶ洞川 (蛇ヶ洞川橋)	平均値	0.7	0.5	1.5	1.1	0.89	0.88	0.64	0.66	0.6	0.59	0.81
	最大値	1.8	1.1	3.9	4.8	1.2	1.8	0.87	0.81	0.75	0.82	1.79
	最小値	0.1	0.1	0.5	0.4	0.62	0.62	0.5	0.42	0.46	0.28	0.40

表 - 資料 - 17 河川別水質経年変化 (T - P : 全リン)

水質観測点		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
矢田川(菱野橋) H10~本地大橋	平均値	0.08	0.1	0.13	0.14	0.16	0.13	0.21	0.27	0.22	0.20	0.16
	最大値	0.15	0.3	0.2	0.28	0.27	0.19	0.49	0.56	0.48	0.42	0.33
	最小値	0.04	0.02	0.02	0.04	0.062	0.076	0.086	0.093	0.14	0.12	0.070
瀬戸川(共栄橋) H10~三郷橋	平均値	0.54	0.52	0.7	0.77	0.92	-	0.53	0.68	0.69	0.63	0.67
	最大値	0.81	1.1	0.9	1.2	1.4	-	1	1	0.96	0.97	1.05
	最小値	0.31	0.05	0.53	0.33	0.62	-	0.29	0.4	0.4	0.38	0.37
水野川(荏坪橋) H10 御用橋 H11~東谷東橋	平均値	0.14	0.09	0.27	0.24	0.19	0.096	0.1	0.2	0.16	0.16	0.165
	最大値	0.52	0.18	0.7	0.52	0.46	0.12	0.22	0.4	0.25	0.31	0.368
	最小値	0.06	0.03	0.1	0.05	0.1	0.074	0.054	0.068	0.078	0.09	0.070
蛇ヶ洞川 (蛇ヶ洞川橋)	平均値	0.02	0.01	0	0.01	0.018	0.016	0.015	0.036	0.033	0.024	0.019
	最大値	0.1	0.02	0	0.026	0.029	0.024	0.024	0.075	0.075	0.036	0.041
	最小値	0.01	0	0	0.003	0.008	0.008	0.008	0.02	0.008	<0.003	0.008

表 - 資料 - 20 平成13年度 河川月例調査結果(水野川 東谷東橋)

水域区分・河川名		庄内川等水域・水野川						調査地点		東谷東橋(内田町地内)					平均
採水年月日		01.04.23	01.05.17	01.06.05	01.07.19	01.08.16	01.09.20	01.10.22	01.11.15	01.12.20	02.01.22	02.02.18	02.03.04		
一般項目	採水時刻		12:35	12:30	11:57	12:10	13:26	12:55	12:40	12:20	12:05	12:55	12:57	12:03	
	流量	m3/m	18	14.2	11.9	11.3	15.8	39.0	55.4	38.4	19.9	102	30.6	23.4	31.7
	透視度	度	24	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	23	>50	>50	46
	気温		19.2	25.4	25.8	32.5	32.8	27.0	19.0	14.7	9.8	8.0	8.7	10.8	19.5
生活環境項目	水温		18.0	25.0	23.1	31.1	32.0	25.5	17.2	12.4	7.2	8.2	7.8	9.1	18.1
	pH	-	7.9	9.0	8.1	8.0	8.1	7.8	7.4	7.6	7.6	7.4	7.7	8.0	7.9
	溶存酸素	mg/l	9.6	10	10	9.5	9.7	9.5	10	12	13	12	13	14	11
	BOD	mg/l	4.0	3.0	2.8	2.0	2.1	1.4	1.5	1.8	3.4	3.2	3.4	3.7	2.7
	COD	mg/l	5.4	4.6	4.5	3.6	3.7	2.2	2.1	2.3	3.4	3.2	3.4	3.7	3.5
	SS	mg/l	23	2	3	3	5	3	3	2	2	20	<1	<1	6
	大腸菌群数	MPN/dl	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	-	400
	全窒素	mg/l	3.6	2.3	2.3	2.6	1.7	2.0	1.9	3.2	4.0	2.2	4.0	4.4	2.9
	全リン	mg/l	0.25	0.31	0.20	0.16	0.12	0.11	0.09	0.11	0.15	0.10	0.10	0.17	0.16
	その他項目	電気伝導率	mS/m	51	21	32	43	31	20	31	38	36	23	69	28
塩化物イオン		mg/l	79	32	44	60	41	35	50	60	47	26	100	34	51
健康項目	カドミウム	mg/l											<0.001		
	シアン	mg/l											ND		
	鉛	mg/l					<0.005						<0.005		
	六価クロム	mg/l											<0.01		
	ひ素	mg/l											<0.005		
	全水銀	mg/l											<0.0005		
	PCB	mg/l											ND		
	ジクロロメタン	mg/l											<0.002		
	四塩化炭素	mg/l											<0.0002		
	1,2-ジクロロエタン	mg/l											<0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l											<0.002		
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l											<0.004		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l											<0.0005		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l											<0.0006		
	トリクロロエチレン	mg/l											<0.002		
	テトラクロロエチレン	mg/l											<0.0005		
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l											<0.0002		
	チウラム	mg/l											<0.0006		
	シマジン	mg/l											<0.0003		
	チオベンカルブ	mg/l											<0.002		
ベンゼン	mg/l											<0.001			
セレン	mg/l											<0.002			
硝酸性・亜硝酸性窒素	mg/l											2.3			
ふっ素	mg/l											<0.1			
ホウ素	mg/l											0.17			

表 - 資料 - 21 平成13年度 河川月例調査結果(矢田川 本地大橋)

水域区分・河川名		庄内川等水域・矢田川(上流) 通称山口川						調査地点		本地大橋(西原町2丁目地内)					平均
採水年月日		01.04.23	01.05.17	01.06.05	01.07.19	01.08.16	01.09.20	01.10.22	01.11.15	01.12.20	02.01.22	02.02.18	02.03.04		
一般項目	採水時刻		10:15	10:25	10:35	10:30	10:21	10:30	10:20	10:05	10:30	10:25	10:15	10:35	
	流量	m3/m	15.5	6.46	5.83	8.51	9.32	39.4	38.6	24.7	16.9	84	25.7	18.5	24.5
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	36	>50	16	>50	>50	47
	気温		14.9	23.0	26.8	31.0	31.2	25.4	19.3	12.5	7.5	7.0	5.0	9.8	17.8
生活環境項目	水温		12.0	19.8	22.3	28.4	27.7	24.0	17.6	11.7	7.2	8.7	6.1	8.0	16.1
	pH	-	7.6	7.7	7.4	7.4	7.6	7.7	7.4	7.5	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5
	溶存酸素	mg/l	11	9.5	8.1	9.1	11	9.7	9.7	11	12	12	13	12	11
	BOD	mg/l	6.4	4.5	3.9	2.9	2.4	2.2	2.8	1.9	3.1	4.9	3.4	2.9	3.4
	COD	mg/l	5.0	6.3	5.2	3.8	3.5	2.7	3.3	2.7	3.4	4.0	3.2	2.9	3.8
	SS	mg/l	5	14	2	4	4	2	8	4	7	35	4	4	6
	大腸菌群数	MPN/dl	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,000	-	4,000
	全窒素	mg/l	2.9	2.9	2.3	1.6	1.6	1.8	1.6	3.1	3.1	2.2	3.0	3.6	2.5
	全リン	mg/l	0.27	0.42	0.32	0.22	0.17	0.14	0.13	0.12	0.16	0.14	0.15	0.17	0.20
	その他項目	電気伝導率	mS/m	26	30	23	26	26	25	19	31	34	19	30	30
塩化物イオン		mg/l	25	28	30	25	28	39	15	29	31	17	25	32	27
健康項目	カドミウム	mg/l											<0.001		
	シアン	mg/l											ND		
	鉛	mg/l					<0.005						<0.005		
	六価クロム	mg/l											<0.01		
	ひ素	mg/l											<0.005		
	全水銀	mg/l											<0.0005		
	PCB	mg/l											ND		
	ジクロロメタン	mg/l											<0.002		
	四塩化炭素	mg/l											<0.0002		
	1,2-ジクロロエタン	mg/l											<0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l											<0.002		
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l											<0.004		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l											<0.0005		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l											<0.0006		
	トリクロロエチレン	mg/l											<0.002		
	テトラクロロエチレン	mg/l											<0.0005		
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l											<0.0002		
	チウラム	mg/l											<0.0006		
	シマジン	mg/l											<0.0003		
	チオベンカルブ	mg/l											<0.002		
ベンゼン	mg/l											<0.001			
セレン	mg/l											<0.002			
硝酸性・亜硝酸性窒素	mg/l											2.2			
ふっ素	mg/l											<0.1			
ホウ素	mg/l											0.07			

表 - 資料 - 22 平成13年度 河川月例調査結果(蛇ヶ洞川 蛇ヶ洞川橋)

水域区分・河川名		庄内川等水域庄内川一次支川・蛇ヶ洞川					
調査地点		蛇ヶ洞川橋(下半田川町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.17	01.11.16	02.02.15	平均	
一般項目	採水時刻	12:52	13:58	13:05	10:45		
	流量	m3/m	3.25	3.63	10.9	9.3	6.76
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50
	気温		25.1	30.0	12.1	3.9	17.8
	水温		19.8	27.3	10.0	2.2	14.8
	pH	-	7.6	7.8	7.4	7.2	7.5
生活環境項目	溶存酸素	mg/l	8.8	8.4	12	14	11
	BOD	mg/l	1.1	1.4	0.8	0.8	1.0
	COD	mg/l	1.7	1.6	0.7	0.6	1.2
	SS	mg/l	<1	1	<1	<1	1
	大腸菌群数	MPN/dl	460	2,500	310	93	841
	全窒素	mg/l	0.73	0.28	0.54	0.82	0.59
	全リン	mg/l	0.036	0.032	0.004	<0.003	0.024
	電気伝導率	mS/m	8.3	10	9.0	7.8	8.8
	塩化物イオン	mg/l	16	15	15	12	15
	その他の項目	健康項目	カドミウム	mg/l			
シアン		mg/l					ND
鉛		mg/l		<0.005			<0.005
六価クロム		mg/l					<0.01
ひ素		mg/l					<0.005
全水銀		mg/l					<0.0005
P C B		mg/l					ND
ジクロロメタン		mg/l					<0.002
四塩化炭素		mg/l					<0.0002
1,2-ジクロロエタン		mg/l					<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l					<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l					<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l					<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l					<0.0006
トクロロエチレン		mg/l					<0.002
テトラクロロエチレン		mg/l					<0.0005
1,3-ジクロロプロパン		mg/l					<0.0002
チラム		mg/l					<0.0006
シマジン		mg/l					<0.0003
チオベンカルブ		mg/l					<0.002
ベンゼン		mg/l					<0.001
セレン		mg/l					<0.002
硝酸性・亜硝酸性窒素		mg/l					0.7
ふっ素		mg/l					<0.1
ホウ素		mg/l					0.07

表 - 資料 - 23 平成13年度 河川月例調査結果(矢田川 屋戸橋)

水域区分・河川名		庄内川等水域矢田川一次支川					
調査地点		矢田川(屋戸橋)					
採水年月日		01.06.05	01.08.17	01.11.16	02.02.20	平均	
一般項目	採水時刻	15:50	11:54	11:30	10:59		
	流量	m3/m	3.06	0.22	14.3	11.5	7.3
	透視度	度	32	>50	16	46	36
	気温		20.8	32.8	13.6	9.3	19.1
	水温		21.0	31.0	11.0	6.0	17.3
	pH	-	7.7	7.5	7.9	7.5	7.7
生活環境項目	溶存酸素	mg/l	8.0	11	11	13	11
	BOD	mg/l	2.8	2.5	1.9	1.9	2.3
	COD	mg/l	3.7	3.4	2.1	1.7	2.7
	SS	mg/l	22	21	53	11	27
	大腸菌群数	MPN/dl	-	-	-	1,800	1,800
	全窒素	mg/l	1.6	1.1	1.7	1.8	1.6
	全リン	mg/l	0.1	0.077	0.057	0.052	0.072
	電気伝導率	mS/m	21	24	30	22	24
	塩化物イオン	mg/l	37	30	27	17	28
	その他の項目	健康項目	カドミウム	mg/l			
シアン		mg/l					ND
鉛		mg/l		<0.005			<0.005
六価クロム		mg/l					<0.01
ひ素		mg/l					<0.005
全水銀		mg/l					<0.0005
P C B		mg/l					ND
ジクロロメタン		mg/l					<0.002
四塩化炭素		mg/l					<0.0002
1,2-ジクロロエタン		mg/l					<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l					<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l					<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l					<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l					<0.0006
トクロロエチレン		mg/l					<0.002
テトラクロロエチレン		mg/l					<0.0005
1,3-ジクロロプロパン		mg/l					<0.0002
チラム		mg/l					<0.0006
シマジン		mg/l					<0.0003
チオベンカルブ		mg/l					<0.002
ベンゼン		mg/l					<0.001
セレン		mg/l					<0.002
硝酸性・亜硝酸性窒素		mg/l					1.0
ふっ素		mg/l					<0.1
ホウ素		mg/l					0.05

表 - 資料 - 24 平成13年度 河川月例調査結果(水無瀬川 新水無瀬橋)

水域区分・河川名		庄内川等水域矢田川一次支川・水無瀬川					
調査地点		新水無瀬橋(水無瀬町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.17	01.11.16	02.02.19	平均	
一般項目	採水時刻	14:05	11:29	11:00	12:12		
	流量	m3/m	0.24	0.4	0.51	0.7	0.46
	透視度	度	39	>50	>50	24	32
	気温		22.7	31.2	13.1	6.0	18.3
	水温		23.6	30.4	12.1	9.1	18.8
	pH	-	7.6	7.8	7.4	7.2	7.5
生活環境項目	BOD	mg/l	11	6.8	7.5	17	11

表 - 資料 - 25 平成13年度 河川月例調査結果(水無瀬川 神川大橋)

水域区分・河川名		庄内川等水域矢田川一次支川・水無瀬川						
調査地点		神川大橋(美濃池町地内)						
採水年月日		01.06.05	01.08.17	01.11.16	02.02.19	平均		
一般項目	採水時刻	14:53	11:06	10:35	11:30			
	流量	m3/m	0.02	0.62	1.05	1.07	0.69	
	透視度	度	45	>50	>50	32	35.5	
	気温		22.3	30.3	13.1	6.0	17.9	
	水温		23.5	31.5	11.9	7.8	18.7	
	pH	-	8.7	9.2	7.6	8.0	8.4	
生活環境項目	溶存酸素	mg/l	5.9	9.9	11	12	9.7	
	BOD	mg/l	11	4.5	6.6	16	10	
	COD	mg/l	15	9.5	6.9	17	12	
	SS	mg/l	4	4	2	6	4	
	大腸菌群数	MPN/dl	-	-	-	22,000	22,000	
	全窒素	mg/l	3.5	2.5	5.9	11	5.7	
	全リン	mg/l	1.2	0.74	0.51	1.2	0.9	
	その他の項目	電気伝導率	mS/m	18	23	27	38	27
		塩化物イオン	mg/l	32	24	20	31	27
	健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 26 平成13年度 河川月例調査結果(東茨川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・東茨川						
調査地点		瀬戸川合流前(幸町地内)						
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均		
一般項目	採水時刻	13:15	13:45	13:25	13:55			
	流量	m3/m	0.37	0.34	0.22	0.33	0.32	
	透視度	度	>50	>50	>50	30	45	
	気温		24.0	32.0	13.8	8.0	19.5	
	水温		19.5	28.0	12.8	8.0	17.1	
	pH	-	7.2	7.0	7.2	7.4	7.2	
生活環境項目	溶存酸素	mg/l	5.5	4.8	7.4	7.5	6.3	
	BOD	mg/l	12	7.5	12	18	12	
	COD	mg/l	11	10	9.5	15	11	
	SS	mg/l	6	4	<1	12	7	
	大腸菌群数	MPN/dl	-	-	-	120,000	120,000	
	全窒素	mg/l	6.8	5.7	7.9	13	8.4	
	全リン	mg/l	0.71	0.69	0.57	0.88	0.71	
	その他の項目	電気伝導率	mS/m	23	27	27	28	26
		塩化物イオン	mg/l	26	26	22	30	26
	健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 27 平成13年度 河川月例調査結果(紺屋田川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・紺屋田川						
調査地点		瀬戸川合流前(紺屋田町地内)						
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均		
一般項目	採水時刻	10:55	11:40	11:45	11:20			
	流量	m3/m	1.31	1.72	2.42	2.22	1.92	
	透視度	度	20	>50	47	26	37.8	
	気温		24.5	31.0	14.0	8.2	19.4	
	水温		20.2	28.5	12.5	8.8	17.5	
	pH	-	7.5	7.5	7.2	7.4	7.4	
生活環境項目	溶存酸素	mg/l	6.5	7.1	7.7	8.3	7.4	
	BOD	mg/l	9.6	4.4	11	12	9	
	COD	mg/l	11	7.7	8.6	11	10	
	SS	mg/l	14	2	7	11	9	
	大腸菌群数	MPN/dl	-	-	-	100,000	100,000	
	全窒素	mg/l	7.8	5.2	6.1	10	7.3	
	全リン	mg/l	0.87	0.57	0.41	0.68	0.63	
	その他の項目	電気伝導率	mS/m	30	38	48	19	34
		塩化物イオン	mg/l	34	30	31	31	32
	健康項目	鉛	mg/l		<0.005		0.011	

表 - 資料 - 28 平成13年度 河川月例調査結果(古瀬戸川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・古瀬戸川					
調査地点		瀬戸川合流前(西古瀬戸町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	13:15	13:45	13:25	13:55		
	流量	m3/m	1.96	0.42	1.60	2.21	1.55
	透視度	度	>50	>50	47	>50	49
	気温		27.8	31.0	18.0	5.2	20.5
	水温		24.2	26.2	15.1	6.0	17.9
生活環境項目	pH	-	7.4	6.9	7.1	7.3	7.2
	溶存酸素	mg/l	9.3	7.3	9.2	13	9.7
	BOD	mg/l	1.6	3.9	1.6	1.0	2.0
	COD	mg/l	2.8	3.5	2.7	1.2	2.6
	SS	mg/l	21	14	10	6	13
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	10,000	10,000
	全窒素	mg/l	0.49	1.1	0.9	0.58	0.77
	全リン	mg/l	0.031	0.16	0.057	0.033	0.070
その他の項目	電気伝導率	mS/m	7.5	21	9.1	9.6	12
	塩化物イオン	mg/l	25	27	25	16	23
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 29 平成13年度 河川月例調査結果(桜川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・桜川					
調査地点		瀬戸川合流前(北脇町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	14:40	14:45	14:50	14:40		
	流量	m3/m	0.34	1.04	1.13	0.40	0.73
	透視度	度	38	>50	6	20	40
	気温		22.0	32.5	14.0	7.0	18.9
	水温		21.2	30.5	11.8	11.0	18.6
生活環境項目	pH	-	7.6	7.5	7.4	7.5	7.5
	溶存酸素	mg/l	4.6	6.1	3.5	5.3	4.9
	BOD	mg/l	23	14	62	34	33
	COD	mg/l	19	17	49	22	26.75
	SS	mg/l	10	4	110	14	35
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	190,000	190,000
	全窒素	mg/l	15	15	21	19	17.5
	全リン	mg/l	2.6	2.6	3.4	2.2	2.7
その他の項目	電気伝導率	mS/m	42	64	57	40	51
	塩化物イオン	mg/l	76	120	100	64	90
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 30 平成13年度 河川月例調査結果(陣屋川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・陣屋川					
調査地点		瀬戸川合流前(追分町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	13:45	14:10	14:00	13:30		
	流量	m3/m	2.77	6.71	3.70	1.59	3.69
	透視度	度	30	13	33	6	20.5
	気温		23.8	32.0	15.2	10.0	20.3
	水温		21.0	30.5	14.2	13.2	19.7
生活環境項目	pH	-	8.7	8.5	7.4	9.2	8.5
	溶存酸素	mg/l	8.1	7.7	11	9.7	9.1
	BOD	mg/l	4.9	2.4	8.8	12	7.0
	COD	mg/l	5.5	3.5	8.4	13	7.6
	SS	mg/l	16	37	15	110	45
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	6,300	6,300
	全窒素	mg/l	3.5	4.3	2.8	6.7	4.3
	全リン	mg/l	0.23	0.17	0.13	0.47	0.25
その他の項目	電気伝導率	mS/m	23	23	20	32	25
	塩化物イオン	mg/l	20	15	18	32	21
健康項目	鉛	mg/l		0.006		0.026	

表 - 資料 - 31 平成13年度 河川月例調査結果(印所川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・印所川					
調査地点		瀬戸川合流前(深川町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	12:45	12:30	12:30	12:15		
	流量	m3/m	0.54	0.71	0.93	0.63	0.7
	透視度	度	33	35	18	28	41.0
	気温		25.0	32.5	14.2	8.0	19.9
	水温		19.8	28.5	13.7	9.8	18.0
生活環境項目	pH	-	7.0	7.1	7.0	7.2	7.1
	溶存酸素	mg/l	5.8	7.3	7.2	6.9	6.8
	BOD	mg/l	6.6	3.5	10	14	8.5
	COD	mg/l	7.5	5.6	8.1	11	8.1
	SS	mg/l	6	15	18	11	13
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	42,000	42,000
	全窒素	mg/l	2.5	2.5	4.8	7	4.2
	全リン	mg/l	0.24	0.33	0.42	0.47	0.37
その他の項目	電気伝導率	mS/m	28	18	29	22	24
	塩化物イオン	mg/l	55	18	28	30	33
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 32 平成13年度 河川月例調査結果(勘右卫門川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・勘右卫門川					
調査地点		瀬戸川合流前(效範町1丁目地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	15:00	15:05	15:15	14:55		
	流量	m3/m	0.92	0.87	1.01	0.46	0.82
	透視度	度	14	>50	>50	23	44
	気温		22.0	31.0	15.4	7.0	18.9
	水温		21.2	29.5	14.4	9.2	18.6
生活環境項目	pH	-	7.8	7.8	7.6	7.6	7.7
	溶存酸素	mg/l	4.5	6.1	3.2	6.7	5.1
	BOD	mg/l	22	7.2	12	21	15.6
	COD	mg/l	23	13	15	18	17.3
	SS	mg/l	26	5	1	8	10
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	360,000	360,000
	全窒素	mg/l	30	18	26	22	24
	全リン	mg/l	1.6	1.5	1.1	1.9	1.53
その他の項目	電気伝導率	mS/m	230	36	260	44	143
	塩化物イオン	mg/l	270	33	110	58	118
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 33 平成13年度 河川月例調査結果(孫田川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・孫田川					
調査地点		瀬戸川合流前(孫田町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	14:15	14:30	14:25	14:15		
	流量	m3/m	1.93	2.40	2.47	1.09	1.97
	透視度	度	4	12	7	26	12.3
	気温		22.7	30.0	15.6	9.0	19.3
	水温		21.5	31.5	15.5	12.0	20.1
生活環境項目	pH	-	8.5	9.5	7.9	7.6	8.4
	溶存酸素	mg/l	7.6	8.4	9.2	6.8	8.0
	BOD	mg/l	25	12	16	27	20
	COD	mg/l	22	19	13	22	19.0
	SS	mg/l	150	49	100	10	77
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	170,000	170,000
	全窒素	mg/l	7.7	6.3	7.7	16	9.4
	全リン	mg/l	1.3	1.6	1.6	1.5	1.5
その他の項目	電気伝導率	mS/m	25	34	38	42	35
	塩化物イオン	mg/l	47	42	48	52	47
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 34 平成13年度 河川月例調査結果(一里塚川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・一里塚川					
調査地点		瀬戸川合流前(未広町1丁目地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	12:15	12:05	12:50	12:00		
	流量	m3/m	0.63	0.67	1.32	1.33	0.99
	透視度	度	>50	>50	>50	29	46.0
	気温		25.0	32.0	14.5	9.0	20.1
	水温		21.5	31.0	15.2	12.0	19.9
生活環境項目	pH	-	10.0	9.7	8.1	8.2	9.0
	溶存酸素	mg/l	11	11	13	11	12
	BOD	mg/l	6.2	4.2	2.8	9.4	5.7
	COD	mg/l	8.5	7.1	3.1	8.7	6.9
	SS	mg/l	2	4	<1	7	4
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	27,000	27,000
	全窒素	mg/l	2.4	2.2	2.7	5.0	3.1
	全リン	mg/l	0.57	0.50	0.092	0.41	0.39
その他の項目	電気伝導率	mS/m	12	19	20	20	18
	塩化物イオン	mg/l	17	19	18	33	22
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

表 - 資料 - 35 平成13年度 河川月例調査結果(拝戸川 瀬戸川合流前)

水域区分・河川名		庄内川等水域瀬戸川一次支川・拝戸川					
調査地点		瀬戸川合流前(古瀬戸町地内)					
採水年月日		01.06.05	01.08.16	01.11.15	02.02.18	平均	
一般項目	採水時刻	11:45	11:00	11:20	11:05		
	流量	m3/m	0.79	1.13	1.39	1.09	1.10
	透視度	度	>50	>50	>50	47	46.0
	気温		25.2	30.8	13.8	10.0	20.0
	水温		20.0	28.0	12.1	9.2	17.3
生活環境項目	pH	-	9.0	7.8	7.5	7.7	8.0
	溶存酸素	mg/l	11	9.5	11	11	10.6
	BOD	mg/l	4.4	2.1	2.9	6.1	3.9
	COD	mg/l	6.0	3.5	3.3	6.0	4.7
	SS	mg/l	4	1	1	2	2
	大腸菌群数	MPN/d	-	-	-	17,000	17,000
	全窒素	mg/l	3.3	2.0	3.2	5.9	3.6
	全リン	mg/l	0.28	0.19	0.13	0.32	0.23
その他の項目	電気伝導率	mS/m	19	19	24	17	20
	塩化物イオン	mg/l	24	20	15	28	22
健康項目	鉛	mg/l		<0.005		<0.005	

その他河川の水質調査結果
表 - 資料 - 36 平成13年度 その他河川水質調査結果

区分	測定項目	単位	新田川	地蔵川	鳥原川	山崎川	蟹川	後田川	品野川	赤津川	山路川	海上川	若宮川
			下流端	雲興寺前	不老橋	下流端	下流端						
一般項目	採水日	年月日	02.02.14	02.02.14	02.02.14	02.02.14	02.02.14	02.02.14	02.02.14	02.02.20	02.02.20	02.02.20	02.02.20
	採水時刻	時分	14:16	14:34	15:28	15:45	16:03	15:04	16:26	12:20	13:05	11:54	11:32
	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	-	7.8	8.0	7.0	8.2	6.2	6.8	6.5	7.4	9.8	9.7	9.0
	水温	-	9.0	8.2	6.0	8.1	8.8	8.2	5.2	4.3	10.7	8.0	6.8
	透視度	cm	21	20	>50	>50	>50	31	24	15	27	>50	>50
	臭気	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	微下水臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	流量	m3/m	0.05	0.56	6.52	0.92	1.56	0.22	5.76	3.45	5.42	1.84	1.25
	外観	-	淡黄白色	淡黄白色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄白色	淡黄白色	淡黄色	淡灰黄色	淡黄色	淡黄色
	その他項目	塩化物イオン	mg/l	38	27	12	18	18	30	15	18	40	37

区分	測定項目	単位	吉田川	八幡川	薬師川	今林川	米泉川	大六川	井林川	南境川	定光寺川	日向川	蛇ヶ洞川
			下流端	市境界	下流端	下流端	中平橋						
一般項目	採水日	年月日	02.02.20	02.02.19	02.02.19	02.02.19	02.02.19	02.02.19	02.02.19	02.02.19	02.02.15	02.02.15	02.02.15
	採水時刻	時分	11:20	14:02	14:19	13:44	13:25	14:42	11:55	10:52	11:35	13:20	12:40
	天候	-	晴	曇後晴	晴	晴	晴						
	気温	-	10.1	5.8	5.9	5.7	5.8	6.0	5.9	5.1	4.4	7.0	5.3
	水温	-	8.8	10.1	8.3	8.8	10.1	9.1	8.5	7.2	4.0	6.2	4.4
	透視度	cm	>50	>50	8	23	15	>50	20	17	>50	>50	>50
	臭気	-	無臭										
	流量	m3/m	0.36	0.66	0.48	0.11	0.46	0.52	2.04	0.79	2.07	2.46	5.3
	外観	-	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡灰黄色	淡黄色	淡黄色	淡灰黄色	淡黄色	無色	無色
	生活環境項目	pH	-	7.4	8.6	7.9	8.3	7.4	7.2	7.7	7.4	7.4	7.0
溶存酸素		mg/l	12	14	12	9.7	5.6	13	11	8.1	13	13	
BOD		mg/l	1.1	3.0	3.2	29	38	1.5	25	17	1.2	0.6	
COD		mg/l	1.2	5.2	5.2	29	35	3.0	22	14	1.2	0.6	
SS		mg/l	<1	2	30	8	19	3	8	19	<1	<1	
大腸菌群数		MPN/dl	90,000	3,100	2,900	190,000	180,000	1,100	60,000	52,000	93	75	
全窒素		mg/l	1.4	4.3	4.0	12	9.9	2.7	11	12.0	1.1	1.30	
全リン		mg/l	0.027	0.23	0.31	1.9	1.4	0.14	1.3	0.97	0.014	0.007	
その他項目		電気伝導率	mS/m	12	24	17	40	42	39	41	34	9.0	
その他項目		塩化物イオン	mg/l	12	29	23	34	40	51	30	30	23	

表 - 資料 - 37 平成13年度 その他河川水質調査結果

区分	測定項目	単位	数成川	八床川	余床川	雁又川	本地川	七曲川
			下流端	下流端	下流端	市境界	下流端	下流端
一般項目	採水日	年月日	02.02.14	02.02.14	02.02.14	02.02.19	02.02.19	02.02.15
	採水時刻	時分	12:32	12:06	11:45	11:06	10:35	12:10
	天候	-	晴	晴	晴	曇後晴	曇後晴	晴
	気温	-	4.2	5.0	5.8	5.8	4.8	4.8
	水温	-	7.0	4.2	6.9	6.0	6.0	5.1
	透視度	cm	37	>50	>50	>50	36	>50
	臭気	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	流量	m3/s	2.09	0.77	2.81	0.20	2.47	3.48
	外観	-	淡黄色	淡黄白色	淡褐色	淡黄色	淡黄色	無色
	生活環境項目	pH	-	7.5	7.4	7.4	6.9	7.7
溶存酸素		mg/l	13	13	11	11	12	13
BOD		mg/l	5.1	3.4	16	2.0	5.6	0.6
COD		mg/l	4.5	3.3	21	4.7	7.5	0.7
SS		mg/l	37	9	42	2	5	<1
大腸菌群数		MPN/dl	1,100	400	110	200	17,000	9.2
全窒素		mg/l	8.9	3.6	79	10	7.0	1.6
全リン		mg/l	0.094	0.071	0.65	0.32	0.93	<0.003
その他項目		電気伝導率	mS/m	30	38	590	90	73
その他項目		塩化物イオン	mg/l	27	40	1300	53	49
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	全シアン	mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	全水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB	mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チオラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオホルム	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ヒン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
硝酸性・亜硝酸	mg/l	1.5	3.0	8.7	3.2	1.7	1.1	
ふっ素	mg/l	<0.1	<0.1	0.3	<0.1	0.6	<0.1	
ほう素	mg/l	0.09	0.04	1.6	0.04	0.13	0.19	

測定場所:No.1 国道155号 本郷町 H14.2.25~2.28

騒音: Leq(単位デシベル)									
測定 期間	2.25(月)	2.26(火)	2.27(水)	2.28(木)	時間 等価騒音	時間帯 等価騒音	要請限度 (環境基準)		
	2.26(火)	2.27(水)	2.28(木)						
06:00		70	72	71	71	71	75 (70)		
07:00		72	72	74	73				
08:00		72	71	73	72				
09:00		71	71	73	72				
10:00		71	72	75	73				
11:00	73	70	70		71				
12:00	71	72	70		71				
13:00	71	71	69		70				
14:00	70	72	71		71				
15:00	72	71	70		71				
16:00	71	70	71		71				
17:00	72	72	72		72				
18:00	71	71	70		71				
19:00	70	68	69		69				
20:00	69	69	70		69				
21:00	68	67	69		68				
22:00	67	69	67		68			66	70 (65)
23:00	67	65	65		66				
00:00	66	67	65		66				
01:00	65	65	66		65				
02:00	65	63	62		64				
03:00	62	64	63		63				
04:00	58	66	66		65				
05:00	69	70	70		70				

測定場所:No.1 国道155号 本郷町 H14.2.25~2.28

振動 (単位デシベル)									
測定 期間	2.25(月)	2.26(火)	2.27(水)	2.28(木)	時間 平均振動	時間帯 平均振動	要請限度		
	2.26(火)	2.27(水)	2.28(木)						
07:00		43	46	41	43	39	65		
08:00		40	35	38	38				
09:00		40	42	41	41				
10:00		39	42	42	41				
11:00	44	36	35		38				
12:00	37	40	37		38				
13:00	40	39	34		38				
14:00	37	43	41		40				
15:00	39	39	37		38				
16:00	39	40	40		40				
17:00	42	43	40		42				
18:00	37	34	35		35				
19:00	34	33	35		34				
20:00	36	33	33		34			27	60
21:00	31	28	30		30				
22:00	29	31	30		30				
23:00	31	24	25		27				
00:00	25	23	26		25				
01:00	25	26	24		25				
02:00	23	18	16		19				
03:00	19	19	15		18				
04:00	16	25	17		19				
05:00	35	38	35		36				
06:00	35	45	33		38				

表 - 資料 - 40 道路交通騒音測定結果(西原町)

測定場所:No.2 国道363号 西原町 H14.2.12~2.15

騒音: Leq(単位デシベル)									
測定 期間	2.12(火)	2.13(水)	2.14(木)	2.15(金)	時間 等価騒音	時間帯 等価騒音	要請限度 (環境基準)		
	2.13(水)	2.14(木)	2.15(金)						
06:00		72	70	70	71	72	75 (70)		
07:00		73	72	73	73				
08:00		73	70	72	72				
09:00		74	72	72	73				
10:00		75	73		74				
11:00	73	71	71		72				
12:00	72	72	72		72				
13:00	72	71	71		71				
14:00	73	74	76		75				
15:00	72	75	70		73				
16:00	72	71	69		71				
17:00	72	71	70		71				
18:00	73	73	75		74				
19:00	71	70	70		70				
20:00	71	71	71		71				
21:00	72	72	70		71				
22:00	71	70	70		70			69	70 (65)
23:00	68	71	70		70				
00:00	71	70	67		70				
01:00	67	69	68		68				
02:00	69	67	66		68				
03:00	67	69	65		67				
04:00	64	67	66		66				
05:00	68	71	67		69				

表 - 資料 - 41 道路交通振動測定結果(西原町)

測定場所:No.2 国道363号 西原町 H14.2.12~2.15

振動 (単位デシベル)									
測定 期間	2.12(火)	2.13(水)	2.14(木)	2.15(金)	時間 平均振動	時間帯 平均振動	要請限度		
	2.13(水)	2.14(木)	2.15(金)						
07:00		45	45	46	45	44	65		
08:00		44	43	45	44				
09:00		46	47	47	47				
10:00		46	50		48				
11:00	46	47	48		47				
12:00	41	46	49		45				
13:00	38	48	48		45				
14:00	42	46	45		44				
15:00	42	46	46		45				
16:00	40	44	43		42				
17:00	39	43	44		42				
18:00	39	44	43		42				
19:00	39	43	40		41				
20:00	39	40	41		40			36	60
21:00	36	39	39		38				
22:00	34	39	37		37				
23:00	32	36	38		35				
00:00	30	37	35		34				
01:00	29	34	34		32				
02:00	26	35	35		32				
03:00	29	32	33		31				
04:00	34	34	35		34				
05:00	34	38	42		38				
06:00	45	45	44		45				

測定場所: No. 3 国道155号 山口町 H14.2.5~2.8

騒音: Leq(単位デシベル)									
測定 期間	2.05(火)	2.06(水)	2.07(木)	2.08(金)	時間 等価騒音	時間帯 等価騒音	要請限度 (環境基準)		
	2.06(水)	2.07(木)	2.08(金)						
06:00		75	74	75	75	75	75 (70)		
07:00		75	74	76	75				
08:00		76	75	75	75				
09:00		76	77	75	76				
10:00		75	77	74	76				
11:00	75	77	75		76				
12:00	75	75	74		75				
13:00	72	73	74		73				
14:00	77	75	72		75				
15:00	74	73	74		74				
16:00	73	74	73		73				
17:00	73	74	74		74				
18:00	79	73	73		76				
19:00	73	73	73		73				
20:00	73	73	73		73				
21:00	73	72	72		72				
22:00	73	71	72		71			70	70 (65)
23:00	71	72	70		70				
00:00	71	70	67		70				
01:00	70	67	70		69				
02:00	69	69	68		69				
03:00	70	70	71		70				
04:00	70	69	70		70				
05:00	73	73	72		73				

測定場所: No. 3 国道155号 山口町 H14.2.5~2.8

振動 (単位デシベル)									
測定 期間	2.05(火)	2.06(水)	2.07(木)	2.08(金)	時間 平均振動	時間帯 平均振動	要請限度		
	2.06(水)	2.07(木)	2.08(金)						
07:00		43	40	44	42	42	65		
08:00		41	43	41	42				
09:00		44	46	46	45				
10:00		45	43	47	45				
11:00	46	47	46		47				
12:00	41	45	46		46				
13:00	38	39	40		40				
14:00	42	48	40		44				
15:00	42	43	39		41				
16:00	40	44	42		42				
17:00	39	43	40		41				
18:00	39	35	38		37				
19:00	39	35	36		37				
20:00	39	36	36		37			34	60
21:00	36	36	38		37				
22:00	34	32	39		35				
23:00	32	37	29		33				
00:00	30	31	28		30				
01:00	29	30	31		30				
02:00	26	32	28		29				
03:00	29	26	34		30				
04:00	34	30	38		34				
05:00	34	39	43		39				
06:00	45	40	45		43				

表 - 資料 - 44 道路交通騒音測定結果(品野町)

測定場所: No. 4 国道248号 品野町 H14.2.18~2.21

騒音: Leq(単位デシベル)									
測定 期間	2.18(月)	2.19(火)	2.20(水)	2.21(木)	時間 等価騒音	時間帯 等価騒音	要請限度 (環境基準)		
	2.19(火)	2.20(水)	2.21(木)						
06:00		73	74	73	73	74	75 (70)		
07:00		74	75	73	74				
08:00		72	74	73	73				
09:00		79	74	75	77				
10:00	73	74	74		74				
11:00	73	74	73		73				
12:00	72	74	72		73				
13:00	73	73	73		73				
14:00	75	73	73		74				
15:00	75	73	73		74				
16:00	73	77	72		75				
17:00	72	76	73		74				
18:00	72	73	70		72				
19:00	72	71	72		72				
20:00	72	72	72		72				
21:00	72	71	70		71				
22:00	72	70	71		71			69	70 (65)
23:00	68	70	71		70				
00:00	69	69	69		69				
01:00	68	70	66		68				
02:00	66	70	69		69				
03:00	69	69	69		69				
04:00	70	68	68		69				
05:00	69	70	71		70				

表 - 資料 - 45 道路交通振動測定結果(品野町)

測定場所: No. 4 国道248号 品野町 H14.2.18~2.21

振動 (単位デシベル)									
測定 期間	2.18(月)	2.19(火)	2.20(水)	2.21(木)	時間 平均振動	時間帯 平均振動	要請限度		
	2.19(火)	2.20(水)	2.21(木)						
07:00		38	42	37	40	42	65		
08:00		41	43	43	43				
09:00		44	45	45	45				
10:00	43	44	44		44				
11:00	41	44	44		43				
12:00	42	44	42		42				
13:00	42	44	42		42				
14:00	44	43	43		43				
15:00	44	43	43		43				
16:00	44	42	43		43				
17:00	43	41	41		42				
18:00	40	39	34		38				
19:00	39	36	38		38				
20:00	39	39	37		38			35	60
21:00	39	35	38		37				
22:00	36	33	34		34				
23:00	37	37	32		35				
00:00	31	29	30		30				
01:00	35	33	26		31				
02:00	34	34	30		33				
03:00	36	35	40		37				
04:00	33	29	33		32				
05:00	36	37	40		38				
06:00	42	44	44		43				

(3)生物調査

表 - 資料 - 46 平成13年度 河川水生生物調査結果(水生昆虫)

分類	指標	調査日	2001.7.28				2001.8.4				2001.7.28				2001.8.4	
		河川名	瀬戸川				矢田川				水野川				蛇ヶ洞川	
		調査地点	馬ヶ城	市役所前	共栄橋	雲興寺	不老橋	屋戸橋	菱野橋	旧上品野小裏	下品野小裏	東曾野橋	荏坪橋	上半田川	蛇ヶ洞	下半田川
昆虫類	生物種名															
	カゲロウ類1															
	カゲロウ類2															
	ヤゴ類															
	トビケラ類															
	ヘビトンボ類															
	カワゲラ類															
	アメンボ類															
	マツモムシ															
	ミズカマキリ															
	タイコウチ															
	ヒメタイコウチ															
	タガメ															
	コオイムシ															
	ナベプタムシ															
	ミズスマシ															
	ゲンゴロウ類															
	ヒラタドロムシ															
	ゲンジボタル															
	ガムシ															
ユスリカ類																
ガガンボ類																
ボウフラ																
ブユ																
アミカ																
ナガレアブ																
甲殻類	サワガニ															
	モクズガニ															
	アメリカザリガニ															
	スジエビ															
	ヌマエビ															
軟体動物	ミズムシ															
	カワニナ															
	サカマキガイ															
	モノアラガイ															
	ヒメモノアラガイ															
環形扁形	タニシ															
	シジミ															
	ヒル類															
	イトミミズ															
	プラナリア															
脊椎動物	ウズムシ類															
	オタマジャクシ															
	ウシガエル															
	イシガメ															
	オオサンショウウオ															
合計	イモリ															
	アカミミガメ															
計	5匹以上	3	4	4	3	2	6	6	3	8	3	6	4	2	4	
	3~4匹	1	2	1	2	3	0	1	0	2	3	0	0	1	1	
種類	1~2匹	6	1	1	5	4	1	4	4	4	1	1	6	5	1	
	種類の合計	10	7	6	10	9	7	11	7	14	7	7	10	8	6	
指数	水温	23.9	24.5	24.9	25.0	28.0	28.3	26.5	24.0	26.0	26.0	27.5	29.5	23.8	26.5	
	A 清冽水域()	1			3	1			2	1			1	2	1	
	A 清冽水域()~やや汚染水域()	3			4	1	1		4	2	3		1	5	3	
	やや汚染水域()~かなり汚染水域				1			2		1			1			
	B かなり汚染水域()	1	1	1			1	2		1		1	1			
B 極めて汚染水域()	2	2	2		2	2	3		2	2	2	2		1		
指数	生物指数 2A + B	11	3	3	14	6	5	5	12	7	8	3	7	14	9	
	汚濁指数 (s*h) / h	2.10	3.67	3.57	1.33	2.94	3.15	3.38	1.30	3.04	2.41	3.67	2.70	1.33	1.58	
	BOD (ppm)	0.8	5.7	7.4	0.5	2.2	1.4	8.4	2.3	2.2	2.6	2.1	0.5	0.5	0.5	
河川調査部 A法		13.4	4.0	5.3	25.3	12.3	11.5	8.3	22.7	10.7	17.6	6.0	11.0	22.9	31.4	

(5)酸性雨調査結果

瀬戸市役所及び市内の小学校で酸性雨（一般的にpHが5.6より低い雨をいう。）の実態を把握するため、降雨を採取して調査を実施しています。平成13年の調査結果は以下のとおりです。なお、採取する雨の回数や条件等の違いにより値に違いはありますが、愛知県や環境省の調査結果と大きな違いはありませんでした。

表 - 資料 - 47 平成13年 市内酸性雨調査結果

地点	市役所	掛川小	水南小/東明小	幡山中
年平均値	4.42 (4.30)	4.71 (5.06)	5.50 (5.03)	5.61 (5.47)
最大値	6.15 (5.8)	6.2 (6.2)	6.2 (6.2)	6.2 (6.2)
最小値	3.40 (3.4)	3.6 (3.6)	3.6 (3.6)	3.6 (3.6)
測定回数	23 (17)	47 (28)	65 (15)	36 (41)

平成13年1月から12月までの調査結果。()内は、平成12年の値

水南小/東明小の測定は、1～3月が東明小、4～12月までが水南小での測定

表 - 資料 - 48 愛知県、環境省酸性雨調査結果(調査地点ごとのpHの年平均値)

調査機関	調査年度	調査結果
愛知県	平成10年度	4.8 ~ 6.3
	平成11年度	4.7 ~ 6.2
	平成12年度	4.6 ~ 5.1
	平成13年度	4.6 ~ 4.9
環境省	平成9年度	4.6 ~ 5.8

4. その他

(1) 瀬戸市環境マネジメントシステム (ISO14001) の取り組み

本市は、平成 12 年度中に ISO14001 の認証を取得することを目的とし、環境の改善や保全活動を積極的に進め、平成 13 年 2 月 23 日に認証を取得しました。対象とする施設は、市本庁舎だけではなく、本庁以外の各支所等の施設、消防署、保育園を含む 56 施設で、エネルギーや紙の使用、廃棄物の削減等、さまざまな環境保全施策への取り組みを進めました。以下に環境マネジメントシステムの P D C A (Plan[計画]-Do[実施]-Check[評価]-Action[改善]) サイクルに基づく取り組みの実施結果を報告します。(瀬戸市環境方針は、表紙裏に掲載しています。)

瀬戸市環境マネジメントシステムの取り組み経過

年月日	取り組みの内容
H12年7月31日	運用開始説明会
8月1日	環境マネジメントシステム 実施運用開始
8月10日	外部審査機関による書類予備審査
10月10日	内部環境監査の実施(～25日)
11月20日	外部審査機関に予備審査(～22日)
H13年1月17日	環境管理総括者による見直し
2月5日	外部審査機関による本審査(～7日)
2月23日	認証登録決定
2月28日	認証登録証授与
11月12日	内部環境監査の実施(～26日)
H14年1月15日	外部審査機関による定期審査(～16日)
3月6日	環境管理総括者による見直し

主な環境目標と達成状況

環境マネジメントシステムは、具体的な目標を設定して取り組みを進めるとともに、的確に取り組み状況を把握し、評価・改善を行います。主な共通目標及びその達成状況は次のとおりです。

目 標	達成状況
電気使用量(対11年度比6%以上削減)	一般施設目標達成、特殊施設目標未達成
都市ガス使用量(")	一般施設、特殊施設とも目標達成
上水使用量(")	目標未達成
ガソリン使用量(")	目標達成

(特殊施設目標は、対 11 年度現状維持)

対象施設の設備等の環境法令遵守状況

大気汚染防止法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの環境法令の規制を受ける設備、廃棄物等は、市役所本庁舎はじめ全施設において、法令規制を満足しています。

職員教育、研修、訓練の実施結果

職員に対する教育、研修、訓練は、年間を通して各職員階層別、各職場別それぞれで実施しました。

対象	主な教育、研修の内容
環境推進員	マネジメントシステム改訂、運用に関する留意事項
内部環境監査員（予定者）	マネジメントシステム概要、監査実施手法、実施スケジュール
環境推進員	内部環境監査結果、定期審査について
各課職員	環境推進員の計画に基づき随時実施

内部環境監査の結果

システムが ISO14001 の規格の要求事項に適合し、環境マニュアルで定める内容を満たして継続的に運用されているか否かを監査しました。

指摘事項	主な指摘の内容
環境側面	設備等の変更が反映されていない、評価漏れ
訓練、自覚及び能力	教育・訓練計画の一部不備、教育・訓練記録の一部不備
運用管理	各課特有の手順書の不備、協力団体への依頼漏れ
監視及び測定	個人チェックシートの改善

システム見直しの結果

統括責任者（市長）によるシステム見直しは、平成 14 年 3 月に行われ、「方針、目的の変更などシステムの改善が行われました。

見直しによる改善項目	主な見直しの内容
方針、目的の変更の必要性	・環境方針変更なし。 ・14年度から全体環境目的・目標の中の、省エネルギー、省資源の推進の数値目標は、各施設で設けること。 ・引き続き市共通を主体にしながら、各部門で環境マネジメントプログラムをより積極的に展開していくこと。
システムの変更の必要性	より現場に即したシステムの運用をすすめること。
その他	社会的要求事項については、適宜対応を進めること。

(2)環境影響評価（環境アセスメント）

環境アセスメントとは、大規模な開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して意見を聴き、それらを踏まえて、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにするものです。国では、環境影響評価法が平成 9 年 6 月に制定され、愛知県においては愛知県環境影響評価条例が平成 10 年 12 月に制定され、表 - 資料 - 49 に示す事業を対象としています。

表 - 資料 - 49 環境影響評価対象事業

対象事業の種類	法対象事業		愛知県条例対象事業
	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)	
1 道路 (1) 高速自動車国道 (2) 指定都市高速道路(4車線) (3) 一般国道(4車線) (4) 大規模林道(幅員6.5m以上) (5) 県道・市町村道(4車線)	全て 全て 10km以上 20km以上 -	- - 7.5km以上10km未満 15km以上20km未満 -	- - 7.5km以上10km未満 15km以上20km未満 7.5km以上
2 ダム・堰その他河川工事 (1) ダム (2) 堰 (3) 湖沼水位調節施設 (4) 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 湖沼開発面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満
3 鉄道 (1) 新幹線鉄道 (2) 普通鉄道 (3) (1)・(2)以外の鉄道 (4) 新設軌道 (5) (4)以外の鉄道	全て 10km以上 - 10km以上 -	- 7.5km以上10km未満 - 7.5km以上10km未満 -	- 7.5km以上10km未満 7.5km以上 7.5km以上10km未満 7.5km以上
4 飛行場	滑走路2,500m以上	1,875m以上2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所(地熱以外) (3) 火力発電所(地熱) (4) 原子力発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 全て	2.25万kw以上3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7,500kw以上1万kw未満 -	2.25万kw以上3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7,500kw以上1万kw未満 -
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ処理施設 (2) し尿処理施設 (3) 産業廃棄物焼却施設 (4) 廃棄物最終処分場	- - - 30ha以上	- - - 25ha以上30ha未満	処理能力150t/日以上 処理能力150kl/日以上 処理能力150t/日以上 25ha以上30ha未満
7 下水道終末処理場	-	-	11.25ha以上
8 工場・事業場	-	-	燃料使用量11.25t/h以上 又は特定排出水の量 0.75万m ³ /日以上
9 公有水面の埋立て・干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	40ha以上50ha以下
10 土地区画整理事業 (1) 都市計画に定められるもの (2) その他	100ha以上 -	75ha以上100ha未満 -	75ha以上100ha未満 75ha以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
12 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
13 流通業務団地の造成 (1) 流通業務市街地整備法に規定するもの (2) その他	100ha以上 -	75ha以上100ha未満 -	75ha以上100ha未満 75ha以上
14 農用地の造成	-	-	75ha以上
15 レクリエーション用地の造成	-	-	75ha以上
16 工業団地の造成 (1) 首都圏・近畿圏で行われるもの (2) 環境事業団等の行うもの (3) その他	100ha以上 100ha以上 -	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 -	- 75ha以上100ha未満 75ha以上
17 住宅団地の造成 (1) 環境事業団等の行うもの (2) その他	100ha以上 -	75ha以上100ha未満 -	75ha以上100ha未満 75ha以上
18 土石の採取	-	-	75ha以上
19 その他規則で定めるもの(複合開発事業)	-	-	75ha以上
20 港湾計画	埋立・掘込300ha以上	-	-

(注) 条例対象事業のうち法の第二種事業と重複するものについては、法による判定の結果、法対象事業とならなかったもののみ条例の対象事業となる。

(3) 瀬戸市環境基本条例

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条・第9条）

第3節 環境の保全及び創造に関する施策（第10条 - 第21条）

第4節 施策の推進等（第22条 - 第24条）

第3章 環境審議会（第25条・第26条）

附則

わたしたちのまち、古くからせとものまちとして輝かしい歴史と伝統をもち、多くの先人たちの長年にわたる努力により、豊かな自然の恵みに支えられながら、文化と産業の調和のなかで発展してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えながら営まれている。近年の環境問題は、わたしたちの身近な日常生活が原因となり、ますます複雑、多様化してきており、地球的規模の広がりや将来世代にわたる問題として影響が懸念されている。

わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継ぐことができるよう努めなければならない。

このような認識のもと、地球環境の保全、自然環境の保全に努め、資源が循環する環境創造都市の実現を目指すとともに、市、事業者及び市民が一体となって問題解決に取り組むため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在の環境がわたしたちの世代だけのものではなく、将来の世代とも共有していることを認識し、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源の有限性を認識し、その合理的かつ循環的な利用及び環境保全上の支障の未然防止を旨とし、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然との関わり及び歴史その他の市の特性を尊重し、自然と共生していくことを目的として行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が広域的な環境ひいては地球的規模の環境と深く関わっていることを認識し、市、事業者及び市民が自らの課題であるととらえ、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 市は、自らの社会経済活動に当たっては、環境の保全及び創造に資する取り組みを率先して実行するとともに、事業者及び市民の環境の保全及び創造に資する取り組みの支援に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷について、その低減に資するための情報提供に努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市民が行う地域の環境保全及び創造活動並びに市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針

第7条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

第2節 環境基本計画等

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見が反映されるよう努めるとともに、あらかじめ瀬戸市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第9条 市長は、毎年1回、市の環境の状況、環境基本計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造に関する施策

（規制の措置）

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（協定の締結）

第11条 市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

（経済的措置）

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備

その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮)

- 第13条 市は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を計画し、及び実施しようとする者に対し、その事業による環境への影響を緩和するための適正な配慮を求めるとともに、配慮がなされるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境調整制度)

- 第14条 市は、環境に影響を与えると認められる施策の立案及び実施において、環境の保全及び創造の観点から調査及び調整を行うものとする。

- 2 市は、自らの活動について、環境に与える影響の評価、監査等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市は、環境への配慮のため、事業者及び市民が自らの活動に係る環境に与える影響の評価、監査等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて事業者及び市民に対して助言、指導等を行うことができるものとする。

(施設の整備等)

- 第15条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源等の有効利用の促進)

- 第16条 市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(教育、学習等)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の推進)

- 第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が地域において自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

- 第19条 市は、第17条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視等)

- 第20条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定及び推進に必要な調査を実施するとともに、施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全)

- 第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資するための施策を積極的に推進するものとする。

第4節 施策の推進等

(推進体制の整備)

- 第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備し、環境基本

計画その他環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進を図るため、次に掲げる事項について総合的な調整を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 環境に著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の策定及び実施に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に関すること。

(事業者及び市民との連携)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、事業者及び市民の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

(国等との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で広域的な連携及び国際協力を行う必要のあるものについて、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その施策の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置等)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、瀬戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
 - (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(組織)

第26条 審議会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全及び創造に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、市長及び調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に作成し、公表された環境基本計画は、第8条の規定により策定し、公表されたものとみなす。

(瀬戸市公害対策審議会条例の廃止)

- 3 瀬戸市公害対策審議会条例(昭和46年瀬戸市条例第13号)は、廃止する。

(4) 瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物関連施設の設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に
関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整
を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物関連施設 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の積替え・保管施設（産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者、排出事業者又は再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。以下同じ。）が設置する保管場所が100平方メートル以上の積替え若しくは保管を行う施設をいう。）、中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに規定する施設又は処分業（最終処分及び海洋投入処分を除く。）の許可を受けた者が設置する政令第7条第1号から第13号の2までに規定する施設以外の施設をいう。）、最終処分場（政令第7条第14号に規定する最終処分場をいう。）及び再生利用のための施設（再生利用業者が設置する産業廃棄物の再生利用のための施設をいう。）をいう。
- (2) 産業廃棄物関連施設の設置 産業廃棄物関連施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更（規則で定める変更を除く。）することをいう。
- (3) 事業者 産業廃棄物関連施設の設置をしようとする者をいう。
- (4) 関係地域 産業廃棄物関連施設の設置に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
- (5) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者、関係地域内の利水を管理する者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。
- (6) 紛争 産業廃棄物関連施設の設置に伴って生ずるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生ずる争いをいう。

(市の責務)

第3条 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物関連施設の設置に当たっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書及び環境保全対策書の提出)

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物関連施設の設置に係る計画（以下「事業計画」という。）について、次に掲げる事項を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物関連施設の設置の場所
- (3) 産業廃棄物関連施設の種類
- (4) 産業廃棄物関連施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物関連施設の処理能力（最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 産業廃棄物関連施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 産業廃棄物関連施設の維持管理に関する計画
- (8) 最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物関連施設を設置することが関係地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境保全のための措置及びその予想される効果を記載した書類（以下「環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。

（関係地域の設定）

- 第6条 市長は、事業計画書及び環境保全対策書（以下「事業計画書等」という。）の提出があった場合は、関係地域を設定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、瀬戸市産業廃棄物対策委員会の意見を聴くことができる。
- 2 市長は、関係地域を設定したときは、速やかに、事業者へ通知するものとする。

（告示及び縦覧）

- 第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書等を当該告示の日から30日間縦覧に供しなければならない。

（周知計画書の提出）

- 第8条 事業者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、事業計画書等についての説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項について定めた周知計画を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を、速やかに、市長へ提出しなければならない。

（説明会の開催）

- 第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、第7条に規定する縦覧期間内に規則で定めるところにより、関係地域内において、周知計画書に基づき説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

- 2 市長は、事業者が正当な理由がなく説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して、説明会を開催するよう求めるものとする。
- 3 事業者は、第1項の説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画書等について、その概要を記載した書類の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。
- 4 事業者は、周知計画書に基づき関係住民に対し事業計画書等について周知を図ったときは、その実施状況について、規則で定めるところにより、説明会実施結果報告書を市長へ提出しなければならない。

（追加説明会の開催）

- 第10条 市長は、前条第4項の規定による説明会実施結果報告書が提出された場合において、さらに関係住民への周知が必要であると認めるときは、追加説明会の開催を指示することができる。
- 2 第8条及び前条の規定は、前項の追加説明会について準用する。

（意見書の提出）

- 第11条 事業計画書等について、環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第7条の告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日（同条の規定による縦覧期間満了の日までに説明会又は追加説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会又は追加説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日）までに、規則で定めるところにより、市長へ意見書を提出することができる。
- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類（以下「意見書等」という。）を事業者へ送付するとともに、送付した日から2週間縦覧に供しなければならない。

（見解書の提出）

- 第12条 事業者は、前条第2項の規定による意見書等の送付を受けたときは、意見書等の送付を受けた日から2週間以内に、規則で定めるところにより、意見書等に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、市長へ提出しなければならない。
- 2 事業者は、見解書の提出後、正当な理由がある場合を除くほか、規則で定めるところにより、関係住民に対し、見解書について周知をしなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により、関係住民に対し見解書について周知を図ったときは、その状況について、規則で定めるところにより、見解書周知報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、見解書が提出されたときは、その見解書の写しを見解書が提出された日から2週間縦覧に供しなければならない。

(意見の調整)

- 第13条 市長は、第11条第1項の意見書及び前条第1項の見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、関係住民及び事業者間の意見の調整を行うことができる。
- 2 市長は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて、瀬戸市産業廃棄物対策委員会に諮問するものとする。

(環境保全協定の締結)

- 第14条 事業者は、産業廃棄物関連施設を設置しようとするときは、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前(法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない場合は、当該産業廃棄物関連施設の設置に着手しようとする前)までに、当該事業計画の実施に係る環境保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を、関係地域内の自治会等の地元組織と締結するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、環境保全協定を締結しようとするときは、その内容を事前に市長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、環境保全協定を締結したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(事業計画書等の変更の届出等)

- 第15条 事業計画書等又は周知計画書を提出した事業者は、当該事業計画書等又は周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第5条から前条までの規定は事業計画書等の内容の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について、第8条から第12条までの規定は周知計画書の内容の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

- 第16条 事業計画書等を提出した事業者は、当該事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を行った事業者は、遅滞なく、当該事業計画を廃止した旨を関係住民に周知しなければならない。

(あっせん)

- 第17条 事業者又は関係住民は、紛争が生じたときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上があっせんを行うことが適当でないときを除き、あっせんを行うものとする。
- 3 市長は、当事者間のあっせんを行い、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。
- 4 市長は、第2項の規定によりあっせんを行うときは、瀬戸市産業廃棄物対策委員会に諮問するものとする。

(あっせんの打ち切り)

- 第18条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、瀬戸市産業廃棄物対策委員会の意見を聴いたうえで、あっせんに打ち切るものとする。
- 2 市長は、あっせんに打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(勧告)

- 第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 産業廃棄物関連施設の設置を行おうとしていることが事実であると認められるにもかかわらず、事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をしたとき。
- (2) 第9条第2項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
- (3) 第12条第1項の見解書を正当な理由がなく期限内に提出しないとき。

(改善命令及び公表)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、改善命令をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による改善命令をした場合において、当該改善命令を受けた事業者が当該改善命令に従わないときは、規則で定める方法により当該改善命令を受けた事業者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(瀬戸市産業廃棄物対策委員会)

第21条 第13条第2項、第17条第4項及び第18条第1項の規定による市長の諮問等に応じ、調査審議するため、瀬戸市産業廃棄物対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、廃棄物の処理又は環境の保全に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第20条第1項の規定による命令に従わない事業者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に瀬戸市土地利用調整条例(平成10年瀬戸市条例第29号)第6条第3項の規定による開発行為等協議申請書が市長に提出されている開発行為等については、この条例の規定は適用しない。

(瀬戸市土地利用調整条例の一部改正)

- 3 瀬戸市土地利用調整条例の一部を次のように改正する。
第7条に次の1項を加える。
 - 3 事業者のうち産業廃棄物関連施設の設置を行うものは、前2項の規定にかかわらず、瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年瀬戸市条例第12号)に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続きとみなす。

(5) 瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物関連施設の運用の指導に関し、必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物関連施設 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の積替え・保管施設（産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者又は排出事業者が設置する保管場所が100平方メートル以上の積替え若しくは保管を行う施設をいう。）、中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに規定する施設又は処分業（最終処分及び海洋投入処分を除く。）の許可を受けた者が設置する政令第7条第1号から第13号の2までに規定する施設以外の施設をいう。）及び最終処分場（政令第7条第14号に規定する最終処分場をいう。）をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物関連施設において産業廃棄物の処理等を行っている者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、環境汚染を未然に防止するため、産業廃棄物関連施設の運用について必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、産業廃棄物関連施設の運用によって環境汚染及び災害が生じないように努めなければならない。
- 2 事業者は、産業廃棄物関連施設の運用に係る苦情が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

(水質検査等の報告)

- 第5条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、保有水等集排水設備及び浸出液処理設備から放流される水の水質検査、排ガス処理設備から排出されるガスの検査並びに産業廃棄物関連施設及びその周辺の地下水の水質検査、土壌検査及び悪臭検査を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 市長は、前項の報告を受けた検査結果を公表することができる。

(立入調査)

- 第6条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、事業者に対し、産業廃棄物の種類、処分の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員を当該区域及び関係書類の保管場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第7条 市長は、産業廃棄物関連施設の運用に関して、環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、その行為をしている事業者に対し、その行為を除去するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、

必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第5条第1項の規定による水質検査等の報告を正当な理由がなく提出しないとき。
- (2) 第6条第1項の規定による立入調査を正当な理由がなく拒否したとき。
- (3) 第7条の規定による指導を正当な理由がなく拒否したとき。

(改善命令及び公表)

第9条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、改善命令をすることができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定による改善命令に従わないときは、規則で定める方法により当該改善命令を受けた事業者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(6) 瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物を収納していた容器、たばこの吸い殻、包装紙、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等のみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、広場、公園、河川その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人の土地を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、自主的に清掃活動を行う等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

- 2 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

- 2 空き缶等の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨て防止についての消費者に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、その所有し、占用し、又は管理する土地の清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、市民の良好な生活環境が損なわれないようふん害の防止に努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

- 2 飼い主は、飼い犬等を連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等がふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(印刷物等の回収及び処理)

第8条 公共の場所において、印刷物その他のもの（以下「印刷物等」という。）を配布した者は、その配布した場所の周辺に当該印刷物等が散乱した場合は、速やかにこれを回収し、適正に処理しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第9条 自動販売機により飲食物を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告、命令及び公表)

第11条 市長は、第6条第2項、第8条及び第9条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害を防止するための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該命令に従わない者の氏名及び住所並びに当該命令の内容及び当該命令に従わない旨を公表することができる。

(空き缶等散乱防止協定)

第12条 市長は、空き缶等の散乱を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

- (1) ポイ捨て防止についての啓発に関する事項
- (2) 空き缶等の散乱防止のための清掃に関する事項
- (3) その他空き缶等の散乱防止に関し必要な事項

(協力要請)

第13条 市長は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために、市民等、事業者、関係団体及び関係機関に対し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

- (1) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項
- (2) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項
- (3) その他空き缶等の散乱及びふん害の防止に関し必要な事項

(空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日)

第14条 市長は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について市民等及び事業者の関心と理解を深めるため、空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日を設けることができる。

(空き缶等散乱及びふん害防止重点地域)

第15条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域を空き缶等散乱及びふん害防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、重点地域の指定を変更し、又は解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により重点地域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(顕彰)

第16条 市長は、空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して著しい功績のあった者に対し、顕彰することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。